

# 春日部市地域福祉計画

計画期間：2019年度▶2023年度

笑顔でつながり 支え合う  
安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部

2019年（平成31年）3月

春日部市

## 「笑顔でつながり 支え合う

### 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部

#### の実現を目指して

少子高齢・人口減少社会が進む中、経済・社会の持続性を高めていくためには、地域の力を強化することが必要とされています。そのような中、国において、従来の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの「暮らし・生きがい・地域」を共に創っていく社会の実現に向けた取組が進められています。



春日部市では、2018年（平成30年）に「第2次春日部市総合振興計画」をスタートし、まちの将来像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向け、だれからも「選ばれるまち」を築いていくことを目標に各種施策を推進しております。

「春日部市地域福祉計画」は、国の動向や「第2次春日部市総合振興計画」との整合性を図りながら、地域福祉推進の理念のもと、子どもから高齢者まで、障害の有無や年齢に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域全体で支え合うまちづくりを目指して策定したものです。人と人が「笑顔でつながり」、「支え合う」仕組みづくりを進め、全ての市民が「安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部」の実現を目指してまいります。

本計画を推進するにあたっては、市民、地域、社会福祉協議会をはじめとした福祉関係団体及び行政が協働して、共に同じ目標に向かって地域福祉を推進していくことが重要となりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民意識調査にご協力いただきました市民並びに福祉関係団体の皆様、熱心にご審議を重ねていただきました春日部市地域福祉計画審議会委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

2019年（平成31年）3月

春日部市長 石川 良三



第1章 計画の概要	1
1 計画策定に向けて	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	9
4 計画の策定体制	10
第2章 地域福祉の現状と課題	11
1 地域福祉をめぐる状況	12
2 調査結果から見られる傾向	21
3 地域福祉における主な取組	39
4 地域福祉推進に向けた課題の整理	42
第3章 計画の理念・目標と体系	47
1 目指すべき地域福祉の方向性	48
2 基本理念	52
3 基本目標	52
4 計画の体系	53
5 重点的取組	54
第4章 施策の展開	55
1 福祉意識の向上と担い手づくり	56
2 助け合い・支え合いの仕組みづくり	67
3 包括的支援体制づくり	73
4 誰もが安心して暮らせるまちづくり	85
第5章 計画の推進	95
1 計画推進にあたって	96
2 計画の進捗管理・評価	96
資料編	97
1 春日部市地域福祉計画審議会	98
2 春日部市地域福祉計画策定庁内検討委員会	103
3 市民意見提出手続き(パブリックコメント)	106
4 用語集	107
5 関連法	110



---

# 第1章 計画の概要

---

# 1 計画策定に向けて

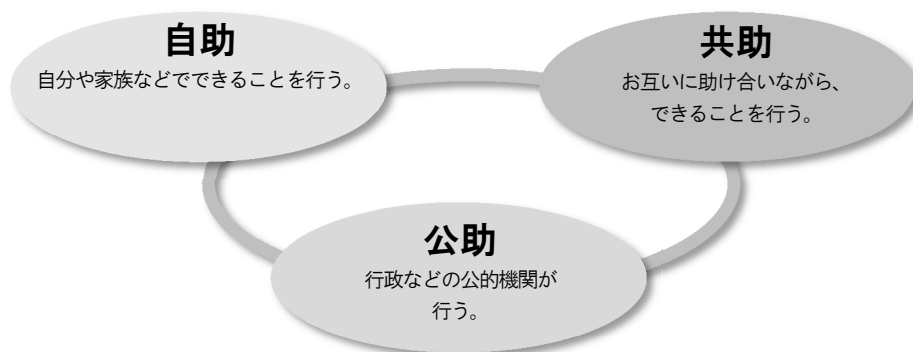
## (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において子どもから高齢者まで、障害の有無などに関わらず、住民一人ひとりが安心して暮らしていけるよう、住民や住民組織、関係団体・機関、行政などの関係者がお互いに協力して、地域の生活課題を解決していく考えや行動のことです。

近年、地域社会を基盤とした地域福祉の推進の必要性がさらに高まっています。

地域福祉における取組には、自分自身や家族でできることを行う「自助」、相互扶助の仕組みを活用し、助け合いながらできることを行う「共助」、行政などの公的機関が行う「公助」があります。

「地域福祉計画」において、地域生活課題の解決に向けて、「自助」「共助」「公助」をうまく組み合わせながら、地域福祉を総合的に推進していくことが求められています。



## (2) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

人口減少や少子高齢化のますますの進行、夫婦のみや単身世帯の増加、近隣とのつながりの希薄化など、生活をめぐる環境は大きく変化しています。介護と育児といったダブルケアの問題、世帯全体で抱える\*複合的な課題、既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の問題など、様々な課題が新たに生じてきています。

これらへの課題解決に向けて、福祉の領域だけでなく、社会全体の中で、人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係づくりが不可欠です。

国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会の実現」を目標に掲げて、社会福祉制度の改革へ向けた様々な検討が進められています。

社会福祉法の改正により、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が図られることを目指す旨が明記され、この理念の実現に向けて、市町村は\*包括的な支援体制づくりに努めるものです。

今後は、国が示すこの地域福祉推進の理念のもと、自助、共助、公助をうまく組み合わせながら、子どもから高齢者まで、障害の有無などに関わらず、全ての市民がいつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指していきます。

### (3) 国の動向

「地域共生社会の実現」に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯は以下の通りです。

平成27年9月、「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」より、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示されました。地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す方向性が謳われています。

平成28年6月に閣議決定された「\*ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。

平成28年10月に「地域力強化検討会」が設置され、12月には同検討会より中間とりまとめとして、市町村における\*包括的な支援体制の構築に向けた提言がなされました。

平成29年2月には「地域共生社会の実現」に向けた当面の改革工程が示され、「地域共生社会」を実現するための「改革の骨格」として、①地域課題の解決力の強化 ②地域丸ごとのつながりの強化 ③地域を基盤とする包括的支援の強化 ④専門人材の機能強化・最大活用の4点が示されました。

その後、「\*地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が一部改正され、平成30年4月に施行されました。改正の概要は、「地域共生社会づくり」・包括的な支援体制の整備であり、①「\*我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、②この実現に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定、③「地域福祉計画」の充実の3つです。

続いて、平成29年9月に「地域力強化検討会」の最終とりまとめが行われたことを受け、改正社会福祉法第106条の3に基づく指針の策定、「地域福祉計画」の策定ガイドラインの改定、さらにはその後の「地域共生社会づくり」の展開を進めていくこととしています。

平成29年12月には、「市町村地域福祉計画」、「都道府県地域福祉支援計画」の策定ガイドラインが示され、「市町村地域福祉計画」では、計画に盛り込むべき事項や計画策定の体制と過程、「都道府県地域福祉支援計画」では、計画に盛り込むべき事項や計画の基本姿勢、計画策定の体制とその過程が明記されました。

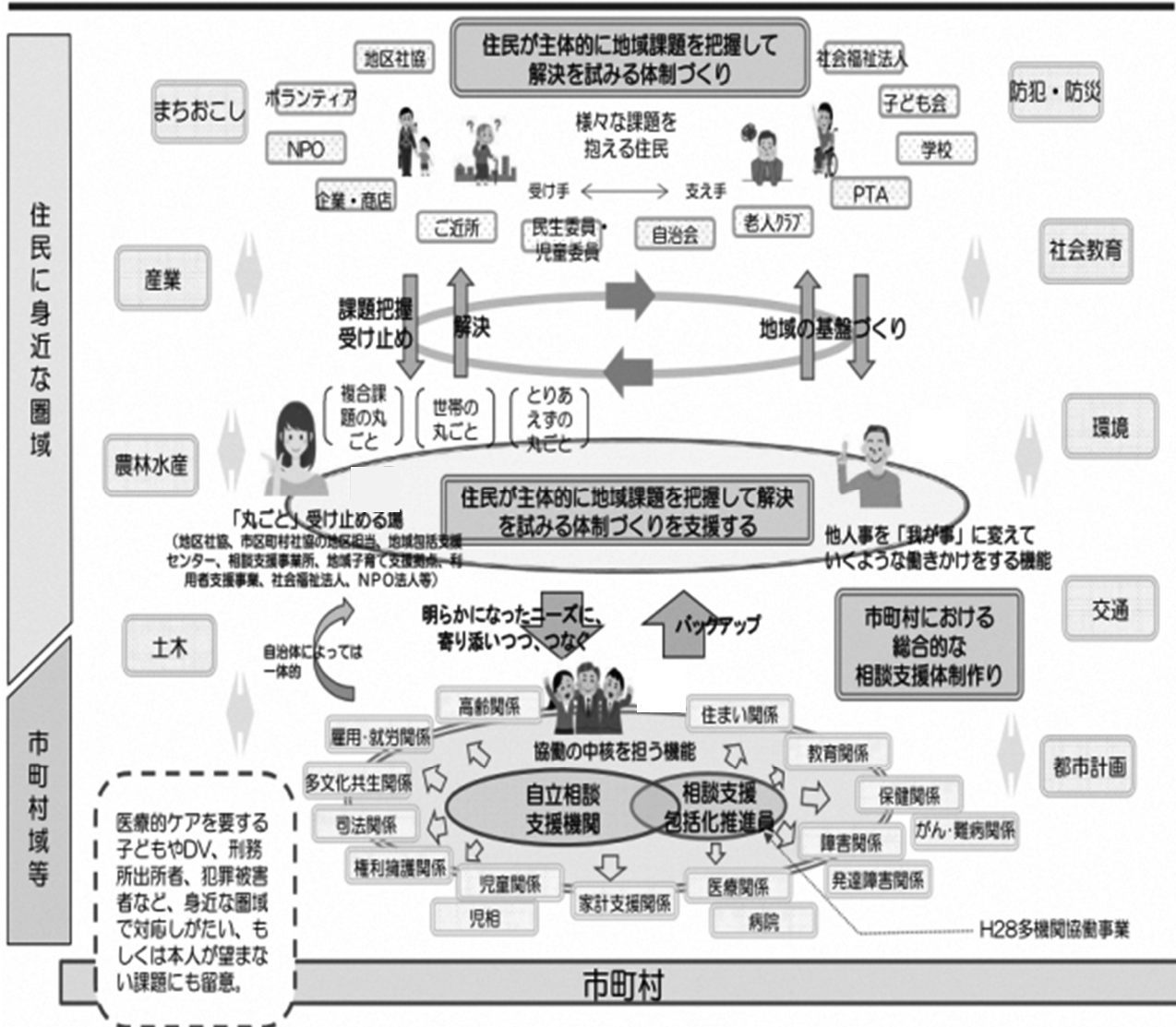




### (4) 地域共生社会づくりのイメージ

市町村における\*包括的な支援体制の整備として、「他人事」が「我が事」になるような環境の整備、住民に身近な圏域（地域の实情に合わせ、「地域共生社会づくり」を進める区域を設定）で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり、公的な関係機関が協働して課題を解決するための地域を「丸ごと」支える体制づくりが必要になります。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



出典：「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」中間とりまとめ資料

## 2 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

法律の中で、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、\*包括的な支援体制の整備に関する事項を一体的に定める計画とされています。

「地域共生社会の実現」に向け、地域の課題解決には、個人やその家族の主体的活動である「自助」、近隣の助け合いや地域活動による支え合いである「共助」、行政などによる公的支援の「公助」がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協力体制を強化していくことが求められています。

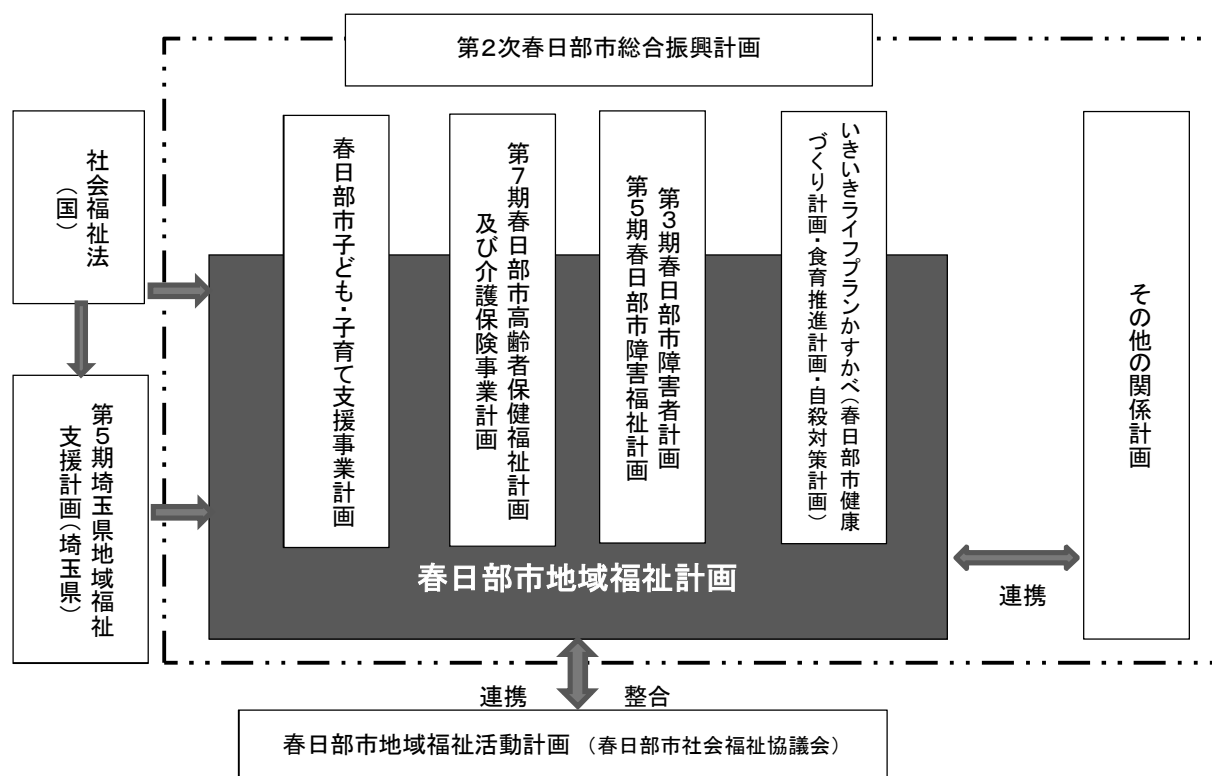
### (2) 関係計画との位置づけ

本計画は、「第2次春日部市総合振興計画」で示された、まちの将来像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向け、整合性を図ります。

地域福祉を推進する上で、子ども、高齢者、障がい者などの個別計画に共通する理念や方向性を共有し、福祉分野の横断的な施策を定める計画として策定しました。

さらに、文化・教育・都市基盤、他の部門で策定された個別計画などの課題をも福祉の視点から横断的に捉えることができる計画としました。

計画の関係図



### ■春日部市子ども・子育て支援事業計画とは

「春日部市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画です。「\*子ども・子育て支援新制度」に基づいた支援策の充実を図るとともに、全ての子育て家庭を対象として、春日部市が今後進めていく子育ての支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画です。

### ■第7期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画とは

「高齢者福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）は、老人福祉法第20条8の規定に基づく計画であり、「老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業」の供給体制の確保に関する計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づく計画です。市が行う「介護保険事業」に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

両計画は二つの法律の規定により一体的に策定しています。

### ■第3期春日部市障害者計画、第5期春日部市障害福祉計画とは

「春日部市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく計画です。国の「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を基本とし、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に関する計画です。

また、「春日部市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定める計画です。

なお、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」と一体的に策定しています。

### ■いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）とは

「いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）」は、健康増進法第8条、食育基本法第18条及び自殺対策基本法第13条の規定に基づく計画です。本市の健康、食、こころの健康に関する課題を明らかにし、市民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組と、その活動を社会全体で支えていくための諸活動の指針となる計画です。

### (3) 第2次春日部市総合振興計画の基本目標と施策体系図

「第2次春日部市総合振興計画」では、「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」を実現するために、7つの「まちづくりの基本目標」を定め、各種施策を総合的に進めています。

地域福祉の推進に向けては、基本目標2の「いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち」を中心に、子育て・教育、市民参加・文化・スポーツ、防災・生活など、各種分野と連携しながら、共に支えあい自立して暮らせるまちづくりを目指します。

#### 施策体系図



出典: 第2次春日部市総合振興計画

#### (4) 埼玉県地域福祉支援計画との関係

埼玉県は、社会福祉法第108条に基づき、県内市町村の地域福祉の取組を支援するために、「第5期埼玉県地域福祉支援計画」を平成30年3月に策定しています。

この計画は、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するもので、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置づけられるものです。さらに、市町村支援のガイドラインとしても位置づけられています。

#### (5) 地域福祉活動計画（春日部市社会福祉協議会）との関係

社会福祉法第109条においては、市町村に設立された\*社会福祉法人である春日部市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という）が、地域福祉計画推進の中核的な担い手として位置づけられています。

社会福祉協議会が策定する「春日部市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進のため地域住民や関係団体・機関などが相互協力し、主体となって取り組んでいく活動・行動計画としての性格をもっています。

そのため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進の方向性などを共有することが望まれ、連携し計画の整合性を図る必要があります。



### 3 計画の期間

本計画は、2019年度(平成31年度)から2023年度(平成35年度)までの5年間とします。

	2018年 (H30)	2019年 (H31)	2020年 (H32)	2021年 (H33)	2022年 (H34)	2023年 (H35)	2024年 (H36)	2025年 (H37)	2026年 (H38)	2027年 (H39)	2028年 (H40)
総合振興計画											
地域福祉計画											
子ども・子育て支援事業計画											
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画											
障害者計画											
障害福祉計画 障害児福祉計画											
健康増進計画 食育推進計画 自殺対策計画											

## 4 計画の策定体制

### (1) 春日部市地域福祉計画審議会

学識経験者、社会福祉協議会、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、自治会代表者、公募に応じた市民などにより組織した「春日部市地域福祉計画審議会」を設置し、計画のあり方や方向性、内容について十分に意見を聴きながら、策定作業を行いました。

### (2) 春日部市地域福祉計画策定庁内検討委員会

審議会の前段として、地域福祉に関係する各課の課長級職員で組織する「春日部市地域福祉計画策定庁内検討委員会」を設置し、各課の連携による計画案の策定作業を行いました。

### (3) 地域の福祉活動に関する市民意識調査

今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる「春日部市地域福祉計画」を策定するにあたり、計画策定及び福祉施策の基礎資料とするため、市民と福祉関係団体を対象にアンケート調査を実施しました。

調査方法：郵送配布・回収によるアンケート調査

調査期間：平成29年12月15日（金）～平成30年1月31日（水）

<回収状況>

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 市民意識調査 (市民より18歳以上2,000名を無作為抽出)	2,000件	699件	35.0%
2. 福祉関係団体調査	449件	250件	55.7%

---

## 第2章 地域福祉の現状と課題

---



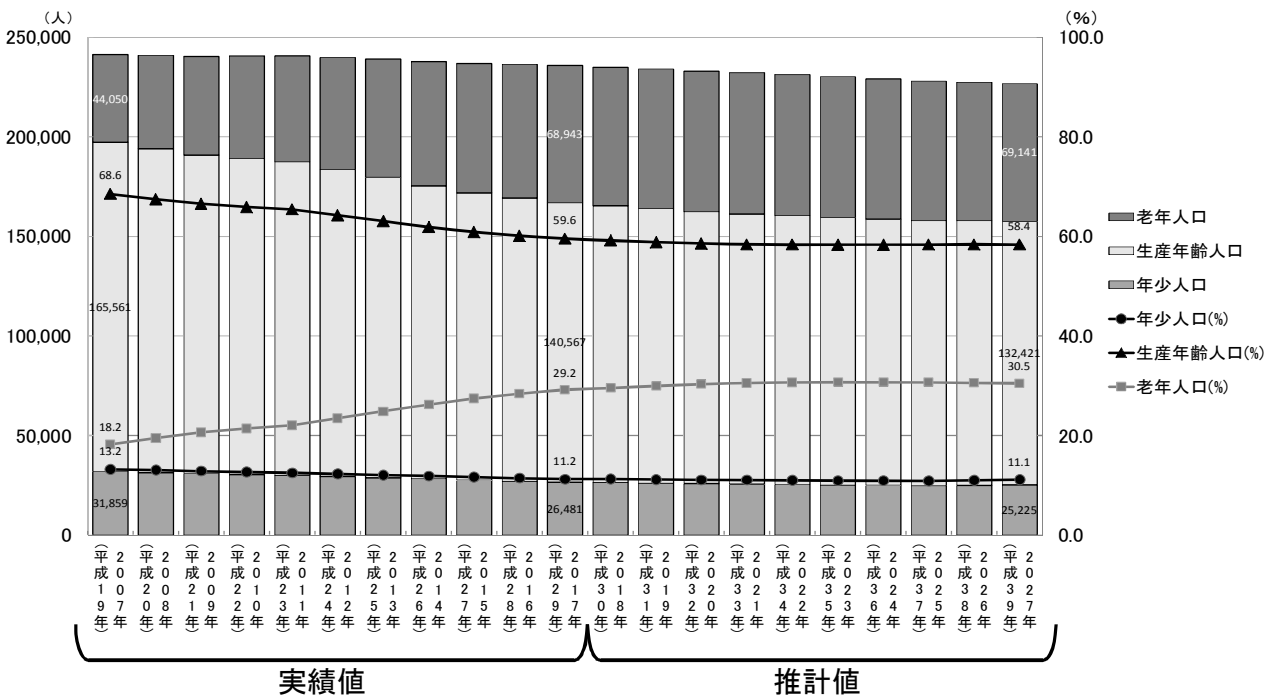
# 1 地域福祉をめぐる状況

## (1) 市の概況

### ① 少子高齢化の進展

本市の総人口はゆるやかに減少しており、「\*春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」によれば、将来もその傾向が続くと想定されています。年齢3区分でみると、年少人口と生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加しており、今後もその傾向は続くことが見込まれます。

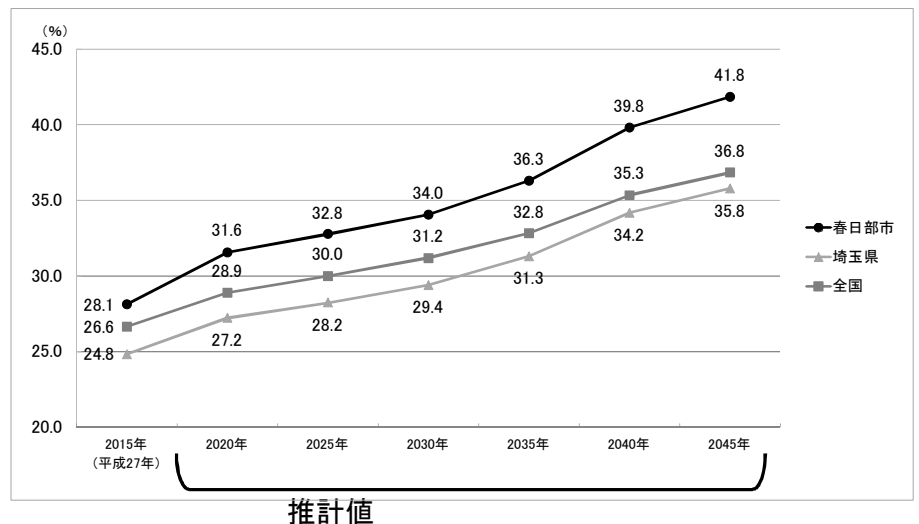
<年齢構成別人口及び割合の推移>



資料: 2007年から2017年は住民基本台帳人口(各年10月1日現在)、2018年から2027年は、総合戦略(春日部市【人口ビジョン編】)に基づき算出した推計値

<高齢化率の比較>

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)



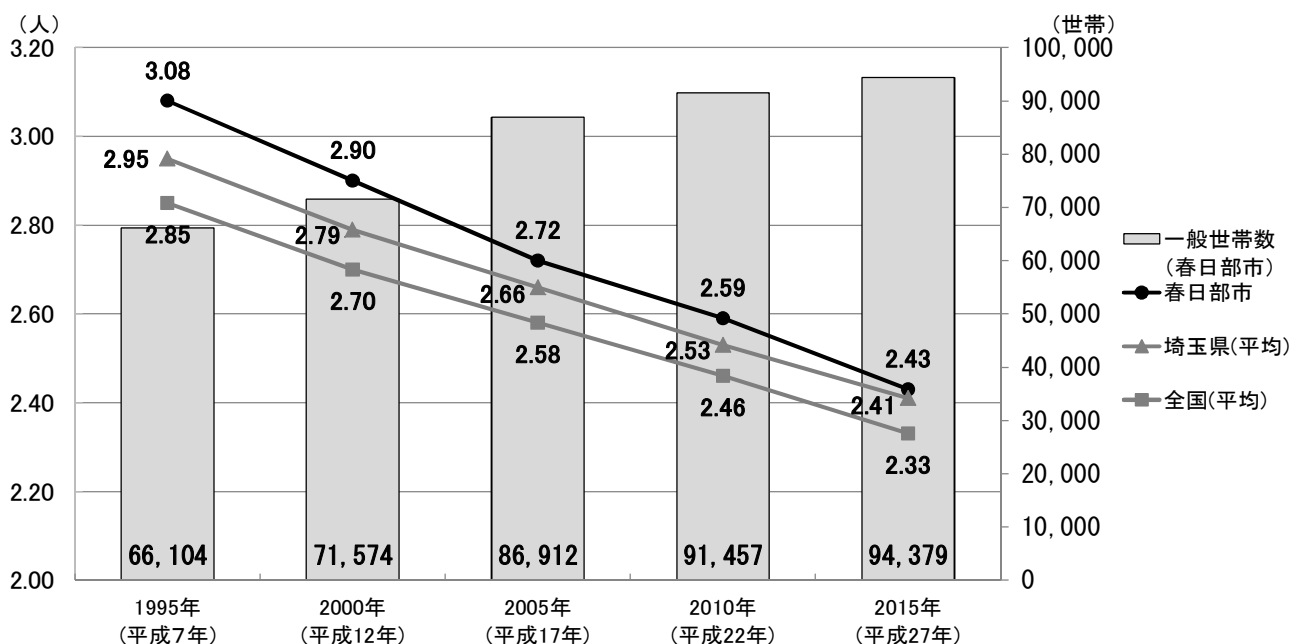
## ②世帯構成の変化

本市では一般世帯数は増加傾向にあります。世帯当たり人員は減少が続いています。

世帯構成でみると、「夫婦と子ども世帯」が減少し、「夫婦のみ世帯」「単独世帯」が増加しています。全国及び埼玉県と比較すると、本市の場合、「夫婦のみ世帯」「単独世帯」の割合が高くなっています。

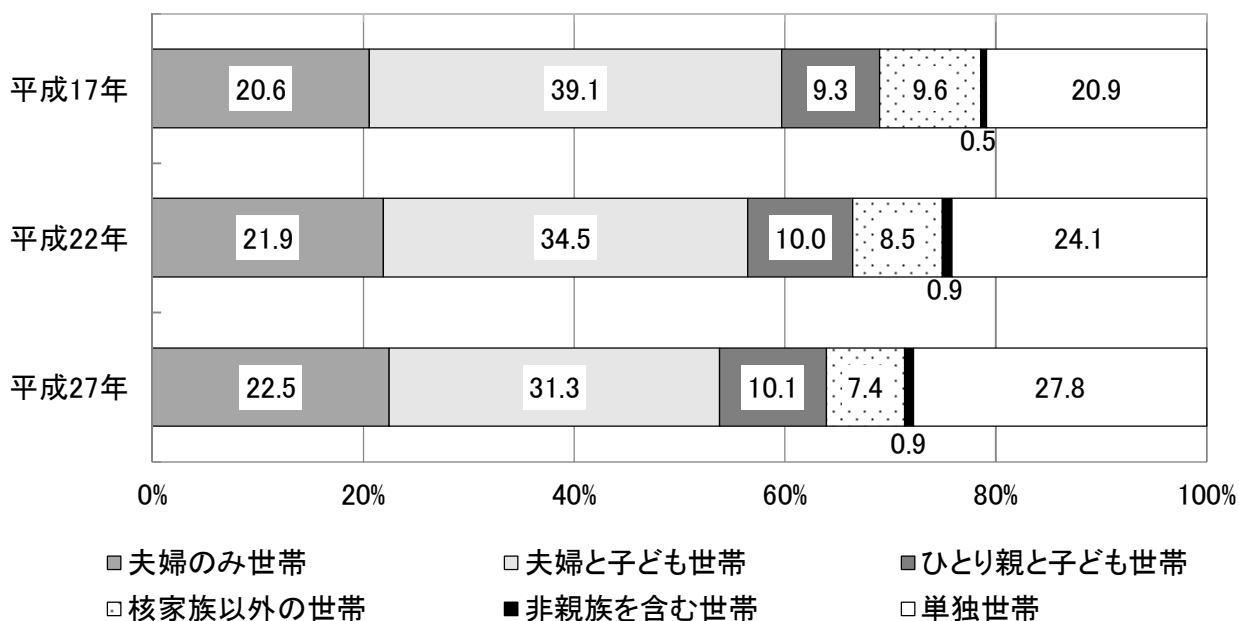
一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯数は年々増加しています。

### <世帯当たり人員の推移>



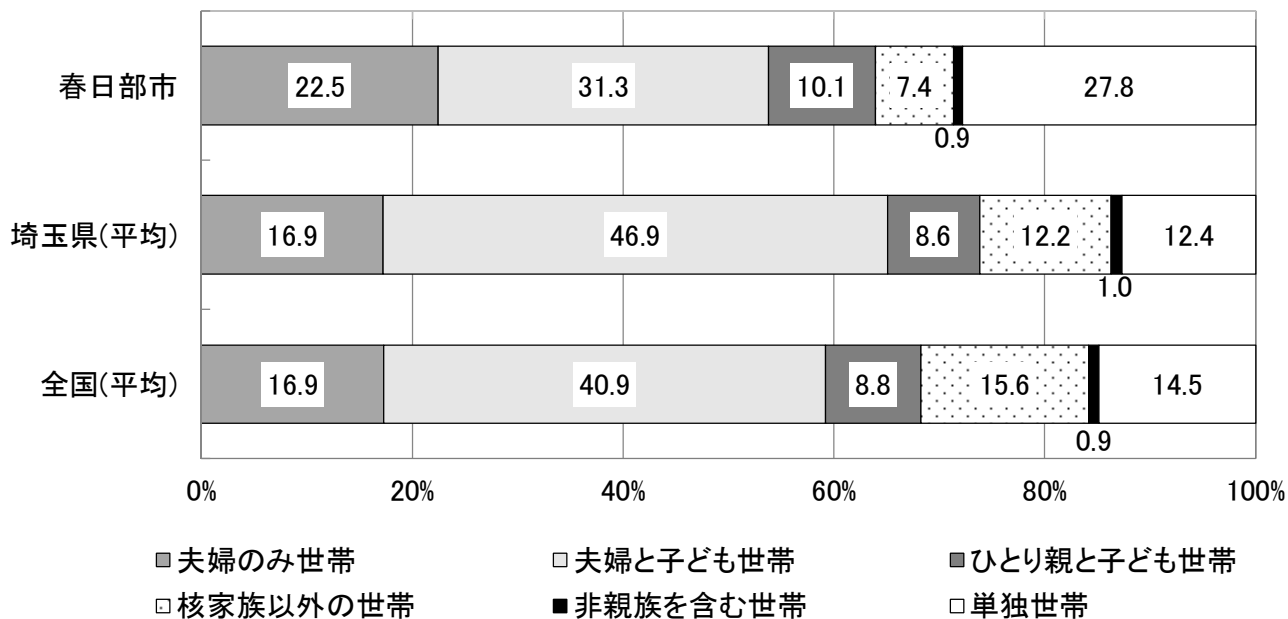
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

### <世帯構成の推移>



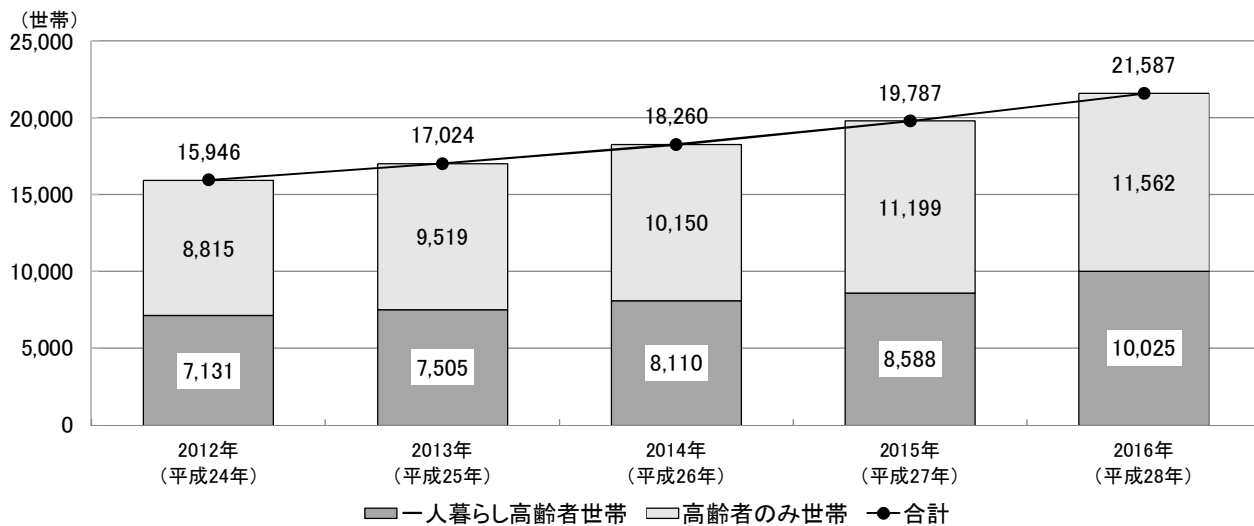
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

<平成27年国勢調査からみた世帯構成の比較>



資料: 国勢調査(平成27年10月1日現在)

<一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の推移>

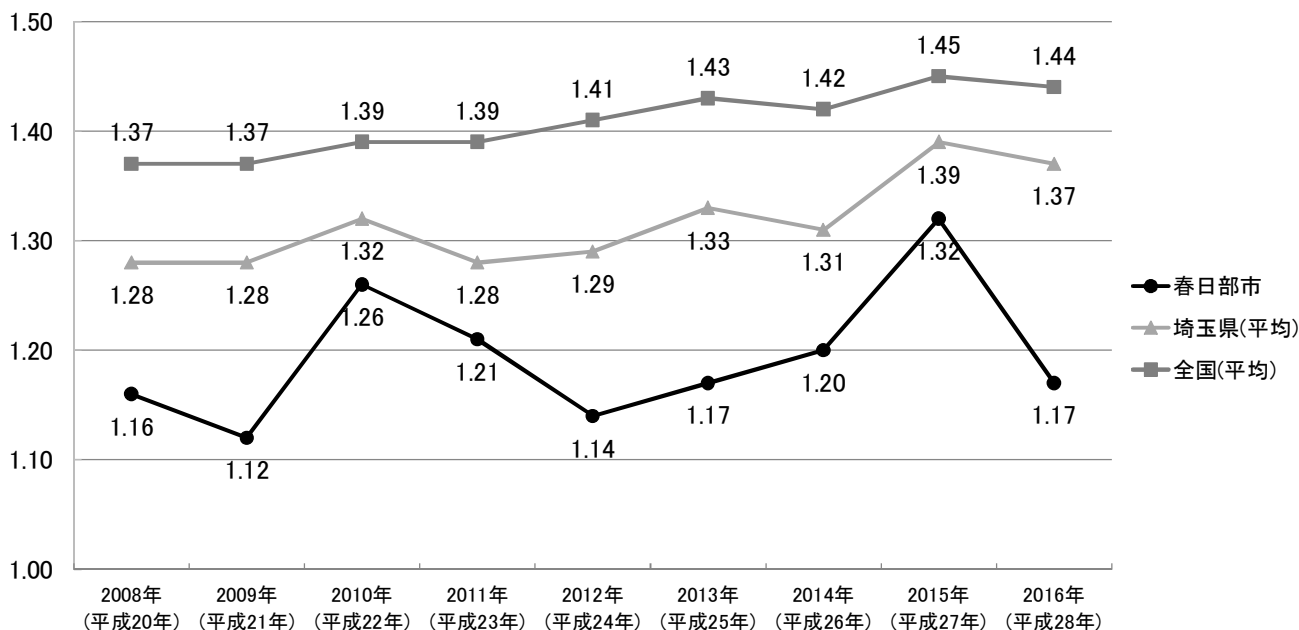


資料: 第7期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画より抜粋

### ③出生・死亡数の推移

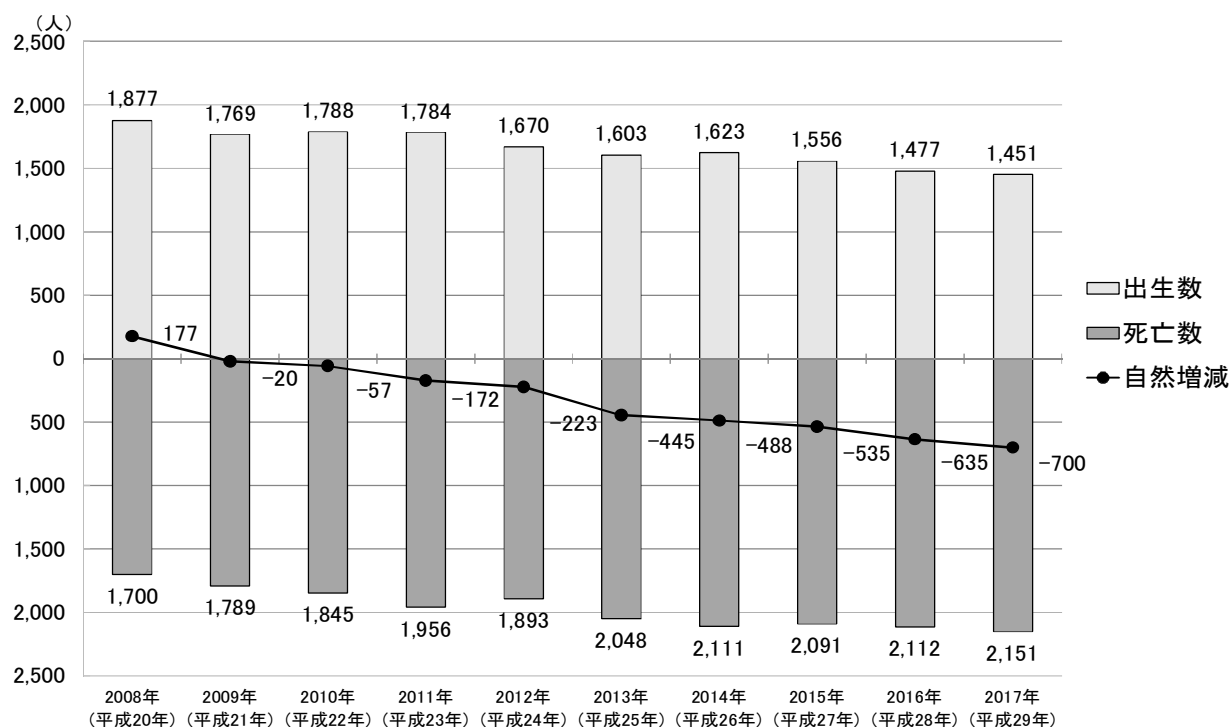
本市の\*合計特殊出生率は全国や県に比べて低く、毎年の変動幅も大きくなっています。出生数は減少する一方で死亡数は増加しており、自然増減数は平成21年よりマイナスに転じています。

<合計特殊出生率の推移>



資料: 埼玉県人口動態統計(各年1月1日現在)

<出生・死亡数の推移>



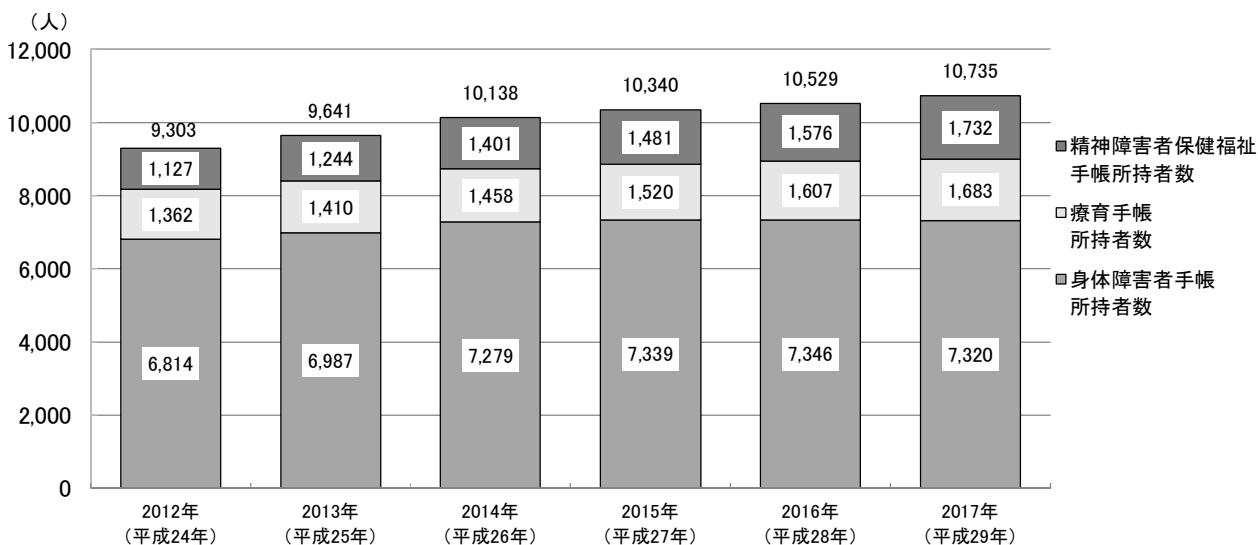
資料: 春日部市統計書ならびに市資料(各年10月1日現在)

#### ④障害者手帳所持者数などの推移

\*療育手帳及び\*精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向が続き、\*身体障害者手帳は平成29年に減少に転じましたが、手帳所持者全体の人数は増加傾向となっています。

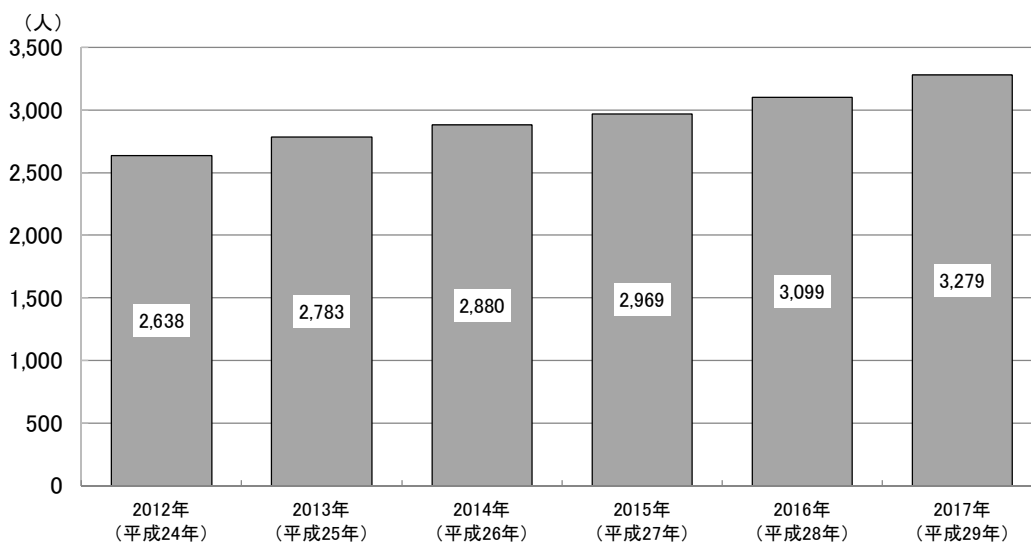
また、\*自立支援医療（精神通院）支給認定者数も同様に増加傾向が続いています。

##### <手帳所持者数の推移>



資料:第5期春日部市障害福祉計画より抜粋(各年度4月1日現在)

##### <自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移>

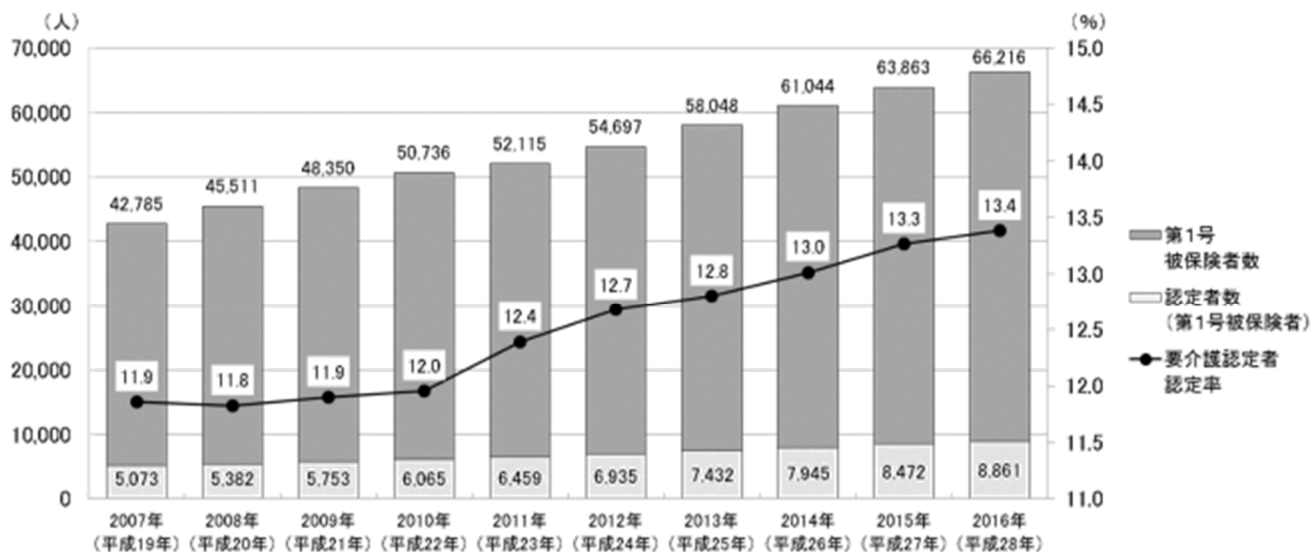


資料:第5期春日部市障害福祉計画より抜粋(各年度4月1日現在)

⑤\* 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者の推移をみると、要支援・要介護認定者数、認定率ともに増加傾向が続いています。

<要支援・要介護認定者の推移>



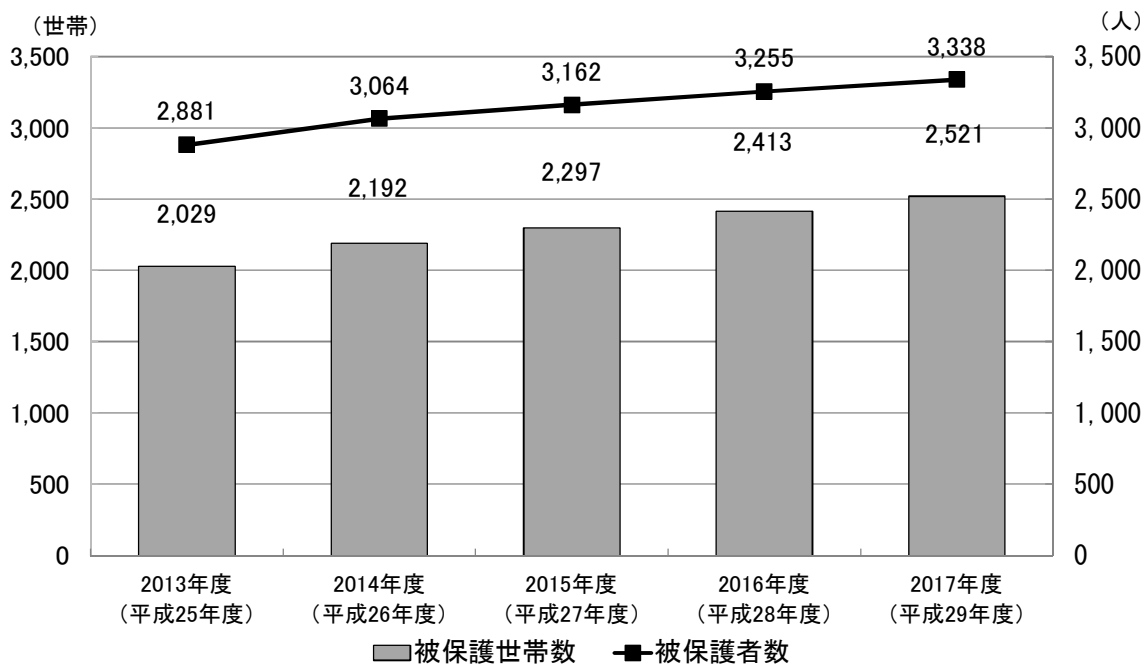
資料：春日部市介護保険状況報告（各年3月末現在）

### ⑥生活保護受給者数の推移

生活保護の被保護世帯数及び被保護者数は増加しています。

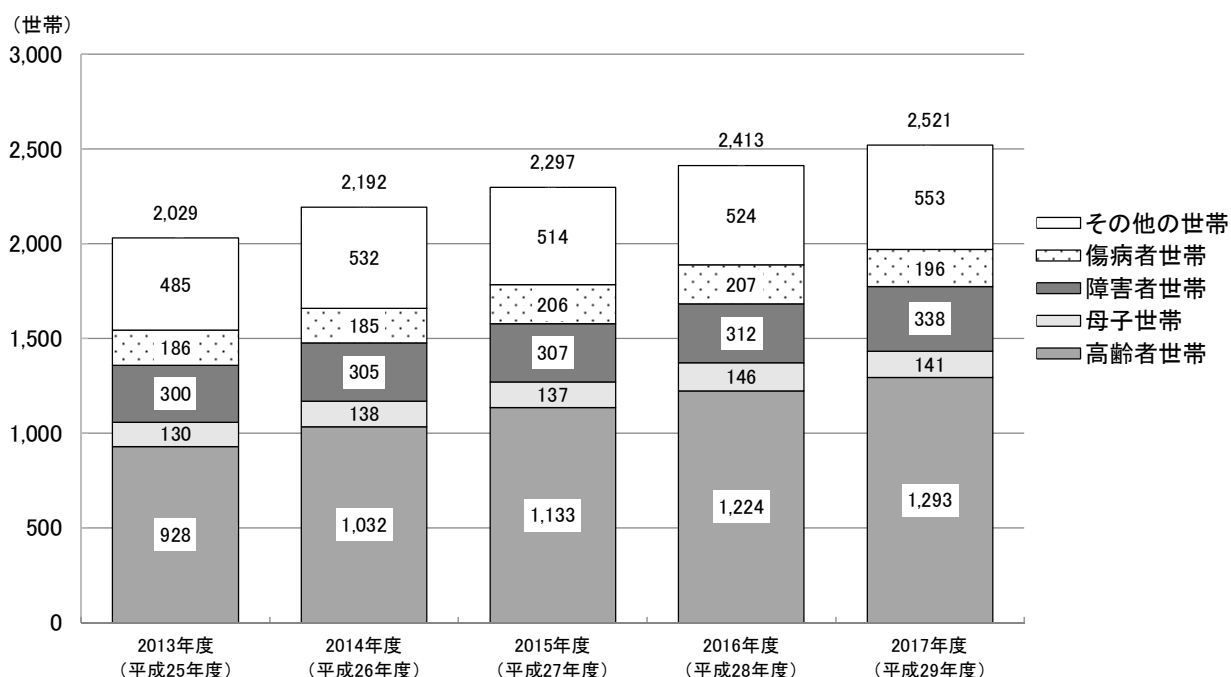
世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の占める割合が高く、直近の平成29年度では5割を超えています。

＜生活保護受給者数の推移＞



資料：春日部市福祉事務所福祉行政報告例より抜粋(各年度3月末現在)

＜世帯類型別に見た被保護世帯数の推移＞

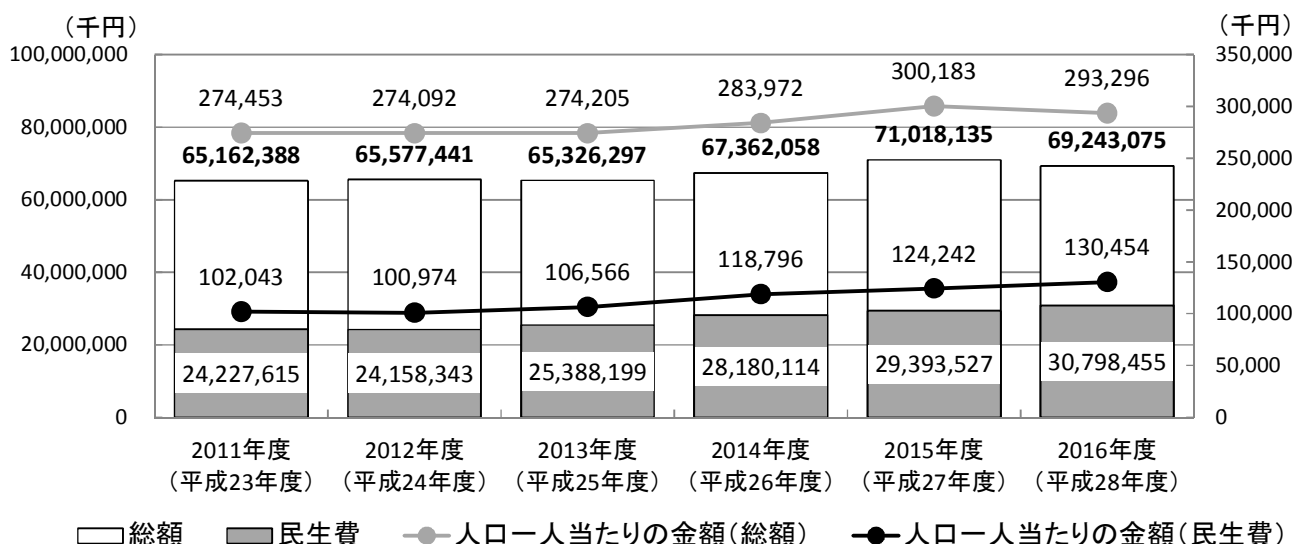


資料：春日部市福祉事務所福祉行政報告例より抜粋(各年度3月末現在)

### ⑦財政状況の推移

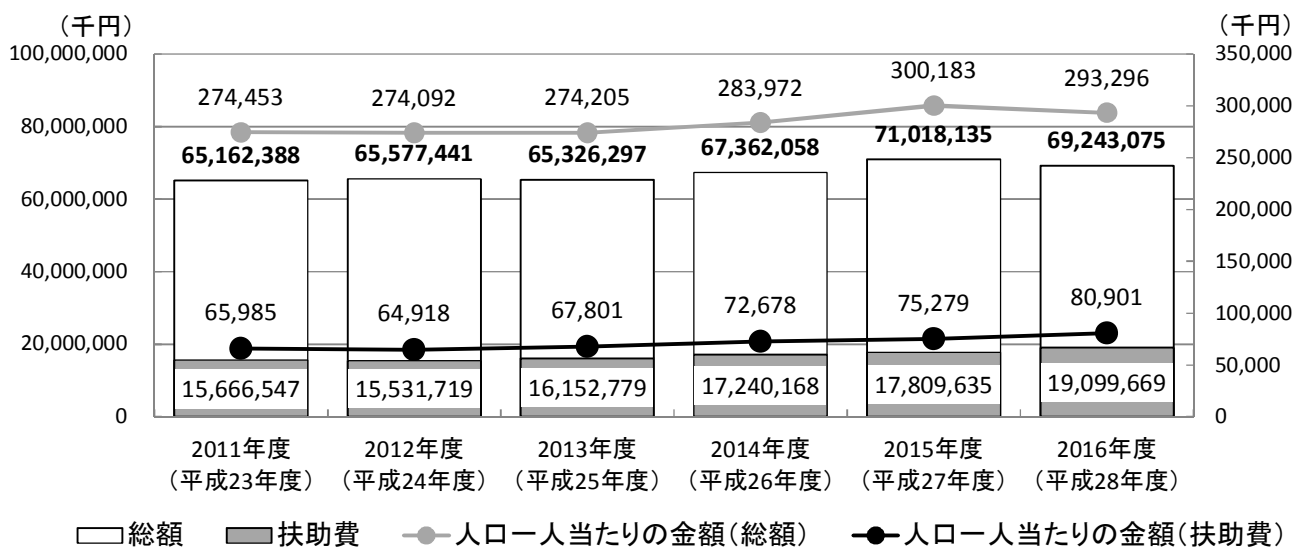
財政状況の推移をみると、民生費、扶助費の総額及び人口一人当たりの金額のどちらも増加しています。

＜歳出（決算額）の推移（総額、民生費）＞



資料:春日部市統計書(人口は各年度末現在による)

＜歳出（決算額）の推移（総額、扶助費）＞



資料:春日部市統計書(人口は各年度末現在による)

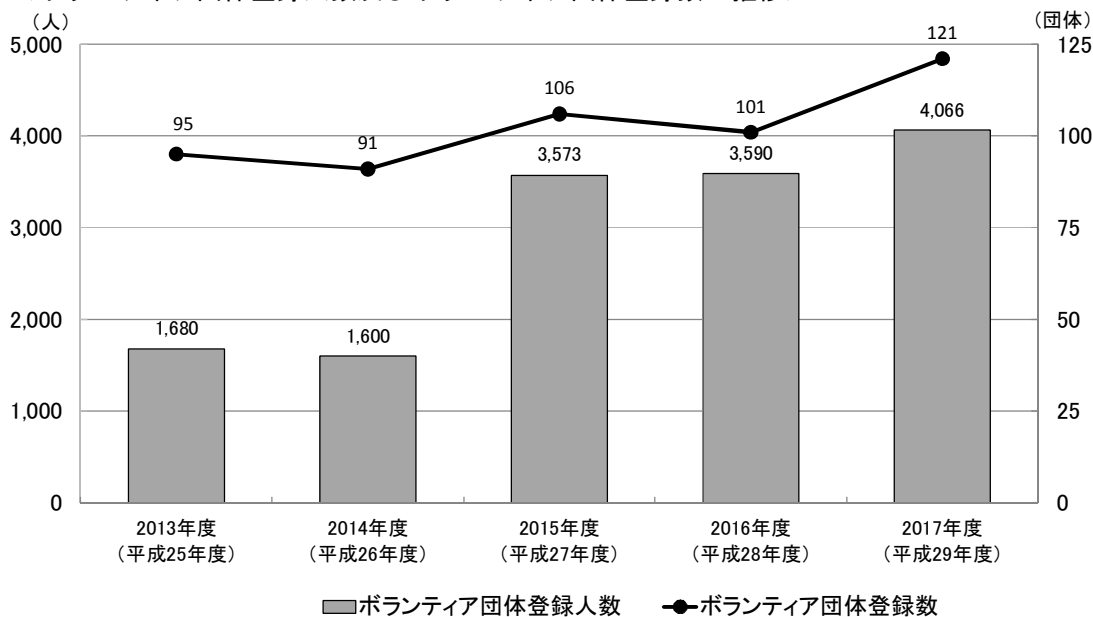


## (2) 地域の状況

### ① ボランティア団体数などの推移

ボランティア団体登録人数及びボランティア団体登録数は増加しています。

＜ボランティア団体登録人数及びボランティア団体登録数の推移＞

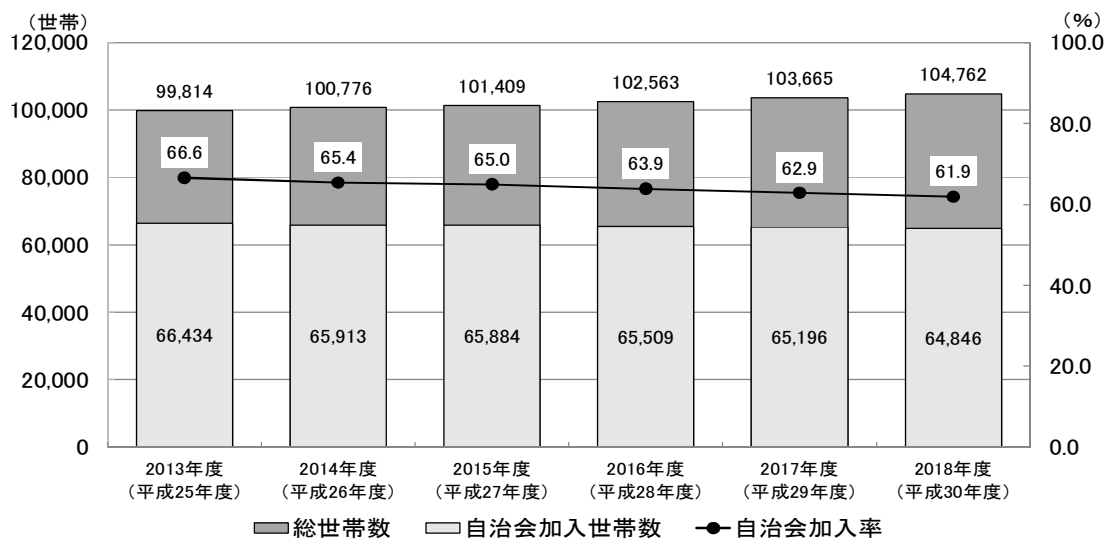


資料: 社会福祉協議会資料(各年度3月末現在)

### ② 自治会加入率の推移

総世帯数は増加していますが、自治会加入世帯数、自治会加入率とも減少傾向にあります。

＜総世帯数及び自治会加入世帯数、自治会加入率の推移＞



資料: 市資料(各年3月1日現在)

## 2 調査結果から見られる傾向

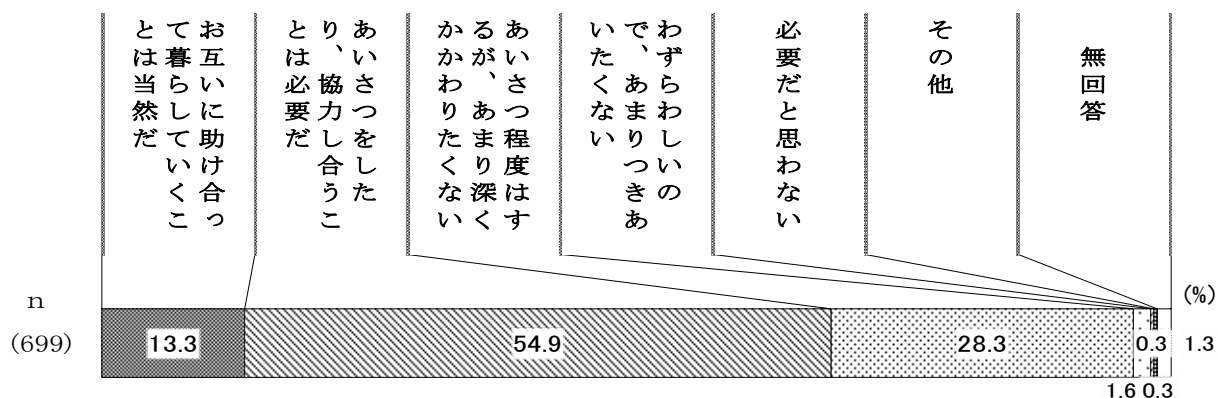
### (1) 市民意識調査

#### ①近所付き合いの意識

##### 1. 近所付き合いの考え

近所付き合いについて、どの年代とも、あいさつをしたり、協力し合うことへの必要性は感じています。しかし、あまり深くかわわりを望まない人が若くなるほど多くなっています。

#### <近所付き合いの考え>



【年齢別のクロス集計表】（単位：%）

	n (件)	当然だ ていくこと は	お互いに 助け合っ るとは	あいさつ 程度は 必要合 し	あいさつ 程度は するが、 あまり かわり たくない	わすらわ しいので、 あまり いたくな い	必要だ と思わ ない	その他	無回答
全体	699	13.3	54.9	28.3	1.6	0.3	0.3	1.3	
年齢別	30歳未満	53	5.7	45.3	45.3	1.9	1.9	-	-
	30歳代	71	4.2	59.2	35.2	1.4	-	-	-
	40歳代	102	9.8	55.9	30.4	2.0	-	1.0	1.0
	50歳代	83	8.4	56.6	33.7	1.2	-	-	-
	60歳代	153	13.7	60.8	22.2	1.3	0.7	0.7	0.7
	70~74歳	81	18.5	59.3	18.5	-	-	-	3.7
75歳以上	155	21.9	46.5	26.5	2.6	-	-	2.6	

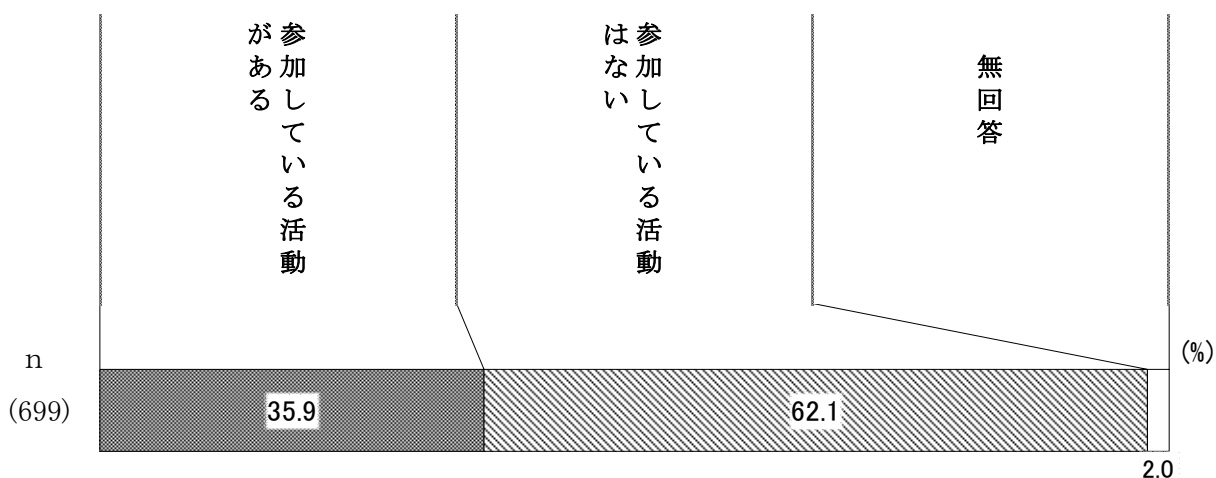
※濃い網はその年齢で1位

## ②地域活動・ボランティア活動の活性化

### 1. 地域活動の参加状況

地域活動の参加状況は、年代により大きく異なり、40歳代以上で参加割合が3割を超えます。70歳代前半では5割を超えており、高齢者の参加割合が高くなっています。参加割合の低い若い層への参加促進が求められます。

#### <地域活動の参加状況>



【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

	n (件)	参加している活動がある	参加している活動はない	無回答	
全体	699	35.9	62.1	2.0	
年齢別	30歳未満	7.5	88.7	3.8	
	30歳代	16.9	81.7	1.4	
	40歳代	30.4	67.6	2.0	
	50歳代	31.3	68.7	-	
	60歳代	47.7	51.0	1.3	
	70～74歳	81	50.6	49.4	-
	75歳以上	155	41.3	54.2	4.5

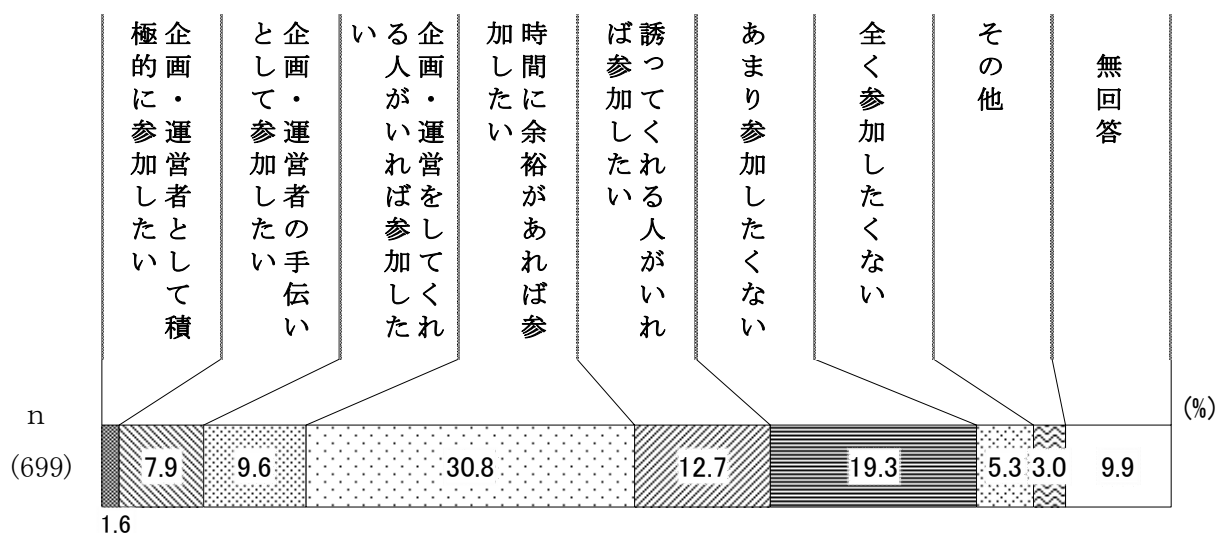
※濃い網はその年齢で1位

## 2. 地域活動の参加意向

地域活動の参加意向は全体として「時間に余裕があれば参加したい」が最も多くなっています。

地域活動の参加状況別にみると、活動に参加している人の場合、企画・運営者の手伝いとしてや参加者としての参加意向が、参加していない人に比べて多くなっています。一方、活動に参加していない人でも、参加の意向を示している回答が6割弱あり、そのうち時間に余裕があれば参加したいという回答が3割強、誘ってくれる人がいれば参加したいという回答が2割弱となっています。参加者の活動の継続と非活動者へのアプローチが求められています。

### <地域活動の参加意向>



【地域活動の参加状況別のクロス集計表】（単位：％）

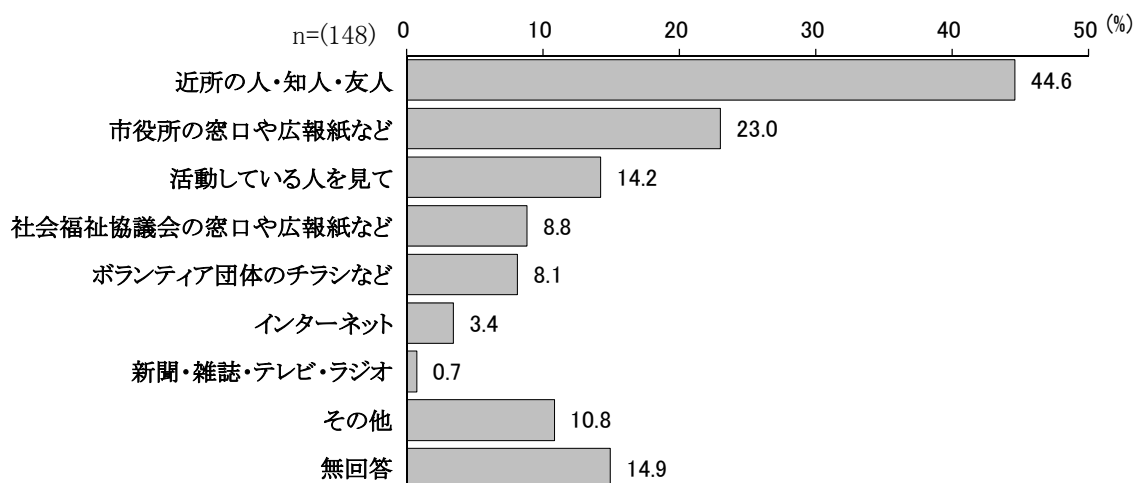
	n (件)	積極的に参加したい	企画・運営者の手伝いとして参加したい	企画・運営者をしてくれる人がいれば参加したい	時間に余裕があれば参加したい	誘ってくれる人がいれば参加したい	あまり参加したくない	全く参加したくない	その他	無回答
全体	699	1.6	7.9	9.6	30.8	12.7	19.3	5.3	3.0	9.9
地域活動の参加状況別										
参加している活動がある	251	3.2	20.3	19.1	26.7	7.6	6.0	1.2	2.4	13.5
参加している活動はない	434	0.7	0.9	4.4	33.4	16.1	26.7	7.6	3.2	6.9

※濃い網はその項目で1位、薄い網はその項目で2位

### 3. 活動のきっかけとなる情報（複数回答）

活動のきっかけとなる情報について、どの年代でも「近所の人・知人・友人」が最も多く、市役所窓口や広報紙などよりも口コミのほうが強くなっています。近所の人・知人・友人からの誘いも含め、情報ルートの工夫が求められています。

#### <活動のきっかけとなる情報>



【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

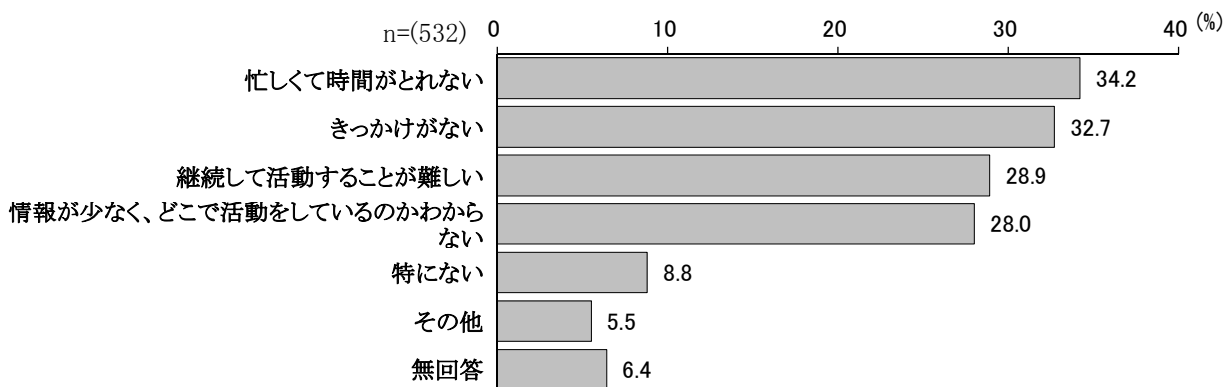
	n (件)	市役所の窓口や広報紙など	近所の人・知人・友人	活動している人を見て	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	社会福祉協議会の窓口や広報紙など	インターネット	ボランティア団体のチラシなど	その他	無回答	
<b>全体</b>	148	23.0	44.6	14.2	0.7	8.8	3.4	8.1	10.8	14.9	
<b>年齢別 (参考)</b>	30歳未満	8	-	62.5	-	-	25.0	12.5	25.0	-	
	30歳代	13	15.4	38.5	15.4	-	7.7	7.7	23.1	-	
	40歳代	14	21.4	71.4	14.3	7.1	7.1	7.1	7.1	-	
	50歳代	14	28.6	42.9	7.1	-	7.1	7.1	7.1	21.4	
	60歳代	33	27.3	42.4	12.1	-	15.2	-	3.0	9.1	15.2
	70~74歳	21	23.8	33.3	33.3	-	4.8	-	4.8	9.5	19.0
	75歳以上	45	24.4	42.2	11.1	-	8.9	2.2	11.1	8.9	22.2

※濃い網はその年齢で1位、薄い網はその年齢で2位

4. 参加する場合の問題点（複数回答）

参加する場合の問題点について、50歳代までは「忙しくて時間がとれない」が圧倒的に多いですが、一方で「きっかけがない」や「情報が少なく、どこで活動しているのかわからない」といった回答も多くなっています。参加方法やきっかけ、活動情報の提供といった点への対応が求められます。

＜参加する場合の問題点＞



【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

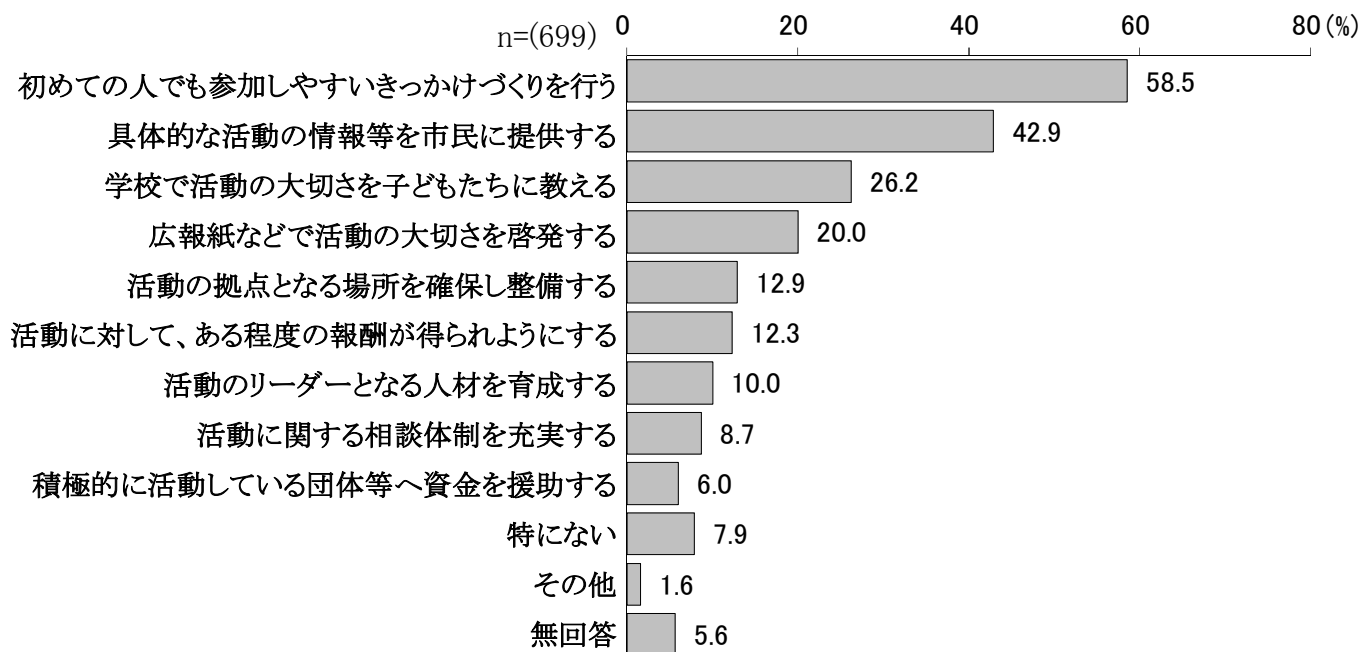
	n (件)	忙しくて時間がとれない	継続して活動することが難しい	きっかけがない	情報が少なく、どこで活動しているのかわからない	特にない	その他	無回答	
全体	532	34.2	28.9	32.7	28.0	8.8	5.5	6.4	
年齢別	30歳未満	45	64.4	24.4	35.6	33.3	2.2	2.2	2.2
	30歳代	58	50.0	31.0	37.9	34.5	3.4	5.2	-
	40歳代	88	50.0	29.5	37.5	30.7	5.7	2.3	3.4
	50歳代	69	46.4	30.4	39.1	29.0	10.1	4.3	-
	60歳代	116	25.9	31.0	37.9	27.6	6.9	3.4	6.0
	70～74歳	58	12.1	39.7	31.0	27.6	8.6	8.6	5.2
	75歳以上	97	11.3	19.6	14.4	19.6	19.6	11.3	19.6

※濃い網はその年齢で1位、薄い網はその年齢で2位

5. 地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要なこと（複数回答）

地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要なことについて、どの年代とも「初めての人でも参加しやすいきっかけづくりを行う」が最も多くなっています。活動の活性化に向けて、きっかけづくりや具体的な情報提供が求められます。

＜地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要なこと＞



【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

	n (件)	学校で活動の大切さを子どもたちに教える	広報紙などで活動の大切さを啓発する	具体的な活動の情報等を市民に提供する	初めての人でも参加しやすいきっかけづくりを行う	活動に関する相談体制を充実する	活動の拠点となる場所を確保し整備する	積極的に活動している団体等へ資金を援助する	活動に対して、ある程度の報酬が得られようにする	活動のリーダーとなる人材を育成する	特にない	その他	無回答	
全体	699	26.2	20.0	42.9	58.5	8.7	12.9	6.0	12.3	10.0	7.9	1.6	5.6	
年齢別	30歳未満	53	37.7	9.4	43.4	75.5	7.5	3.8	5.7	26.4	7.5	7.5	-	-
	30歳代	71	36.6	18.3	49.3	63.4	7.0	9.9	5.6	14.1	5.6	7.0	2.8	1.4
	40歳代	102	25.5	13.7	40.2	61.8	5.9	16.7	9.8	16.7	13.7	3.9	2.9	1.0
	50歳代	83	18.1	14.5	42.2	63.9	9.6	9.6	12.0	15.7	13.3	10.8	-	2.4
	60歳代	153	28.8	24.2	51.6	61.4	9.8	19.6	3.9	10.5	10.5	3.3	0.7	3.3
	70～74歳	81	25.9	22.2	44.4	59.3	11.1	13.6	2.5	1.2	4.9	9.9	3.7	8.6
	75歳以上	155	20.0	26.5	32.9	42.6	9.0	9.7	4.5	9.7	11.0	12.9	1.3	14.2

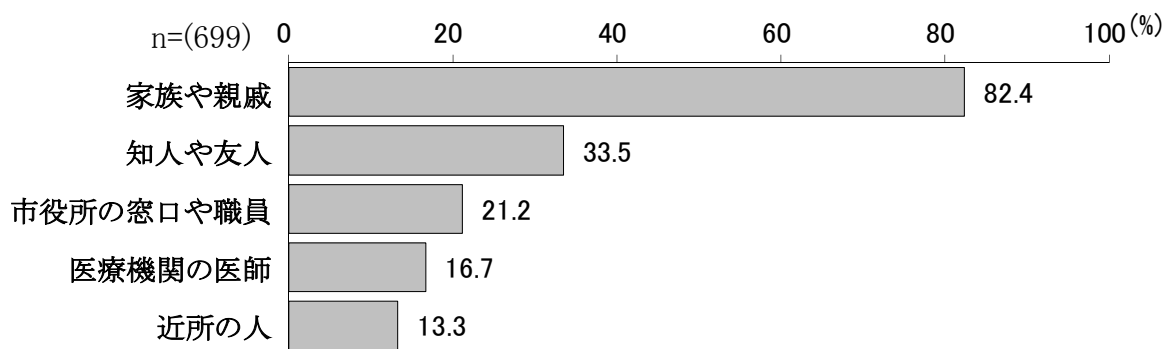
※濃い網はその年齢で1位、薄い網はその年齢で2位

### ③地域課題の解決

#### 1. 暮らしの中で相談や助けが必要なとき頼みたい相手（複数回答）

暮らしの中で相談や助けが必要なとき頼みたい相手について、どの年代でも「家族や親戚」が最も多くなっています。また、「知人や友人」との回答は、年代が若いほうが多くなっています。必要なときに専門の相談先につながるよう、日頃から情報提供の充実が求められています。

#### <暮らしの中で相談や助けが必要なとき頼みたい相手>



※上位5項目のみ

【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

	n (件)	家族や親戚	近所の人	知人や友人	職場の人	医療機関の医師	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	地域子育て支援センター	*地域包括支援センター	市役所の窓口や職員	頼める人がいない	頼むつもりはない	その他	無回答	
全体	699	82.4	13.3	33.5	7.4	16.7	4.0	6.9	1.6	11.9	21.2	2.1	1.1	0.9	1.6	
年齢別	30歳未満	53	92.5	5.7	56.6	17.0	1.9	-	3.8	1.9	11.3	-	1.9	-	-	
	30歳代	71	81.7	8.5	40.8	14.1	14.1	-	7.0	4.2	16.9	5.6	1.4	-	1.4	
	40歳代	102	84.3	7.8	47.1	12.7	16.7	2.0	3.9	2.0	7.8	2.0	1.0	1.0	1.0	
	50歳代	83	83.1	10.8	42.2	15.7	6.0	2.4	7.2	1.2	8.4	30.1	2.4	1.2	-	1.2
	60歳代	153	78.4	15.0	32.0	2.6	20.3	4.6	8.5	-	13.1	28.8	3.3	1.3	2.0	0.7
	70~74歳	81	80.2	12.3	22.2	-	23.5	6.2	9.9	1.2	23.5	21.0	1.2	-	2.5	2.5
	75歳以上	155	82.6	21.9	16.1	1.9	21.9	7.7	9.7	-	16.1	14.2	0.6	1.3	-	3.2

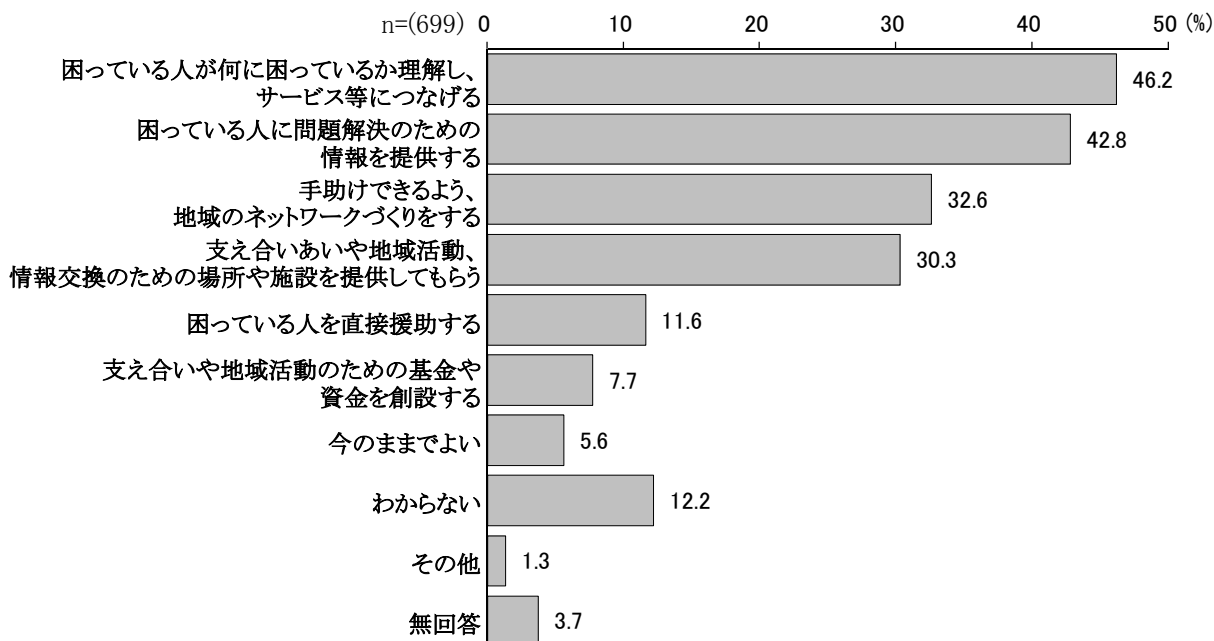
※濃い網はその年齢で1位、薄い網はその年齢で2位



## 2. 地域課題解決のために必要なこと（複数回答）

地域課題解決のために必要なことについて、「困っている人が何に困っているか理解し、サービス等につなげる」「困っている人に問題解決のための情報を提供する」といった回答が4割以上と多くなっています。仲介役の存在、情報提供といったことが求められています。

### <地域課題解決のために必要なこと>



【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

	n (件)	困っている人に問題解決のための情報を提供する	困っている人が何に困っているか理解し、サービス等につなげる	困っている人が何に困っているか理解し、サービス等につなげる	手助けできるよう、地域のネットワークづくりをする	支え合いあいや地域活動、情報交換のための場所や施設を提供してもらう	困っている人を直接援助する	支え合いや地域活動のための基金や資金を創設する	今のままでよい	わからない	その他	無回答
全体	699	42.8	46.2	32.6	30.3	11.6	7.7	5.6	12.2	1.3	3.7	
年齢別	30歳未満	53	35.8	45.3	24.5	18.9	7.5	11.3	9.4	13.2	-	1.9
	30歳代	71	40.8	52.1	25.4	23.9	9.9	5.6	2.8	12.7	1.4	5.6
	40歳代	102	41.2	54.9	30.4	39.2	19.6	11.8	2.9	8.8	2.0	-
	50歳代	83	50.6	48.2	42.2	27.7	10.8	8.4	4.8	12	-	1.2
	60歳代	153	49.0	47.1	41.2	32.7	6.5	7.2	3.9	11.8	1.3	2.0
	70～74歳	81	48.1	38.3	32.1	34.6	14.8	7.4	3.7	16.0	1.2	6.2
	75歳以上	155	34.2	40.0	27.1	28.4	12.3	5.2	10.3	12.3	1.9	7.7

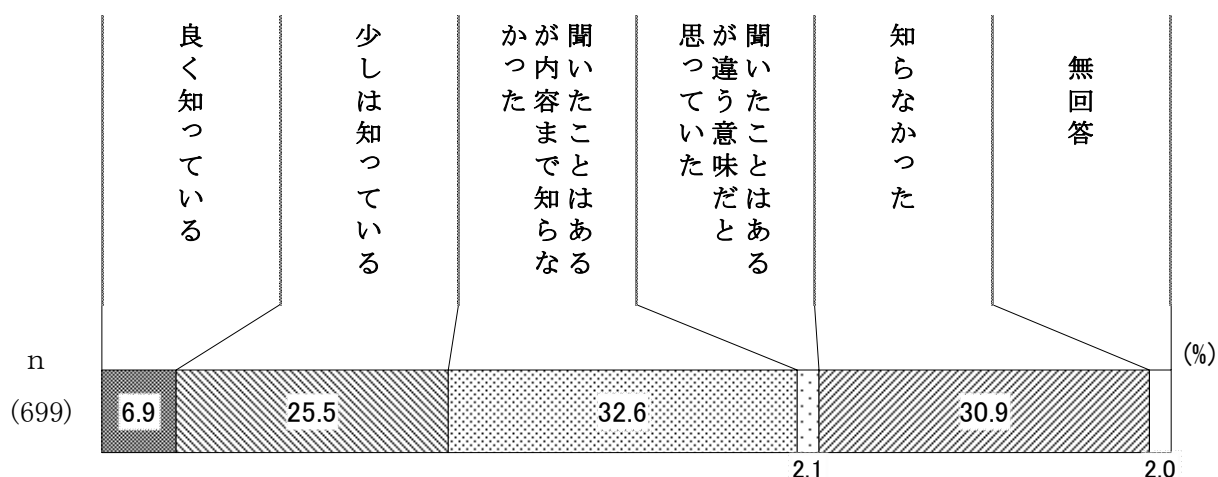
※濃い網はその年齢で1位、薄い網はその年齢で2位

④周知・啓発、情報提供

1. 地域福祉という言葉の認知度

地域福祉という言葉の認知度について、30歳代までは「聞いたことはあるが内容まで知らなかった」が最も多いですが、40歳代から60歳代では「知らなかった」が最も多くなっています。誰もが聞いたことがある言葉となるように、認知度の向上が求められます。

<地域福祉という言葉の認知度>



【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

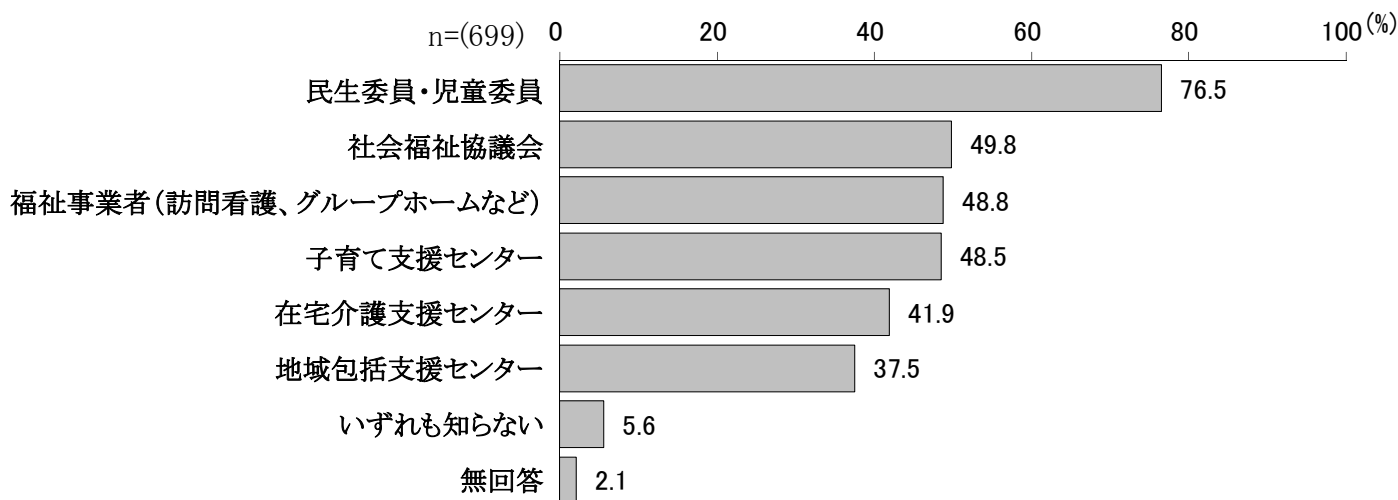
	n (件)	良く知っている	少しは知っている	聞いたことはあるが内容まで知らなかった	聞いたことはあるが意味が違った	知らなかった	無回答	
全体	699	6.9	25.5	32.6	2.1	30.9	2.0	
年齢別	30歳未満	53	1.9	26.4	35.8	1.9	34.0	-
	30歳代	71	2.8	15.5	39.4	5.6	36.6	-
	40歳代	102	3.9	15.7	33.3	2.0	44.1	1.0
	50歳代	83	2.4	24.1	34.9	1.2	37.3	-
	60歳代	153	8.5	28.8	28.8	2.0	30.1	2.0
	70～74歳	81	11.1	30.9	39.5	1.2	17.3	-
	75歳以上	155	11.0	31.0	27.1	1.9	22.6	6.5

※濃い網はその年齢で1位

2. 団体や機関の認知度（複数回答）

団体や機関の認知度について、30歳代までは「子育て支援センター」が最も多くなっています。40歳代以降では「民生委員・児童委員」が最も多くなっています。相談先につながるよう、団体や機関の認知度の向上が求められます。

<団体や機関の認知度>



【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

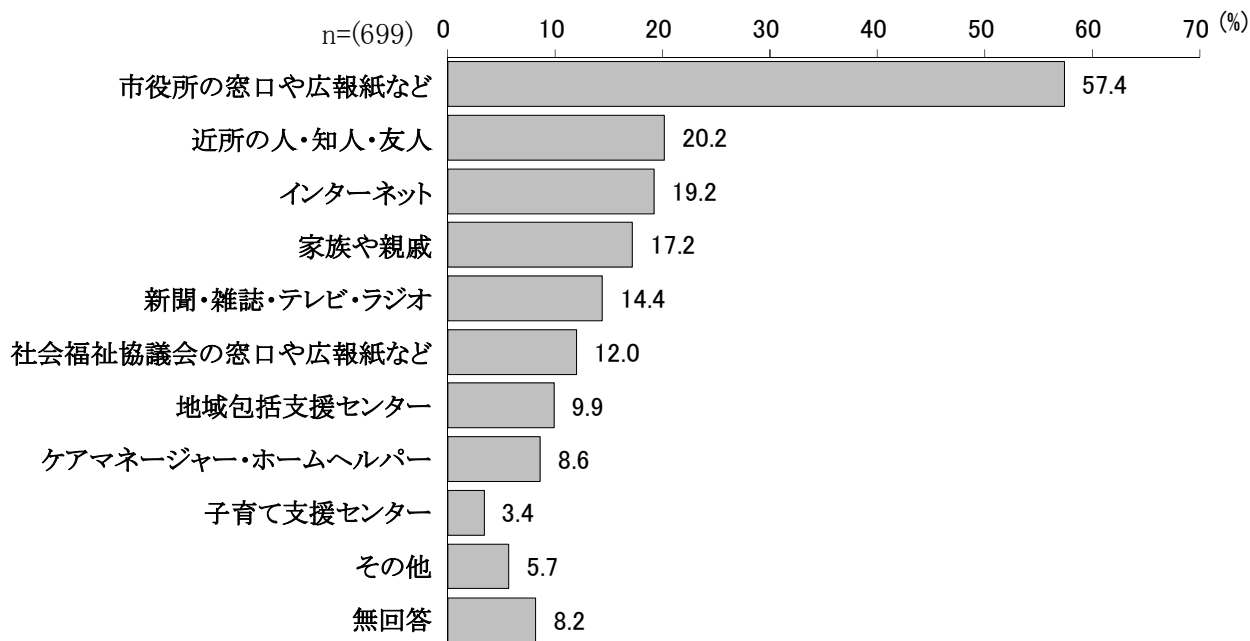
	n (件)	民生委員・児童委員	在宅介護支援センター	子育て支援センター	*地域包括支援センター	社会福祉協議会	福祉事業者(訪問看護、*グループホームなど)	いずれも知らない	無回答	
全体	699	76.5	41.9	48.5	37.5	49.8	48.8	5.6	2.1	
年齢別	30歳未満	53	24.5	28.3	60.4	17.0	43.4	15.1	-	
	30歳代	71	53.5	38.0	63.4	31.0	57.7	5.6	1.4	
	40歳代	102	70.6	34.3	66.7	30.4	54.9	10.8	1.0	
	50歳代	83	89.2	42.2	48.2	34.9	51.8	48.2	4.8	-
	60歳代	153	92.8	48.4	47.1	42.5	64.1	54.2	2.0	2.0
	70~74歳	81	88.9	51.9	38.3	51.9	51.9	43.2	2.5	1.2
	75歳以上	155	79.4	41.3	32.9	41.3	54.2	40.6	4.5	5.8

※濃い網はその年齢で1位、薄い網はその年齢で2位

### 3. 福祉サービスに関する情報の入手先（複数回答）

福祉サービスに関する情報の入手先について、どの年代でも「市役所の窓口や広報紙など」が最も多くなっています。一方で「インターネット」は30～50歳代で3割以上と多くなっています。年代による差もあることから、多様な情報提供方法の工夫が求められます。

#### <福祉サービスに関する情報の入手先>



【年齢別のクロス集計表】（単位：％）

	n (件)	市役所の窓口や広報紙など	家族や親戚	社会福祉協議会の窓口や広報紙など	近所の人・知人・友人	*地域包括支援センター	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	子育て支援センター	インターネット	ケアマネージャー・ホームヘルパー	その他	無回答	
全体	699	57.4	17.2	12.0	20.2	9.9	14.4	3.4	19.2	8.6	5.7	8.2	
年齢別	30歳未満	53	35.8	30.2	3.8	15.1	-	7.5	1.9	28.3	1.9	11.3	
	30歳代	71	49.3	23.9	8.5	19.7	2.8	8.5	12.7	31.0	1.4	5.6	
	40歳代	102	60.8	15.7	2.9	15.7	2.9	11.8	5.9	37.3	7.8	6.9	
	50歳代	83	62.7	10.8	9.6	18.1	8.4	9.6	1.2	33.7	3.6	8.4	
	60歳代	153	66.7	11.1	14.4	19.6	11.8	13.1	2.6	11.1	13.1	7.2	5.9
	70～74歳	81	63.0	14.8	19.8	25.9	21.0	28.4	1.2	8.6	12.3	4.9	8.6
	75歳以上	155	51.6	21.3	17.4	23.9	14.2	18.1	1.3	4.5	11.0	4.5	10.3

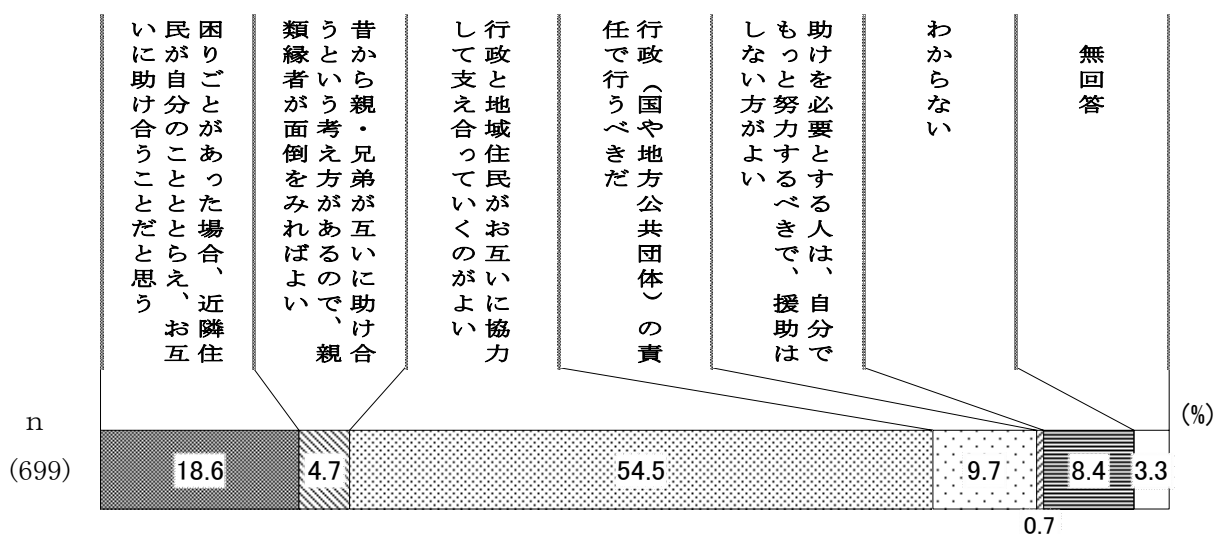
※濃い網はその年齢で1位、薄い網はその年齢で2位

⑤組織・団体、行政への期待

1. 「地域福祉」についての考え方

「地域福祉」についての考え方について、どの年代でも「行政と地域住民がお互いに協力して支え合っていくのがよい」が最も多くなっています。行政と市民協働での推進が求められています。

<「地域福祉」についての考え方>



【年齢別のクロス集計表】（単位：%）

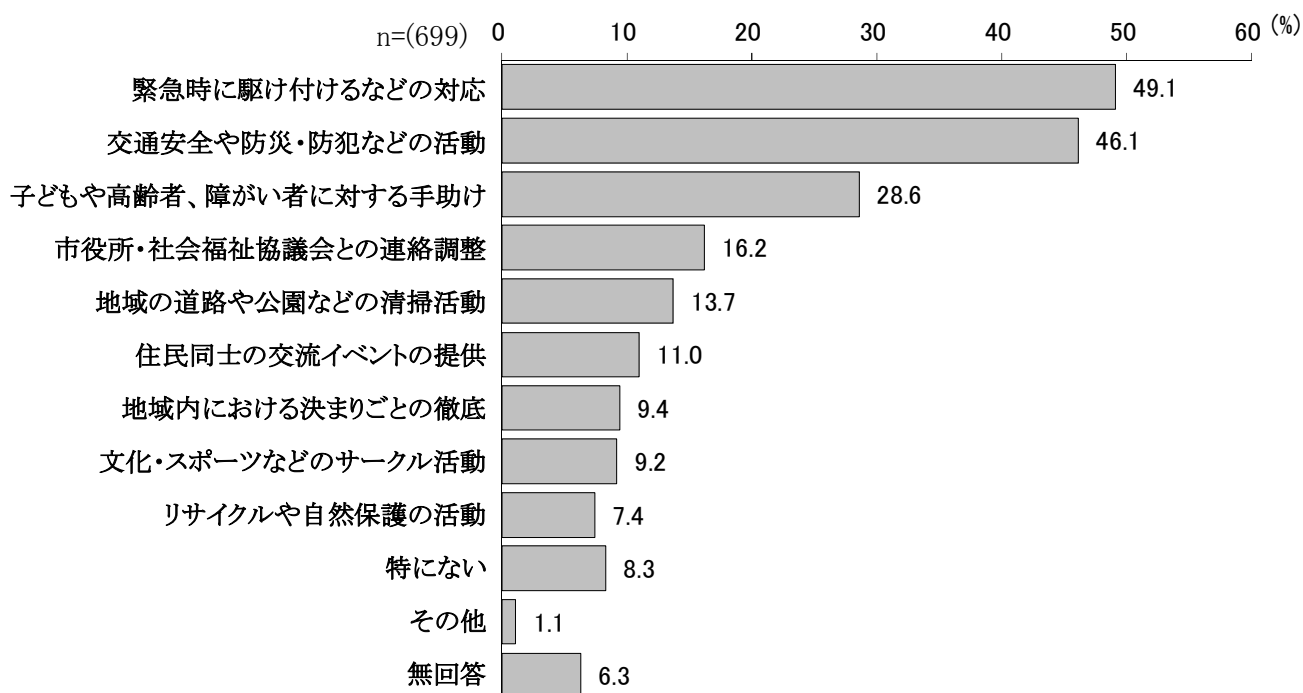
	n (件)	困りごとがあった場合、近隣住民が自分のことととらえ、お互いに助け合うことだと思ふ	昔から親・兄弟が互いに助け合うという考え方があるので、親類縁者が面倒をみればよい	行政と地域住民がお互いに協力して支え合っていくのがよい	行政（国や地方公共団体）の責任で行うべきだ	助けを必要とする人は、自分でもっと努力するべきで、援助はしない方がよい	わからない	無回答	
全体	699	18.6	4.7	54.5	9.7	0.7	8.4	3.3	
年齢別	30歳未満	53	24.5	7.5	39.6	20.8	-	7.5	-
	30歳代	71	25.4	4.2	43.7	8.5	-	16.9	1.4
	40歳代	102	15.7	12.7	54.9	8.8	-	7.8	-
	50歳代	83	13.3	4.8	57.8	16.9	-	7.2	-
	60歳代	153	13.1	1.3	69.3	7.2	1.3	5.2	2.6
	70～74歳	81	22.2	1.2	59.3	6.2	1.2	6.2	3.7
	75歳以上	155	21.9	3.9	45.2	7.7	1.3	10.3	9.7

※濃い網はその年齢で1位

2. 組織や団体に対して期待していること（複数回答）

地域のなかで安心して暮らしていくために組織や団体に対して期待していることについて、どの年代とも「交通安全や防災・防犯などの活動」「緊急時に駆け付けるなどの対応」が多くなっています。緊急時の対応や安全・安心への活動に期待が寄せられています。

<組織や団体に対して期待していること>



【年齢別のクロス集計表】（単位：%）

	n (件)	緊急時に駆け付けるなどの対応	文化・スポーツなどのサークル活動	交通安全や防災・防犯などの活動	地域内における決まりごとの徹底	リサイクルや自然保護の活動	地域の道路や公園などの清掃活動	子どもや高齢者、障がい者に対する手助け	住民同士の交流イベントの提供	市役所・社会福祉協議会との連絡調整	特にない	その他	無回答	
全体	699	49.1	9.2	46.1	9.4	7.4	13.7	28.6	11.0	16.2	8.3	1.1	6.3	
年齢別	30歳未満	53	41.5	15.1	52.8	3.8	11.3	13.2	30.2	9.4	3.8	15.1	-	-
	30歳代	71	45.1	9.9	54.9	2.8	7.0	21.1	45.1	7.0	11.3	7.0	4.2	1.4
	40歳代	102	45.1	6.9	60.8	6.9	11.8	9.8	32.4	8.8	12.7	7.8	-	4.9
	50歳代	83	50.6	7.2	59.0	8.4	7.2	9.6	31.3	7.2	19.3	6.0	1.2	2.4
	60歳代	153	52.3	13.1	45.1	8.5	6.5	17.0	23.5	15.7	20.3	7.8	2.0	3.9
	70～74歳	81	60.5	6.2	34.6	17.3	4.9	12.3	22.2	16.0	17.3	6.2	-	9.9
	75歳以上	155	45.8	7.1	30.3	12.9	5.8	12.9	24.5	9.7	18.7	9.7	0.6	14.2

※濃い網はその年齢で1位、薄い網はその年齢で2位

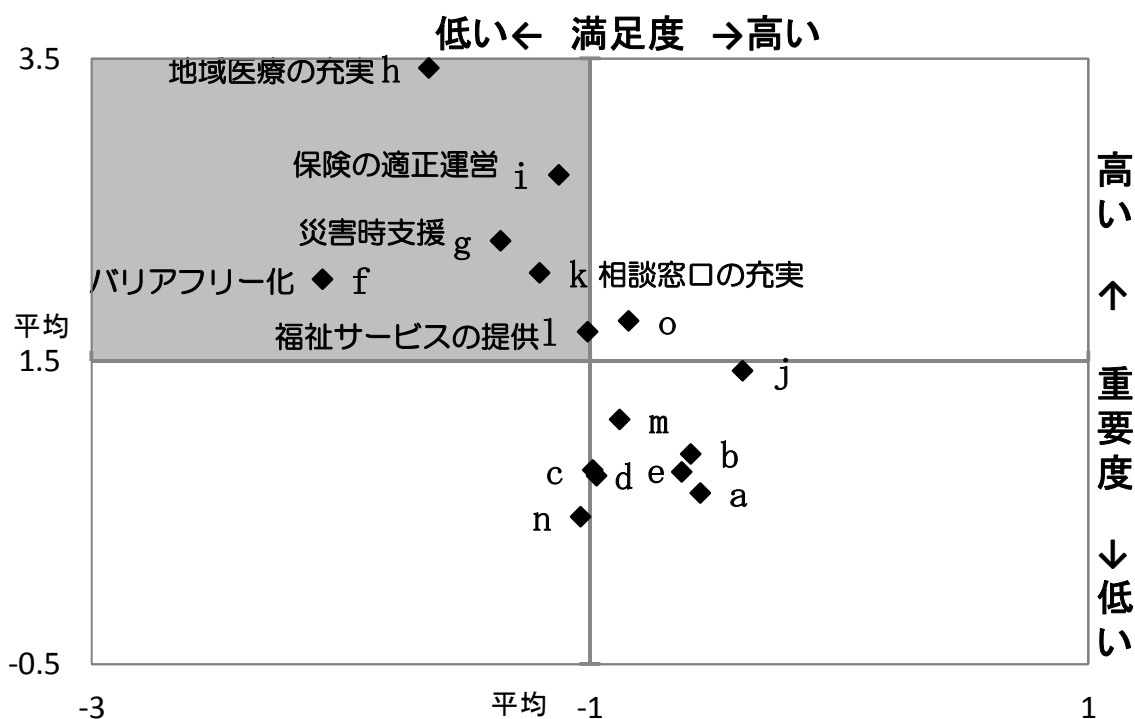
## ⑥福祉施策の力点

### 1. 地域福祉推進に必要なこと（複数回答）

地域福祉推進に必要なことについて、15項目（「社会参画意識の高さ」～「生活の安定と自立の促進」）の満足度と重要度を聞いた結果を点数化（満足10点～不満-10点）して整理しました。

重要と感じている人は多いが満足度は低い事項に注目します。これは満足度をあげることが必要な項目であり、「地域医療の充実（h）」、「\*バリアフリー化（f）」、「災害時支援（g）」、「保険の適正運営（i）」、「相談窓口の充実（k）」、「福祉サービスの提供（l）」がそれに該当します。

#### <地域福祉推進に必要なこと>



- a: 社会参画意識の高さ
- b: 人材や地域資源を活用した地域コミュニティの活性化
- c: 地域におけるネットワーク作り
- d: ボランティアの育成や支援
- e: 福祉団体への支援
- f: 交通機関や建物などのバリアフリー化
- g: 高齢者や障がい者の災害時支援
- h: 急病や夜間対応など地域医療の充実
- i: 健康保険や介護保険の適正な運営
- j: 人権尊重意識の高さ
- k: 気軽に利用できる相談窓口の充実
- l: 個々に応じた福祉サービスの提供
- m: 福祉に関する広報活動の充実
- n: 住民によるネットワーク作り
- o: 生活の安定と自立の促進

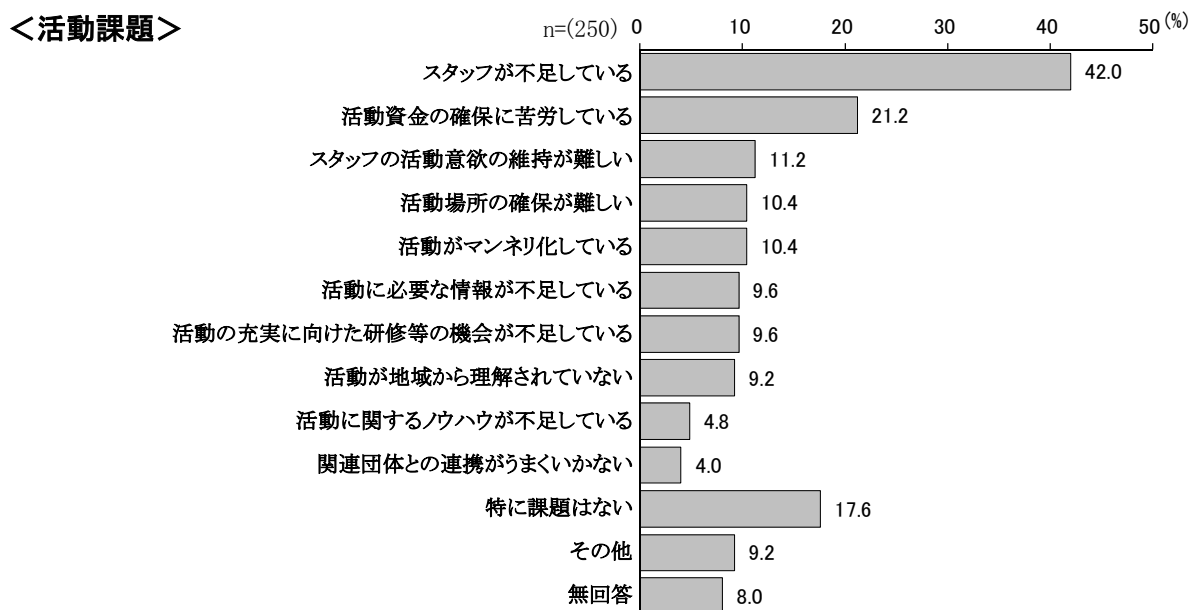
○点数化 満足10点 やや満足5点 普通0点 やや不満-5点 不満-10点として計算

## (2) 福祉関係団体調査

### ①活動の課題

#### 1. 活動課題（複数回答）

団体の活動課題について、どの種類の団体も「スタッフが不足している」が最も多くなっています。活動側でも人材不足が一番の課題となっています。



【団体の種類別のクロス集計表】（単位：％）

団体の種類別	n (件)	活動場所の確保が難しい	活動資金の確保に苦労している	スタッフが不足している	活動がマンネリ化している	活動が地域から理解されていない	関連団体との連携がうまくいかない	スタッフの活動意欲の維持が難しい	活動に関するノウハウが不足している	活動に必要な情報が不足している	活動の充実に向けた研修等の機会が不足している	特に課題はない	その他	無回答
		全体	250	10.4	21.2	42.0	10.4	9.2	4.0	11.2	4.8	9.6	9.6	17.6
ボランティア団体	90	15.6	22.2	27.8	11.1	6.7	4.4	12.2	2.2	7.8	5.6	22.2	15.6	6.7
*NPO（特定非営利活動法人）	28	10.7	39.3	57.1	3.6	10.7	-	7.1	7.1	3.6	17.9	17.9	7.1	7.1
福祉事業者	74	5.4	20.3	60.8	14.9	13.5	4.1	10.8	5.4	12.2	14.9	5.4	5.4	6.8
その他	55	9.1	12.7	30.9	7.3	7.3	5.5	12.7	7.3	10.9	3.6	27.3	5.5	12.7

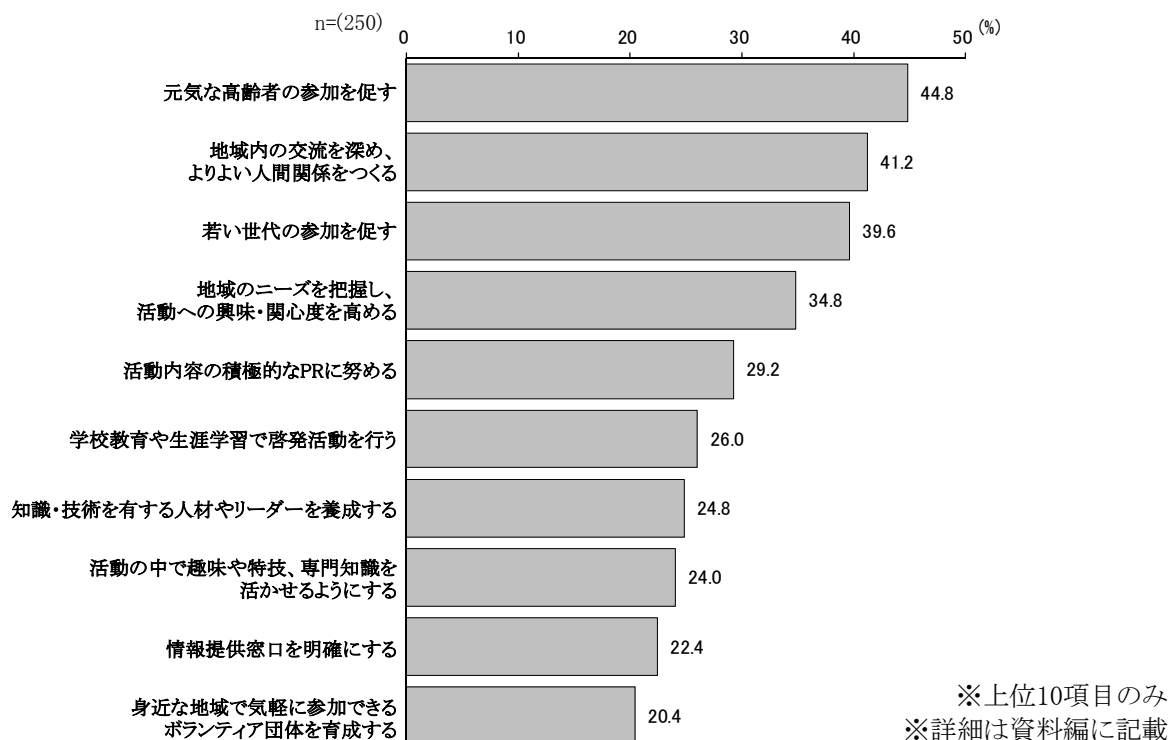
※濃い網はその団体で1位、薄い網はその団体で2位



## 2. 活動を活発にするために必要なこと（複数回答）

活動を活発にするために必要なことについて、上位から「元気な高齢者の参加を促す」「地域内の交流を深め、よりよい人間関係をつくる」「若い世代の参加を促す」の順となっています。高齢者や若い世代の社会参加、地域内の交流、さらに地域ニーズの把握、活動内容のPRといったことが求められています。

### <活動を活発にするために必要なこと>



【団体の種類別のクロス集計表】（単位：％）

団体の種類別	n (件)	元気な高齢者の参加を促す	地域内の交流を深め、よりよい人間関係をつくる	若い世代の参加を促す	地域のニーズを把握し、活動への興味・関心度を高める	活動内容の積極的なPRに努める	学校教育や生涯学習で啓発活動を行う	知識・技術を有する人材やリーダーを養成する	活動の中で趣味や特技、専門知識を活かせるようにする	情報提供窓口を明確にする	身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体を育成する	その他	無回答
		全体	250	44.8	41.2	39.6	34.8	29.2	26.0	24.8	24.0	22.4	20.4
ボランティア団体	90	52.2	31.1	41.1	35.6	36.7	30.0	13.3	28.9	15.6	22.2	2.4	6.4
*NPO（特定非営利活動法人）	28	21.4	46.4	42.9	21.4	28.6	32.1	53.6	25.0	32.1	10.7	3.3	7.8
福祉事業者	74	37.8	54.1	33.8	41.9	23.0	20.3	25.7	23.0	29.7	28.4	-	-
その他	55	52.7	36.4	41.8	30.9	27.3	25.5	29.1	18.2	20.0	12.7	1.4	4.1

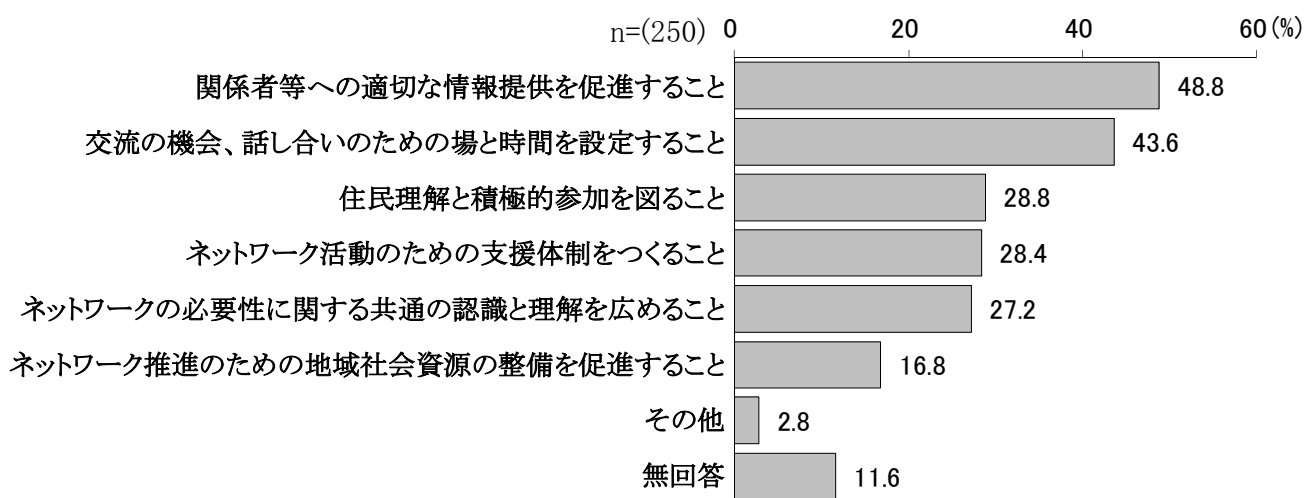
※濃い網はその団体で1位、薄い網はその団体で2位

## ②ネットワーク構築

### 1. 地域のネットワークの構築強化で必要なこと（複数回答）

地域のネットワークの構築強化で必要なことについて、どの団体も「関係者等への適切な情報提供を促進すること」が最も多くなっています。適切な情報提供、交流の場と時間の設定が大きな課題となっています。

#### <地域のネットワークの構築強化で必要なこと>



【団体の種類別のクロス集計表】（単位：％）

団体の種類別	n (件)	交流の機会、話し合いのための場と時間を設定すること	関係者等への適切な情報提供を促進すること	住民理解と積極的参加を図ること	ネットワークの必要性に関する共通の認識と理解を広めること	ネットワーク活動のための支援体制をつくること	ネットワーク推進のための地域社会資源の整備を促進すること	その他	無回答
		全体	250	43.6	48.8	28.8	27.2	28.4	16.8
ボランティア団体	90	36.7	47.8	24.4	15.6	20.0	8.9	4.4	17.8
*NPO (特定非営利活動法人)	28	64.3	67.9	21.4	28.6	39.3	7.1	-	3.6
福祉事業者	74	51.4	54.1	39.2	40.5	35.1	31.1	-	1.4
その他	55	34.5	32.7	25.5	25.5	27.3	14.5	5.5	18.2

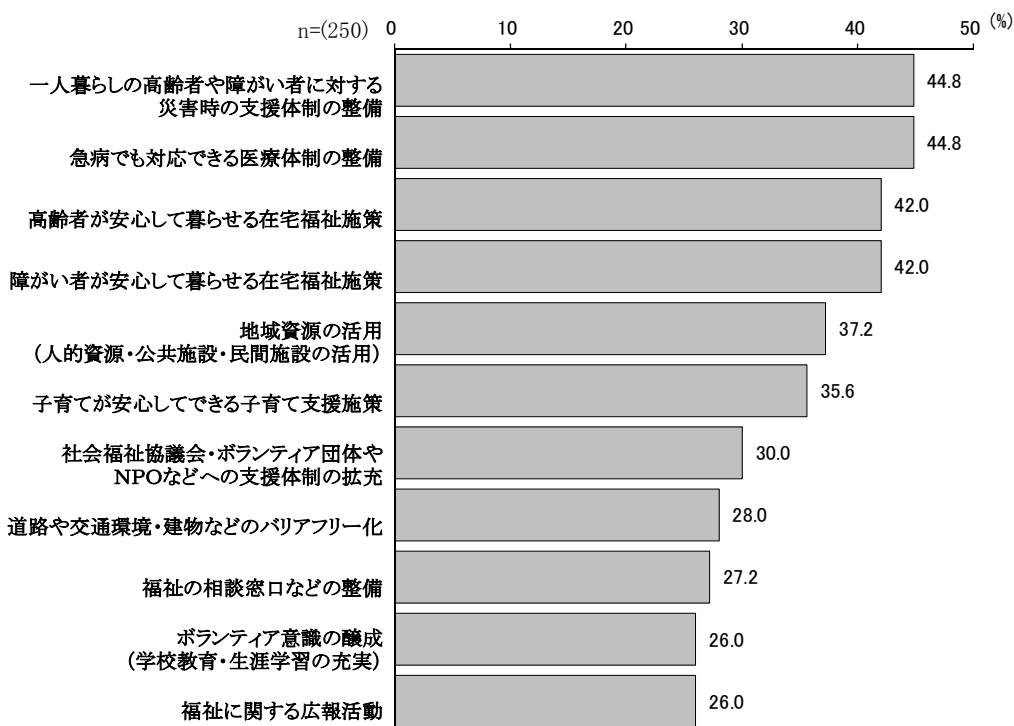
※濃い網はその項目で最も高い

### ③福祉施策の力点

#### 1. 力を入れて取り組むべきこと（複数回答）

力を入れて取り組むべきことについて、上位より災害時の支援体制や医療体制の整備、高齢者や障がい者が安心して暮らせる在宅福祉施策の推進が求められています。

#### <力を入れて取り組むべきこと>



※上位11項目のみ 詳細は資料編に記載

【団体の種類別のクロス集計表】（単位：%）

団体の種類別	n (件)	一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制の整備	急病でも対応できる医療体制の整備	高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策	障がい者が安心して暮らせる在宅福祉施策	地域資源の活用（人的資源・公共施設・民間施設の活用）	子育てが安心してできる子育て支援施策	社会福祉協議会・ボランティア団体やNPOなどへの支援体制の拡充	道路や交通環境・建物などのバリアフリー化	福祉の相談窓口などの整備	ボランティア意識の醸成（学校教育・生涯学習の充実）	福祉に関する広報活動	その他	無回答
		全体	250	44.8	44.8	42.0	42.0	37.2	35.6	30.0	28.0	27.2	26.0	26.0
ボランティア団体	90	48.9	45.6	45.6	34.4	40.0	31.1	35.6	24.4	22.2	31.1	16.7	5.6	4.4
*NPO（特定非営利活動法人）	28	39.3	57.1	17.9	71.4	46.4	25.0	67.9	32.1	46.4	28.6	35.7	14.3	-
福祉事業者	74	47.3	48.6	48.6	51.4	39.2	39.2	17.6	33.8	32.4	24.3	31.1	5.4	5.4
その他	55	34.5	32.7	38.2	27.3	25.5	43.6	18.2	23.6	18.2	20.0	29.1	9.1	1.8

※濃い網はその団体で1位、薄い網はその団体で2位

## 3 地域福祉における主な取組

### (1) 情報提供

広報紙、市公式ホームページ、安心安全情報メールや市公式\*ツイッターなどの各種\* SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて横断的で効果的な情報発信に取り組んでいます。また、既存の情報発信媒体の充実を図るとともに、各種の報道機関へ積極的に情報提供を行い、様々な方法で市民への情報提供に努めています。

### (2) 担い手づくり

社会福祉協議会との協働により、ボランティアセンター運営事業、ボランティア活動普及事業を行い、ボランティアの育成支援と連携強化を進めています。

### (3) 地域活動の促進

社会福祉協議会との協働により、心配ごと相談事業、ふれあい広場の実施、庄和社会福祉センターの運営、支部社協活動の推進を行っています。支部社協では、見守り・声かけ活動、ふれあい会食会、ふれあい・いきいきサロンなどを行っています。

### (4) 交流・居場所づくり

児童分野では、「地域子育て支援拠点事業」として、「子育て支援センター」や保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や親子の交流などを通じて、子育て支援を行っています。

高齢者分野では、「高齢者福祉センター」や憩いの家、ふれあい活動などを通じて、高齢者のいきがいつくりのほか、地域の支え合い活動を推進しています。

障がい者分野では、創作的活動や生産活動、交流の場である「地域活動支援センター」などの活動の場の充実を図っています。

社会福祉協議会との協働により、ふれあい・いきいきサロンを開催して、社会的孤立の予防や介護予防などにつながる居場所づくりを行っています。

## (5) ネットワークづくり

児童分野では、市内の子育て支援団体などで構成する「春日部市地域子育て支援協議会」を設置し、子育て情報の集約化、ネットワーク化を図り、子育て情報を発信しています。

高齢者分野では、医療及び介護の専門職により構成される「春日部市在宅サービス多職種連絡協議会」を設置し、いつまでも在宅生活を送ることができるように多職種連携の構築を進めています。また、地域住民が主体である地域づくりを推進するため、地域支え合い会議を開催しています。

障がい者分野では、「春日部市自立支援協議会」が市民や市内事業所を対象とした「地域福祉連絡会」を定期的開催し、障がいのある人の暮らしや社会情勢などの情報提供に努めています。また、「春日部市自立支援協議会」の専門部会である「事業所部会」において、研修会や交流会などを実施しています。

## (6) 相談支援

児童分野では、「家庭児童相談室」や平成30年4月に設置した「\*子育て世代包括支援センター」における相談などにおいて、必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、各関係機関との連絡調整を行っています。

高齢者分野では、「\*地域包括ケアシステム」の中核として機能するように「\*地域包括支援センター」を日常生活圏域に設置し、高齢者本人やその家族に対する総合相談支援、権利擁護、包括的\*ケアマネジメント支援などを実施しています。また、在宅医療・介護連携の推進に向けて、「\*春日部市地域包括ケアシステム推進センター」を設置し、医療・介護の専門職に対する相談支援を行っています。

障がい者分野では、身体障害、知的障害、精神障害を専門とする3事業所に委託して、相談支援事業を実施しています。また、「春日部市自立支援協議会」の専門部会である「相談支援部会」では、市内の相談支援事業所による情報共有や事例検討、研修会などを定期的実施しています。

健康増進分野では、市民の心身の健康に関する相談に応じるため、保健師・栄養士などによる健康相談を実施しています。

生活困窮者自立支援法に基づき、「生活困窮者相談支援窓口」を設置し、福祉に関わる相談を一元的に受け、生活全般に渡る様々な課題に対応しています。

## (7) 権利擁護・虐待対応

児童分野では、「要保護児童対策地域協議会」を継続的に開催しているほか、児童虐待防止など、子どもの人権に関する啓発活動を進めています。

高齢者分野では、\*成年後見制度の利用促進など高齢者の権利擁護の取組を進めています。

障がい者分野では、啓発活動やイベントなどを通じた差別解消及び\*成年後見制度などの利用支援による権利擁護の推進を図っています。また、「春日部市自立支援協議会」の専門部会に、「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を持つ「権利擁護部会」を設置し、障がいのある人への差別や相談に係る事案の情報共有と解決の後押しをするための協議を行う体制を整えています。

配偶者からの暴力や児童虐待などの加害者に対し、住民票の写しなどの交付を防止し、被害者の保護を図っています。

多様化する人権の課題に対応するため、人権に関わる相談に応じる体制の充実を図っています。

子ども、高齢者、障がい者、外国人など、様々な主体が抱える課題を解決するため、啓発活動を通して人権に対する意識の向上を図っています。

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、貧困などの様々な課題に対して人権に関する\*包括的な支援体制の整備を推進しています。

## (8) 交通安全・防犯・防災の推進

警察及び地域における交通安全団体やボランティアなどと連携をとりながら、春・秋の交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動を実施し、広報・啓発活動を推進しています。

地域住民と連携した防犯活動の充実を図っています。また、犯罪防止に関するチラシの配布、講演、啓発活動を実施し、周知を図っています。

緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりのため、防災意識の向上と日常からの取組の推進や地域防災活動の推進、「災害時要援護者対策」の推進などを行っています。

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難が困難な人を支援する、自治会や自主防災組織などの連携による支援体制づくりを進めています。また、「春日部市自立支援協議会」の専門部会の「くらし防災部会」では、障がいのある人への防災対策の情報共有や安心して暮らせる地域づくりなどの協議に努めています。

## 4 地域福祉推進に向けた課題の整理

### (1) 社会情勢の変化により見受けられる課題

#### ① 少子高齢化の進展

人口の将来推計では、総人口の減少と少子高齢化のさらなる進展が見込まれ、市民活動や地域活動を支える若年層の減少が懸念されます。高齢者層は今後とも増加が見込まれ、年齢が上がるとともに要介護リスクが高まり、日常的に何らかの支援やサポートが必要な人も増えてきます。地域での支援やサポートの体制が課題としてあげられます。

#### ② 世帯構成の変化

単身世帯の増加や世帯当たり人員の減少、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の増加が続くことで、身内など世帯内における支え手の不足が懸念されます。それに伴い、周囲のサポートの必要性も増してくることが予想され、支え手の養成と周囲のサポートが課題としてあげられます。

#### ③ \* 要支援・要介護認定者、障害者手帳所持者などの増加

要支援・要介護認定者、障害者手帳所持者など、何らかの支援を必要とする人の増加に伴い、サービスの需要量の増加が予想されます。また、サービスの量だけでなく、質の確保も課題としてあげられます。

#### ④ 地域コミュニティの希薄化

地域において自治会加入世帯数が減少しており、全国的にも地域コミュニティの希薄化が進んでいます。地域コミュニティの変化は、災害などの緊急時における支援体制などへの影響も懸念され、住民の共助意識づくりなど、社会の変化に応じたコミュニティづくりが課題としてあげられます。

#### ⑤ 地域共生社会の実現に向けた地域づくりへの取組

住民一人ひとりが役割を持ち、お互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育み、公的サービスと協働しながら暮らしていける「地域共生社会の実現」に向けた地域づくりへの取組が課題としてあげられます。

#### ⑥ 社会福祉法の一部改正への対応

平成30年4月に施行された社会福祉法の一部改正により、「地域共生社会づくり」を推進する体制づくりが市町村の役割として位置づけられました。支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題に対して、地域住民や福祉関係者などにより解決が図れる地域コミュニティに向けた、\*包括的な支援体制づくりが課題としてあげられます。

## (2) 暮らしの変化やアンケート調査結果により見受けられる課題

### ①地域活動の参加促進

市民意識調査を実施した結果によると、地域活動の参加割合は4割に満たない状況で、年代別で見ると高齢者層の参加割合が高くなっています。地域福祉という言葉の認知度も「聞いたことがある程度」が最も多い状況でした。若い世代の地域活動への参加促進と、高齢者層の活動が生活の張りや生きがいにつながるよう、福祉の意識づくりや活動のきっかけづくりが求められています。

### ②地域活動を支える担い手の不足

福祉関係団体調査結果より、団体活動の最大課題はスタッフ不足となっています。地域活動を縁の下で支える活動の担い手の確保・育成・支援が求められています。

### ③地域のつなぎ役の存在

市民意識調査結果より、地域課題解決のために必要なことは、困りごとを理解しサービスなどにつなげること、課題解決のための情報提供、地域のネットワークづくりが上位にあげられています。住民が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の見守り・支え合いの仕組みづくりが求められています。

### ④多様な支援ニーズへの対応

福祉サービスの業務に携わる人材不足や地域の見守りの必要性、公的サービスだけでは対応できないケースなどが課題としてあげられます。併せて、\*要支援・要介護認定者や障害者手帳所持者などが、必要とするサービスを確実に受けられるよう、専門機関へつないだり、必要とする情報が提供できる体制づくりが求められています。

### ⑤世帯の\*複合的な課題や既存の制度では対応できない課題への対応

「8050問題（高齢の親とひきこもりの子が同居している世帯）」、「ダブルケア（育児と介護に同時に直面する世帯）」などの本人や世帯の課題が複合化したケース、既存の制度では対応が難しい制度の狭間にあるケース、社会的孤立で自ら相談に行くことができないケースなど、対応が困難なケースが生じてきています。社会的孤立への対応、世帯の複合的な課題への対応、虐待への対応、多様な情報提供、「丸ごと」受け止める場づくり、住民に身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制づくり、「生活困窮者自立相談支援機関」などの関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりなどが求められています。



## ⑥安心安全な生活基盤への要望

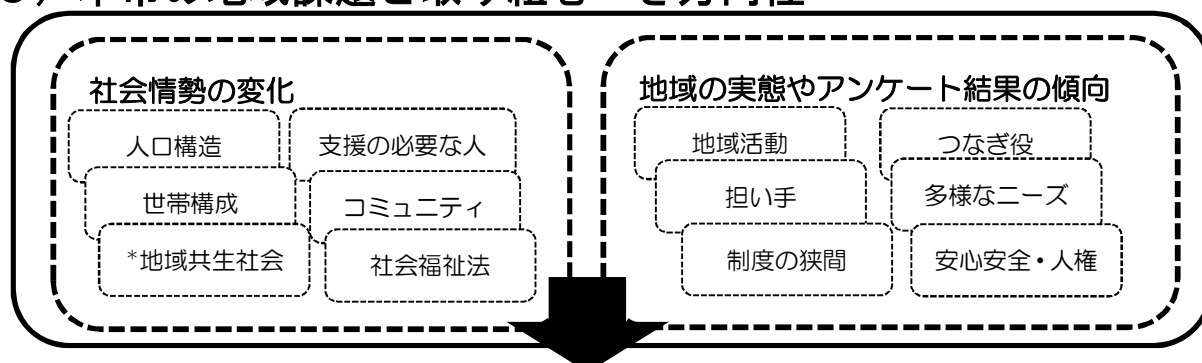
市民意識調査の結果によると、地域にある組織や団体への期待は、交通安全や防犯・防災などの活動や緊急時の対応がどの年代とも高い結果となりました。災害時に住民が支え合う地域づくりや地域医療体制の整備、交通機関や建物の\*バリアフリーへの対応などが求められています。

## ⑦様々な人権の課題への対応

判断能力が十分でない高齢者や障がい者に対する虐待のほか、新たにインターネットの悪用による人権侵害事案が増加するなど、人権問題は多岐にわたっています。地域社会の中で生きづらさを抱えたままに孤立することがないように、健全に日常生活を営み、あらゆる分野に参加する機会が確保されることや人権に関する\*包括的な支援体制が整備されることなどが求められています。



### (3) 本市の地域課題と取り組むべき方向性



社会情勢の変化として、少子高齢化の進展、世帯人員の減少、地域コミュニティの希薄化などに伴い、社会的な孤立や虐待が増加しています。また、福祉分野ごとの制度や計画のもとで、縦割りの対応がされる中、制度を越えた\*複合的な課題への対応、制度の狭間の問題への対応が必要となっており、課題も多様化・複雑化しています。

市民意識調査の結果からは、地域活動の参加傾向、参加の障壁、福祉に対する意識、福祉施策の力点など、また、福祉関係団体への調査から、活動における課題や必要とされていることなども明らかになりました。

これらの地域課題に対応していくためには、次の4つの方向性から、地域力の強化とそれを支える\*包括的な支援体制づくり、生活基盤となる安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

#### ■福祉意識の向上と担い手づくり（情報・人材）

地域の生活課題を「我が事」と捉えて、日々の行動につなげていけるよう、情報提供や学びの場、担い手づくりを重視します。そのため、福祉意識を高めるための情報発信や学びの機会づくり、活動参加のきっかけづくり、また、その活動を継続運営していけるような支援が必要です。

#### ■助け合い・支え合いの仕組みづくり（地域）

地域で困りごとを抱えている人に、地域住民が適宜対応していける地域づくりを重視します。そのため、住民が生活課題に気づき、適切な支援団体や専門的機関などにつないでいけるよう、地域の助け合いや支え合いの仕組みづくりに取り組むことが必要です。

#### ■包括的支援体制づくり（基盤）

複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、各相談支援機関を総合的にコーディネートしていけるよう、包括的・総合的な相談支援体制づくりが必要です。

#### ■安心して暮らせるまちづくり（環境）

交通安全や防犯・防災に向けた取組には、市民一人ひとりの意識の向上と地域の支え合いの体制づくりが必要です。

また、様々な機会を通じて、人権問題に対する理解と認識を深めることが必要です。



---

## 第3章 計画の理念・目標と体系

---

# 1 目指すべき地域福祉の方向性

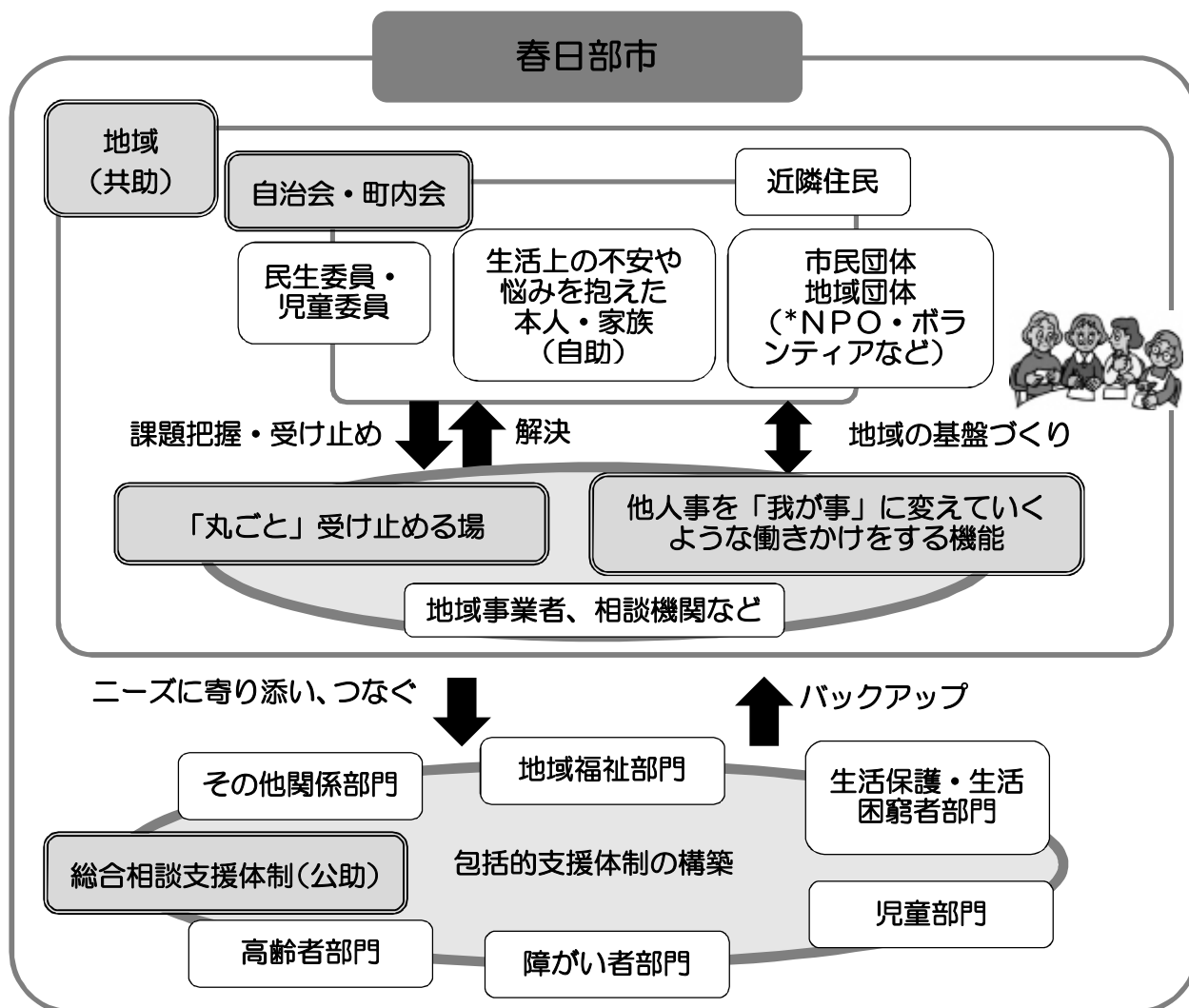
## (1) \*地域共生社会を目指して

本市の「第2次総合振興計画」では、「市民が主役」「まちの魅力を創る」「共に未来へチャレンジする」のまちづくりの理念のもと「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」に向けて、まちづくりを進めています。この将来都市像の実現に向けて、地域福祉の推進を図ります。

国が新たに掲げた「地域共生社会の実現」では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すと明記されました。本市でも、この「地域共生社会の実現」をコンセプトとし、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ、\*複合的な課題を「丸ごと」受け止める場の整備や多職種・多機関の連携・協力による\*包括的な支援体制づくりに努めていきます。

地域福祉推進の理念のもと、自助、共助、公助をうまく組み合わせながら、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進を図っていきます。

春日部市の地域共生社会のイメージ図



## (2) 地域福祉の圏域の考え方

本市においては、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者など、分野ごとにサービス基盤や相談拠点を設けるなど、それぞれ対象エリアを設定し、支援体制や関係機関とのネットワークづくりを進めてきました。

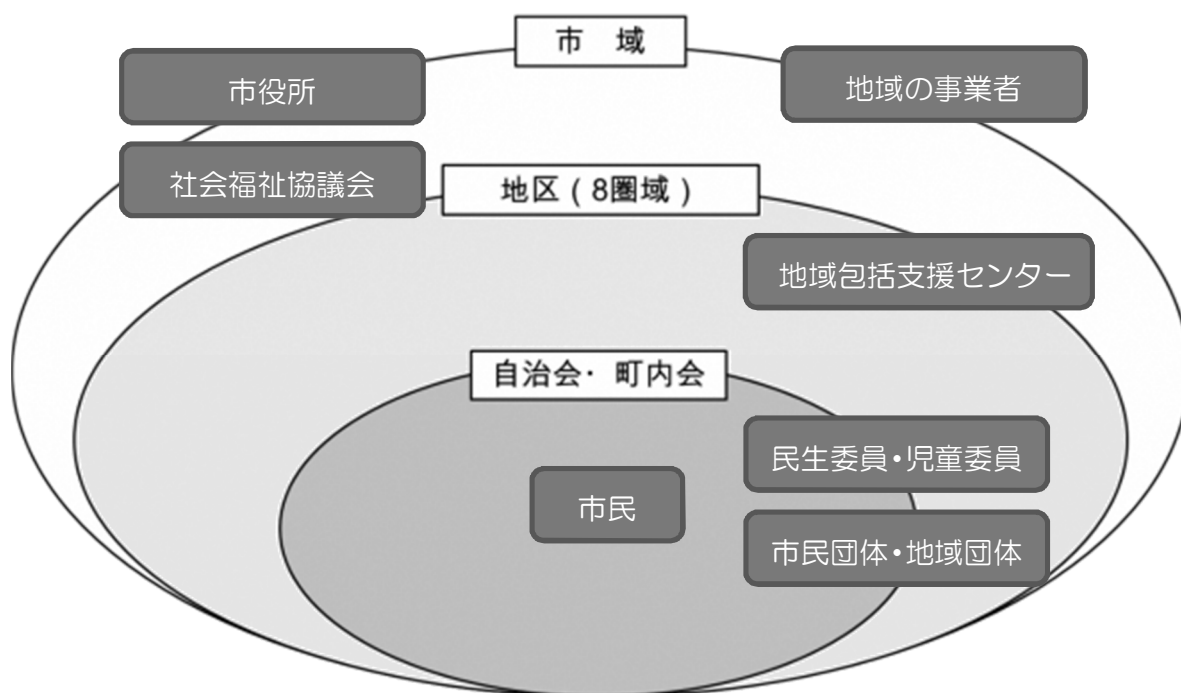
しかしながら、地域における課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応して、「\*地域共生社会づくり」を進めていくためには、一定の範囲となる圏域の設定が必要となります。

本市では、より身近な地域福祉の推進機関として、市内7つの地区自治会連合会及び武里団地の地区のそれぞれに、社会福祉協議会の補助機関となる支部社協（粕壁、内牧、幸松、豊野、武里、武里団地、豊春、庄和）が設置され、地域の課題に応じた事業が実施されています。

また、自治会や町内会などによる自主防災活動や要援護者の避難支援、交通安全パトロールなど、住民同士の交流を深める活動も、この地区の枠組みの中で行われていることから、本市では、地区自治会連合会及び武里団地の地区を地域福祉の圏域として捉え、地域特性が活かせる支え合いの仕組みづくりの構築を進めることとします。

なお、高齢者の福祉サービスを効率的に展開する「\*地域包括支援センター」を、市内8箇所に設置し、保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防\*ケアマネジメントなどを総合的に行っていますが、この「地域包括支援センター」の活動圏域につきましても、この地区の圏域に近い区域設定となっています。

### 春日部市の地域福祉圏域のイメージ図



市内7つの地区自治会連合会及び武里団地が置かれる地区の状況を見ると、人口や世帯数、高齢者人口は地区により大きく異なります。人口では粕壁地区が46,332人で最も多く、人数の最も少ない武里団地（8,892人）の約5倍となっています。65歳以上人口では武里地区（武里団地を除く）が13,383人（全体の約2割）で最も多く、人数の最も少ない内牧地区（3,601人）の約3.7倍となっています。また高齢化率では、武里団地が47.3%で他の地区を大きく引き離しています。地域ごとの特性を考慮した支え合いの仕組みづくりの構築を進めます。



《地区別の状況》

地区名	総人口	65歳以上人口	高齢化率	世帯数
粕壁	46,332	12,337	26.6%	21,699
内牧	13,477	3,601	26.7%	6,173
幸松	22,048	6,342	28.8%	9,599
豊野	18,801	5,860	31.2%	8,065
武里※	45,322	13,383	29.5%	20,432
武里団地	8,892	4,206	47.3%	5,280
豊春	42,926	12,506	29.1%	18,933
庄和	37,026	11,990	32.4%	15,180
合計	234,824	70,225	29.9%	105,361

資料：春日部市住民登録世帯人口調査（2018年10月1日現在）

※武里地区は武里団地を除いた値で表記。

### (3) 地域福祉を担う各主体に期待される役割

地域福祉における取組を進めていくには、「自助」「共助」「公助」を総合的に推進していく必要があります。それぞれの活動主体である、市民や市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、社会福祉協議会、そして市（行政）がそれぞれ担う役割を認識し、お互いを認めあいながら、協働・連携して、地域の実情にあわせた活動を進めていくことが必要です。

市民の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>自分や家族が暮らす地域に目を向けて、自分たちが暮らしたい地域像を考えたり、地域の集まりなどで積極的に意見を出していきます。</li> <li>多様な世代の人と交流し、人と人とのつながりを大切にしていきます。</li> <li>地域における困り事を自分や家族の事として捉え、解決策について考えていきます。</li> <li>主体的に「楽しい」「やりがいのある」と思える地域活動に積極的に参加していきます。</li> <li>活動にあたっては、地域福祉を推進する市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、社会福祉協議会、市（行政）と連携・協働していきます。</li> </ul>
地域	市民団体・地域団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>*NPO、ボランティア団体、福祉団体などの市民団体及び自治会や町内会、支部社協などの地域団体は、団体同士のつながりや交流などを通じて、活動の幅を広げていきます。</li> <li>各団体の特徴を活かして、地域活動の幅を広げていきます。</li> <li>活動にあたっては、他の地域福祉を推進する市民団体、地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、社会福祉協議会、市（行政）と連携・協働していきます。</li> </ul>
	民生委員・児童委員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域からの様々な相談を受けたり、必要な情報を提供したり、関係機関や必要なサービスにつないでいきます。</li> <li>活動にあたっては、地域福祉を推進する市民団体・地域団体、地域の事業者、社会福祉協議会、市（行政）と連携・協働していきます。</li> </ul>
	地域の事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者やその家族からの相談を受けたり、必要な情報を提供したり、サービスの提供基盤、サービスの質の確保に心がけていきます。</li> <li>活動にあたっては、地域福祉を推進する市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、他の事業者、社会福祉協議会、市（行政）と連携・協働していきます。</li> </ul>
社会福祉協議会の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>*アウトリーチをさらに進めていきます。</li> <li>相談・支援体制をより強化していきます。</li> <li>支援のための活動の基盤を整備していきます。</li> <li>活動にあたっては、地域福祉を推進する市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、市（行政）と連携・協働していきます。</li> </ul>
市（行政）の役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民や関係機関、行政がお互いに自らの役割を理解できるように、目指すべきまちの姿を明らかにしていきます。</li> <li>各種相談先を住民に広く周知していきます。</li> <li>地域住民の地域福祉活動の参加を促進するための環境整備を進めていきます。</li> <li>相談支援機関などが一体となって地域生活課題や地域の実情の把握に努めていきます。</li> <li>住民に身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制づくりを進めていきます。</li> <li>「生活困窮者自立相談支援機関」などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりを進めていきます。</li> </ul>



## 2 基本理念

社会情勢の変化や市民意識調査の結果から、地域住民が生活上の困りごとや心配ごとを解消し、地域で安心して生活をするためには、地域の助け合い、支え合いが重要なものとなっています。

一人ひとりが地域で支える役割を担い、相互のつながりを強めることによって、地域活動をより活発化させ、地域力を高めていく必要があります。

本市では、人と人が「笑顔でつながり」、「支え合う」仕組みづくりを進め、全ての市民が「安心して、いきいきと暮らし続けられるまち」の実現を目指します。

**笑顔でつながり 支え合う**

**安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部**

## 3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

### 基本目標 1 福祉意識の向上と担い手づくり（情報・人材）

全ての市民が福祉に対する理解を深めるよう、効果的に福祉に関する情報の発信と共有を進めていきます。地域のことに関心を持って、地域福祉の担い手となれるよう、地域と行政が協働で人材を育成し、地域活動を推進していきます。

### 基本目標 2 助け合い・支え合いの仕組みづくり（地域）

市民同士が、近所で困っている人に気付き、相談できる窓口や支援機関につなげられるよう、助け合い・支え合いの仕組みづくりを進めていきます。市民が主体的に課題を把握し行動していきける地域づくりを目指し、社会的孤立への対応や「\*地域共生社会」の構築につながる地域力の強化を進めていきます。

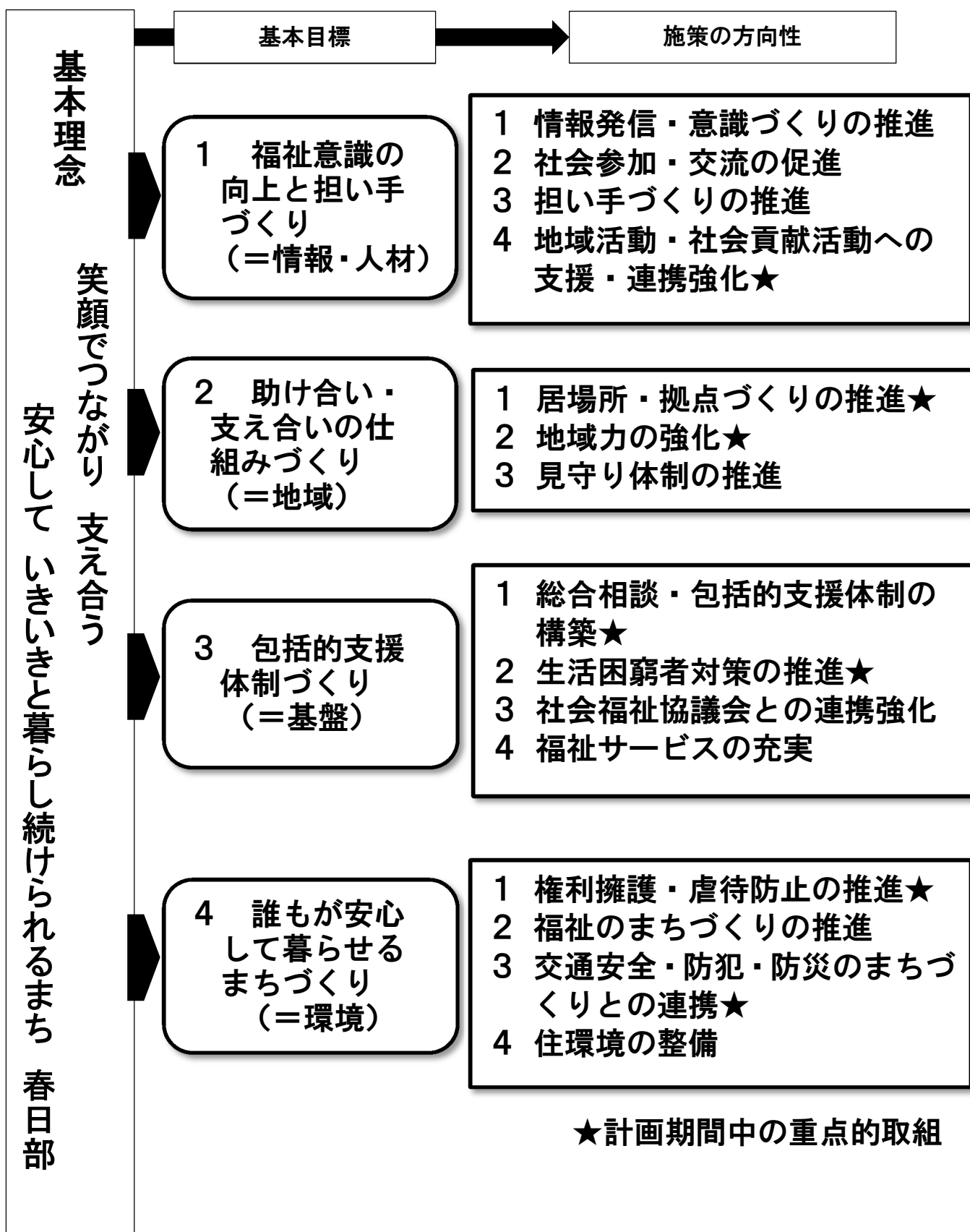
### 基本目標 3 包括的支援体制づくり（基盤）

地域生活に関連する専門機関などと連携・協力しながら、福祉サービスの提供基盤と総合的な相談支援体制づくりを進めていきます。また、児童分野・高齢者分野・障がい者分野などの分野間の連携や多機関の協働による包括的支援体制の構築を目指していきます。

### 基本目標 4 誰もが安心して暮らせるまちづくり（環境）

個人の尊厳の尊重や虐待の防止のほか、福祉のまちづくりを進めるとともに、交通安全・防犯・防災など、住み慣れた地域で、誰もが安心して安全に暮らし続けることができるまちづくりを推進していきます。また、高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難が困難な人を支援する体制の整備を推進するとともに、福祉避難所などの避難者の受け入れを行う施設事業者との連携を強化していきます。

# 4 計画の体系



## 5 重点的取組

本計画期間において、地域で様々な活動をしている団体や組織などがいきいきと活動を続けていけるような地域の土壌づくり、権利擁護・虐待防止に向けた環境づくり、防犯・防災のまちづくりとの連携を進めていきます。また、助け合い・支え合いの仕組みづくりに向けて、気軽に集まれる居場所・拠点づくりの整備や地域力の強化に取り組んでいきます。さらに、関係機関との連携・協力のもと、総合相談・包括的支援体制の構築や生活困窮者対策の推進といった支援体制づくりを進めていけるよう、各種施策に取り組んでいきます。

### (1) 地域活動・社会貢献活動への支援・連携強化

地域生活課題の解決に取り組む\*NPOやボランティア団体、\*社会福祉法人や地域の事業者による社会貢献活動など、地域の様々な社会資源を活用して、地域の基盤づくりを進めていきます。

### (2) 居場所・拠点づくりの推進

地域課題として社会的孤立への対応が求められています。助け合い・支え合いの仕組みづくりを充実していくためにも、気軽に立ち寄れたり、多世代の人とお話できるよう、居場所・拠点づくりを進めていきます。

### (3) 地域力の強化

地域コミュニティの希薄化や災害時対応など、地域力の強化が求められています。コミュニティ活動の活性化や地域のコーディネート機能の強化を進めていきます。

### (4) 総合相談・包括的支援体制の構築

福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどへの対応が課題となってきたことから、これらの課題の対応に向けて、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などの分野を総合的・包括的に支援できる体制の構築を進めていきます。

### (5) 生活困窮者対策の推進

生活困窮に関する課題は、多様で複合的であることから、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・児童委員、自治会、地域住民やボランティア団体などとの連携により、生活全般を広く受け止める相談支援体制の一層の強化を進めていきます。

### (6) 権利擁護・虐待防止の推進

判断能力が十分でない人が安心して暮らしていくためには、個人の尊厳とその尊厳にふさわしい生活の保障が必要です。\*成年後見制度の利用促進を進めるとともに、差別のない社会づくり、虐待防止の意識づくりと相談体制、差別解消のための意識づくりを進めていきます。

### (7) 交通安全・防犯・防災のまちづくりとの連携

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難が困難な人を支援する体制の整備を進めていきます。また、福祉避難所など、避難者の受け入れを行う施設事業者との連携を強化していきます。

---

## 第4章 施策の展開

---

1

# 福祉意識の向上と担い手づくり

## 《施策の方向性》

- 1 情報発信・意識づくりの推進
- 2 社会参加・交流の促進
- 3 担い手づくりの推進
- 4 地域活動・社会貢献活動への支援・連携強化★

## 施策の方向性 1 情報発信・意識づくりの推進

### ●現状と課題

- ・市民意識調査の結果では、地域福祉という言葉について、40歳代から60歳代では「知らなかった」が最も多く、認知度の向上が課題となっています。
- ・広報かすかべ、市公式ホームページ、安心安全情報メールや市公式\*ツイッターなど各種\* SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて情報発信に取り組んでいますが、より多くの市民が地域の生活課題を自分のことのように考えていくには、地域福祉に関する情報や学習する機会など、さらなる福祉の意識づくりに努めていくことが必要です。

### ●各主体に期待される役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分や家族が暮らす地域に目を向けて、自分たちが暮らしたい地域像を考えたり、地域の集まりなどで積極的に意見を出していきます。</li> <li>・福祉に関する関心を持ち、情報を見たり、講座などに参加していきます。</li> </ul>
地域	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちの団体や組織のことを知ってもらえるよう、情報発信していきます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で支援を必要としている人に情報を提供していきます。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意識づくりのため、地域の社会資源や福祉に関する情報を発信していきます。</li> </ul>

## ● 施策の展開

## ■ 分野連携による学習機会・内容の充実

- 生涯学習分野や教育分野と連携し、福祉に関する学習機会の提供や内容の充実を図っていきます。

## ■ 多様な情報提供手段を通じた福祉意識の向上

- 全ての市民が自分の住む地域に関心を持ち、自分のこととして捉えることができるよう、保健福祉に関する学習機会や講座、研修の情報提供を通じて福祉意識の向上に努めていきます。
- 福祉の意識づくりにより、困っている人に気付くことができるような地域づくりに努めていきます。

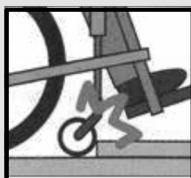
## ● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	広報推進事業	広報紙や市公式のホームページや*ツイッターなどの各種情報発信媒体を通じて、市の事業や魅力を積極的にわかりやすく情報発信します。	シティセールス広報課
2	自治振興事業	市民への円滑な情報伝達と、市の政策形成への市民参加を推進します。	市民参加推進課
3	男女が共に担う子育て啓発ポスターなどの掲示	ハーモニー春日部（男女共同参画推進センター）や他の施設の掲示板を利用し、虐待防止や父親の育児参加を促すポスターなどにより、男女が共に担う子育ての意識づくりを行います。 国や県などで作成した子育てなどの啓発ポスターを掲示し、男女が協力して子育てを行う意識を醸成します。	市民参加推進課
4	ハーモニーフェスタ	ハーモニー春日部において、男女共同参画に関するワークショップの開催のほか、子育て支援や子ども主体のワークショップなど、多種多様な催しを年1回数日間にわたり開催します。 より多くの参加者を得るため積極的に広報活動を実施します。	市民参加推進課
5	男女が共に担う子育て支援講座の実施	父親の育児参加を促し男女の協力による子育ての推進と地域における子育てネットワークの形成を目的に、年1回半日の講座をハーモニー春日部で開催します。	市民参加推進課
6	運動の機会の提供	体力測定、健康づくり研修会など、身近な施設で気軽に参加できる様々な行事を開催し、地域での健康づくり活動を支援します。	高齢者支援課
7	各種講座・学習会の開催	参加者のニーズが高い日常生活などに関する各種講座・学習会を開催し、市民に多様な学習機会を提供します。	高齢者支援課 社会教育課 中央公民館

No.	事業名	内容	担当課
8	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて市民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	障がい者支援課
9	健康フェア	健康で明るい生活を目指して健康意識づくりと情報の提供を行います。	健康課
10	生活習慣病予防教室	生活習慣病予防に関する知識の普及・啓発、健康増進に向けた体操、栄養バランスを考えた調理実習などを行い、市民の健康保持及び増進を図ります。	健康課
11	わくわく掲示板	青少年の自発的・主体的な活動を支援するため、市内小中学校及び義務教育学校に掲示板を設置し、行政、地域団体などから寄せられた学習や体験活動などの情報を掲示します。	社会教育課
12	各種体験教室や学習講座の実施	各公民館において、子どもたちの価値観の多様化に対応するため、様々な体験活動や学習の機会を提供します。 事業内容やPR方法を工夫し、より社会性や豊かな人間性を育むことができる体験活動や学習の機会を提供します。	中央公民館
13	ふれあい広場事業	福祉の心豊かな市民運動の一環として、市民福祉まつり・ふれあい広場を開催し、市民一人ひとりの心のふれあいを通し、住みよいまちを築くと共に、福祉に対する理解を深め、市民交流の輪を広げ、思いやりある心を育てる活動を実施します。	社会福祉協議会
14	福祉教育の推進	当事者団体及びボランティアグループなどの協力を得ながら、誰もが地域の一員であるという意識の醸成、福祉に関する問題や活動への興味を促し、地域活動への参加を通して地域づくりにつながるよう、市内小中学校及び義務教育学校における福祉教育を推進します。	社会福祉協議会

社会的障壁

- ①社会における事物  
(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度  
(利用しにくい制度など)
- ③慣行  
(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念  
(障がいのある方への偏見など)



例)街中の段差  
3cm程度の段差で  
車椅子は進めな  
くなります。



例)書類  
難しい漢字ばかりだと理解しづ  
らい人もいます。



例)ホームページ  
全てが画像だと  
読み上げソフト  
は機能しません。

## 施策の方向性 2 社会参加・交流の促進

### ●現状と課題

- ・市民意識調査の結果では、近所付き合いについて、年代に関わらず、あいさつをしたり、協力し合うことへの必要性を感じている人は多くいます。しかし若い年代ほど、あまり深く関わりを望まない人が多く、若い世代を意識した社会参加・交流の促進が必要となっています。
- ・本市では「市民参加推進条例」ならびに「市民参加と協働指針」により、市政への市民参加と協働の推進に取り組んでいます。地域の実情に応じたまちづくりを市民が主体的に行うことができるよう、支援が必要です。
- ・高齢者が生涯現役で地域で活躍し、自身の経験や知識を社会に還元できるような環境の整備が必要です。
- ・障がいのある人が地域で安心して暮らしながら社会参加できるような支援の充実が求められています。

### ●各主体に期待される役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的に「楽しい」「やりがいのある」と思える地域活動に参加していきます。</li> <li>・多様な世代の人と交流し、人と人とのつながりをもっていきます。</li> </ul>
地域	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加や交流を促すきっかけづくりや参加の工夫をしていきます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の交流の機会などを提供していきます。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加や交流を促すための情報提供を続けていきます</li> <li>・地域住民の交流の機会をさらに増やしていきます。</li> </ul>

### ●施策の展開

#### ■生きがい・社会参加の促進

- ・市民一人ひとりの地域活動への参画を進めるために、市民、市民団体、地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者と行政の連携関係を強化していきます。
- ・高齢者の活動の場の拡大を図り、生きがいづくりを推進していきます。
- ・障がいのある人が地域の行事や各種活動に参加しやすくなるよう、コミュニケーション支援や移動支援などのサポート体制を整備していきます。

#### ■ふれあい・交流機会づくり

- ・様々なふれあいや交流の機会を通じて、地域の支え合い活動を進めるとともに、地域活動への積極的な参加を促進していきます。
- ・社会福祉協議会をはじめ、自治会や町内会、ボランティア団体などによる、ふれあいや交流の機会づくりを支援していきます。



● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	市民参加推進事業	市民参加推進条例に基づく市民参加手続などにより、市民の行政活動への積極的な参加を推進します。	市民参加推進課
2	市民協働推進事業	地域の担い手となることを目指す市民団体と協働で市民活動の啓発や促進を行うための事業を行います。また、より多くの市民が安心して市民活動に参加できるように「市民活動総合補償制度」の運用をします。	市民参加推進課
3	市民参加の機会の提供	各種審議会において市民から公募による委員の募集を行うなど、市民が市政に積極的に参画できる機会を提供します。	市民参加推進課 その他関係課
4	子育てサロン	*あしすと春日部（総合福祉センター）や公民館などの公共施設において、子育て中の親子が集い、簡単な遊びを通じて参加者の交流を図ります。 事業の周知を図り、それぞれの特色を活かした事業を実施します。	生活支援課 こども相談課 中央公民館
5	シルバー人材センターの活動支援	シルバー人材センターは生きがいを求めて、また仕事を通じて社会参加をしようとする高齢者に対し、臨時的で短期的な就業機会の提供をしています。生きがいの充実、生活の質の向上を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課
6	ふれあい大学・大学院の運営	高齢者に学習の機会を提供します。 心身の健康を培うとともに、社会参加による生きがいを高める機会を提供します。 自身で企画実施する内容（公開講座、小学校との連携講座、学習成果発表会など）を盛り込み、大学卒業後も自主的な活動の一助となるような機会を継続的に提供します。 県のいきがい大学と連携し、多くの高齢者が学び、ふれあい、活躍できるよう充実を図ります。	高齢者支援課
7	いきいきクラブ・いきいきクラブ連合会の活動支援	ボランティア活動、生きがいを高める活動、健康づくりに係る活動などの事業を行っています。高齢者が気軽に参加でき、活動内容の充実したクラブに発展させるため、各いきいきクラブの自主活動やいきいきクラブ連合会を支援するとともに、身近な地域での介護予防活動の促進を図ります。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
8	三世代交流事業	春日部市いきいきクラブ連合会に委託して、各地域ごとに高齢者、子どもとその親の三世代が軽スポーツやゲームなどの様々な活動を通して交流を図るものです。また、いきいきクラブ連合会の事業として、エンゼル・ドーム（春日部第一児童センター）などに高齢者が訪問し、子どもたちと交流しながら子育て支援を行います。	高齢者支援課
9	意思疎通支援事業	聴覚または音声機能、言語機能に障がいのある人の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーション（生活、医療、職業、教育など）を円滑にするため、手話通訳者を派遣して支援します。また、聴覚、音声機能、言語機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能及び重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに対し、要約筆記者を派遣して支援します。	障がい者支援課
10	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、余暇活動など社会参加や社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行います。	障がい者支援課
11	児童館運営事業	児童の健全育成を図るため、ボランティア・地域と連携しながら、多様な事業を展開し、親の交流拠点、子どもの居場所・遊び場づくりとしての充実を図ります。子育て支援施設の中心として、児童館3館それぞれの特色を活かした運営を進めます。	こども政策課
12	かすかべ郷土かるた大会	青少年の交流及び郷土に対する意識の醸成を図ります。青少年の更なる交流を目指して、内容の充実を図ります。	こども政策課 社会教育課
13	地域とのふれあい	保育所（園）において、園庭の開放などにより、地域の子どもや親たちの、ふれあいの場を提供するとともに、地域の人を対象とした講演会を開催します。あらゆる機会を活用して、地域との連携を図ります。	保育課
14	地域交流会	公立保育所の施設を開放し、就学前の子どもと保護者に遊び場の提供と入所児童との交流を通して、子育てを応援します。	保育課
15	放課後子ども教室推進事業	放課後における子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、地域の人々の参画を得て、様々な体験・交流活動を実施します。市内の全小学校において開催すると共に、各教室の内容の充実を図ります。	社会教育課

No.	事業名	内容	担当課
16	体験講座(夏季講座も含む)	わらじやしめ縄作りなど、昔ながらの物を親子で一緒に製作して、共通の体験の場を提供します。 さらに親子が参加しやすい状況に対応できるよう、講座内容を検討します。	文化財保護課
17	ふれあい活動の支援	ふれあい会食会の開催により、高齢者の社会参加のきっかけづくりと、参加者相互で親睦を深める機会を提供します。 住民が自主的に活動できる場(ふれあい・いきいきサロン)の開催を支援します。	社会福祉協議会

### 市民活動総合補償制度

市民の皆様が安心して市民活動やボランティア活動を行えるように、市が保険料を負担し、活動の中で起きた事故に対して、傷害や賠償責任を補償することで、市民活動の支援・促進を図っています。(※平成30年12月末現在369団体)

公益性のある無報酬の以下のような活動で、事前準備や往復途上の傷害事故も補償の対象です。また、熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒等による事故も補償の対象としています。

市民活動の区分	具体例
1.地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、資源ゴミの回収、リサイクル運動、交通安全運動、地域保健衛生活動、募金活動、自治会活動、PTAが行う公益活動等の活動及びこれらのための準備活動
2.社会福祉・奉仕活動	社会福祉施設等への援護活動、高齢者・心身障がい者等への援護活動等の活動及びこれらのための準備活動
3.社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動や文化活動及びこれらのための準備活動。ただし、指導者等に限る。
4.青少年健全育成活動	ボーイ・ガールスカウト、地域青年会等の指導者育成活動、非行防止パトロール活動、子ども会活動など



## 施策の方向性3 担い手づくりの推進

### ●現状と課題

- 市民意識調査の結果では、地域活動に参加していない人の参加意向について、「時間に余裕があれば参加したい」という回答が3割強、「誘ってくれる人がいれば参加したい」という回答が2割弱となっており、新たな担い手の確保には、効果的なアプローチが重要となっています。
- 今後とも高齢者の増加は見込まれますが、元気な高齢者も増加することから、共に支える側での活躍が期待されます。

### ●各主体に期待される役割

市民		• 主体的に「楽しい」「やりがいのある」と思える地域活動に参加していきます。
地域	団体	• 誰もが地域の支え手として活動できるよう、活動の機会づくりに力を入れていきます。
	事業者	• 地域住民の交流の機会やボランティアに参加する機会を提供していきます。
社会福祉協議会		• 誰もが地域の支え手となれるよう、担い手の養成に力を入れていきます。

### ●施策の展開

#### ■地域の担い手の養成

- 地域の担い手不足の解消に向けて、社会福祉協議会が実施する、支え合い担い手養成講座など、地域における支え合い活動の担い手の養成事業を支援していきます。
- ボランティアセンターを中心とした、地域福祉を支える人材の確保・育成を支援していきます。

#### ■活動リーダーの育成支援

- 地域活動を継続していくためには活動リーダーの存在は欠かせません。活動の参加者から将来の企画・運営役が生まれるよう、各活動リーダー同士の情報交換や交流機会を促すなど、ネットワークづくりを支援していきます。

● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	食生活改善推進員養成講座	一人ひとりが明るく生きがいのある人生を送るために食育や健康づくりを推進していくことが重要です。「自分の健康は自分で守る」の観点から、住民参加型の地域ボランティア活動により、住民一人ひとりに対して働きかけ、地域で活動できるボランティアとして食生活改善推進員を養成します。	健康課
2	春日部そらまめ体操ボランティア指導者養成講座	市独自の介護予防体操である「春日部そらまめ体操」の指導・普及を担うボランティアを養成します。	介護保険課
3	介護支援ボランティアポイント事業	高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や自身の健康増進につながるよう、介護保険事業所でボランティア活動をした際にポイントを付与し、市内共通商品券と交換します。	介護保険課
4	青少年の地域活動・ボランティア活動推進事業	青少年の地域活動・ボランティア活動体験の機会の創出のため、中学生を中心にボランティア情報の提供とボランティア手帳の配布を行います。	社会教育課
5	支え合い担い手養成講座	地域住民が社会参加、社会的役割を持つことで、生きがいづくり、介護予防に加え、地域づくりにつなげられるよう、地域活動を担う人材を養成します。	社会福祉協議会

食生活改善推進員

食生活改善推進員は、家庭の食卓を充実させ、地域の健康づくりを推進することを目的に活動するボランティアです。「私達の健康は私達の手で」をスローガンに活動を進めており、地域の方々に対して「生涯を通じた食育と健康づくり」を推進する担い手としての活躍が期待されています。

本市では協議会事務局が保健センターに置かれ、市内7地区の公民館を拠点に、親子料理教室や子どものおやつ作り、男性の料理講習などの活動が行われています。

食を通じた地域の健康づくりに興味のある方は、ぜひ一度、参加してみませんか。

## 施策の方向性 4 地域活動・社会貢献活動への支援・連携強化★

### ●現状と課題

- ・地域のつながりや近所の連帯感が希薄化し、近隣での助け合いなどの共助の機能が低下しつつあります。
- ・自治会は生活する上で最も基本となる地域組織ですが、加入世帯数は年々減少しており、また活動者の高齢化も懸念されています。一方で人々のニーズは多様化・高度化しており、専門的できめ細かな支援が必要とされています。

### ●各主体に期待される役割

市民		・自分たちでできることを考えて、興味のある活動には参加していきます。
地域	団体	・住民とともに住みやすい地域づくりに向けて、地域に開かれた活動を目指していきます。 ・各団体の特徴を活かして、地域活動を広げていきます。
	事業者	・地域活動を行うための場の提供をしていきます。
社会福祉協議会		・活動にあたって、地域福祉を推進する市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、市（行政）とも連携・協働していきます。

### ●施策の展開

#### ■地域福祉活動のネットワークづくりの推進

- ・社会福祉協議会との協働による、ボランティアセンター運営事業、ボランティア活動普及事業を通じて、ボランティア団体の育成支援と連携強化を進めていきます。
- ・自治会・町内会による活動や\*NPO・ボランティア団体を含む市民団体などによる活動が行われています。活動団体同士のつながりや交流などを通じて、それぞれの活動の幅が広がるよう、ネットワークづくりを支援していきます。
- ・活動のための資金調達などに関する情報提供や運営ノウハウといった支援を進めていきます。

#### ■\*社会福祉法人・医療法人・地域の事業者との連携強化

- ・社会福祉法人や地域の事業者による社会貢献活動が広まりを見せています。特に社会福祉法人においては、既存の制度では対応が困難な地域のニーズを把握し、創意工夫をこらして公益的な取組を行うなどの積極的な取組が一層促進されるよう、連携を強化していきます。
- ・高齢者、障がい者などの多様化・複雑化する問題への対応を強化し、医療ニーズの高い高齢者、障がい者などを在宅で包括的に支える、「\*地域包括ケアシステム」を推進するため、医療法人との一層の連携の強化に努めていきます。

● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	市民活動センター運営事業	市民団体の支援及び団体同士の交流の場である市民活動センターについて、市民活動に関する情報収集・発信や相談機能の充実や事業の推進を行うことで、市民団体への支援の充実ならびにネットワーク化を図ります。	市民参加推進課
2	ボランティア活動の支援	誰もが住みやすいまちを目指し、一人ひとりが生きがい、やりがいを持ってボランティア活動に参加できるように、市民活動センターにおいて、ボランティア団体などの情報を提供し、きっかけづくりや活動の支援に取り組みます。	市民参加推進課
3	子育て支援活動団体への支援	市内で子育て支援活動を行う団体やサークルなどを会員とする「地域子育て支援協議会」におけるサークル間のネットワーク化や、加入団体における情報の集約化などの取組を行います。 加入団体の増加を図り、地域社会における子育て支援環境の醸成を図ります。	こども政策課
4	住民主体型介護予防事業への支援	住民主体で実施する「日常の困りごとの支援」や「定期的な介護予防体操」を実施する団体を支援します。	介護保険課
5	支部社協活動の推進	地域住民の参加協力のもとで、各支部社協が地域ごとの課題・特性に応じて、地域福祉推進の中心的な役割を果たせるよう、社会福祉協議会と支部社協、支部社協間の情報共有を進め、きめ細かな福祉の推進を図ります。	社会福祉協議会
6	ボランティアセンター運営事業	ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの運営・貸出しなどにより、ボランティア団体の育成、活動の推進を図ります。	社会福祉協議会
7	ボランティア活動普及事業	ボランティア活動の啓発・助成などを行い、ボランティア団体の育成、活動の推進を図ります。	社会福祉協議会
8	市内*社会福祉法人との連携	制度の狭間の問題や地域における新たな課題などに対応するため、福祉施設などと協働で支え合い活動を推進します。	社会福祉協議会

## 2

## 助け合い・支え合いの仕組みづくり

## 《施策の方向性》

- 1 居場所・拠点づくりの推進★
- 2 地域力の強化★
- 3 見守り体制の推進

## 施策の方向性 1 居場所・拠点づくりの推進★

## ●現状と課題

- ・市民意識調査の結果では、暮らしの中で相談や助けが必要なとき頼みたい相手について、どの年代でも「家族や親戚」が最も多くなっています。その一方で、世帯当たりの人員は減少傾向にあるため、社会的孤立を防止する観点からも、身近な相談先の存在が必要となっています。

## ●各主体に期待される役割

市民		・気軽に集まれるような自分なりの居場所を見つけ、人と人とのつながりをつくっていきます。
地域	団体	・地域活動の拠点づくりについて、継続的に活動していけるよう、働きかけをしていきます。 ・居場所や活動拠点が交流・社会参加の機会になるよう、情報発信を進めていきます。
	事業者	・地域活動を行うための場の提供をしていきます。
社会福祉協議会		・行政と連携しながら、地域で身近な居場所や拠点づくりを進めていきます。

## ●施策の展開

## ■地域の居場所づくり・拠点づくり

- ・児童分野では、「地域子育て支援拠点事業」として、「子育て支援センター」や保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や親子の交流などを通じて、子育ての支援を進めていきます。
- ・高齢者分野では、「高齢者福祉センター」や憩いの家、ふれあい活動などを通じて、地域の支え合い活動を推進するとともに、高齢者がその活動の担い手として活躍していくなど、地域活動への積極的参加を促進していきます。



- ・障がい者分野では、創作的活動や生産活動、交流の場である「地域活動支援センター」などの活動の場の充実を図っていきます。
- ・誰もがいつでも立ち寄ることができ、必要な情報や相談などが行えるような拠点づくりを進めていきます。

### ■ひきこもりや孤立の防止

- ・居場所や地域活動の拠点の存在は、身近に知り合いや頼れる人がいない住民にとって、ひきこもり予防や孤立予防に役立っています。居場所や拠点づくりを通じて、ひきこもり予防や孤立予防を進めていきます。
- ・社会福祉協議会との協働による、「ふれあい・いきいきサロン」を通じて、社会的孤立の予防や介護予防など、地域づくりにつながる居場所づくりの支援を進めていきます。

### ●施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	地域活動支援センター事業	日常生活を営むのに支障がある障がいのある人に対して、送迎、健康チェック、入浴、昼食、創作活動、レクリエーション、健康相談などの各種サービスを提供することにより、心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消、家族の身体的・精神的介護負担の軽減を図ります。	障がい者支援課 社会福祉協議会
2	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親の孤立感や不安感に対応するため、子育て支援センターや保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流などを通じて、子育てを支援します。 既存の地域子育て支援拠点が連携しながら、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。	こども政策課 保育課
3	包括的・継続的*ケアマネジメント支援	*地域包括支援センターが、地域のケアマネジャーをはじめとする関係機関と連携を図り、地域の方々を多方面から支援できるように、地域のネットワークづくりのほか、拠点づくりなどを推進します。	介護保険課
4	ふれあい・いきいきサロン活動の支援	高齢者や要介護者、子育て中の人など、住民が地域との交流を図り、社会的孤立の予防及び介護予防などにつながる居場所づくりを支援します。	社会福祉協議会
5	庄和社会福祉センター維持管理事業	施設の維持管理を行い、福祉活動の場として提供することで、居場所・拠点づくりを進めます。	社会福祉協議会

## 施策の方向性 2 地域力の強化★

### ●現状と課題

- 地域で課題を解決していくというような「地域力」、共に支え合い共に生きていこうという「地域の福祉力」は、地域コミュニティの希薄化などにより、このままでは弱体化の方向にあります。少子高齢化が進み共助の必要性が高まる中、「地域力」は一層重要となってきています。
- 地域では育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など\*複合的な課題や既存の制度では対応が難しい問題など、対応が困難なケースも発生してきています。
- 身近な地域で、市民団体や地域団体、地域の事業者が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決していくような体制づくりが求められています。

### ●各主体に期待される役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域における困り事を自分や家族の事として、その解決策を考えていきます。</li> <li>• 一人ひとりが持っている経験や知識、特技などを地域で役立てていきます。</li> </ul>
地域	団体	• 地域における困り事を自らの問題として、その解決策を考えていきます。
	事業者	• 地域の課題に気付いて、必要な支援につなげていきます。
社会福祉協議会		• 活動にあたって、地域福祉を推進する市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、市（行政）とも連携・協働していきます。

### ●施策の展開

#### ■コミュニティ活動の活性化

- 新たな活動の担い手の育成や自治会・町内会活動の充実に向けて、コミュニティ活動への支援を進めていきます。
- 各種サロンの活用により、住民同士で地域の課題について話し合う機会を提供し、支え合いの意識の向上に努めていきます。

#### ■地域のコーディネート機能の強化

- 地域住民が自ら地域の課題の解決を試みるができるように働きかける、「\*生活支援コーディネーター」の活動を支援します。
- 「生活支援コーディネーター」を活用し、地域の社会資源の把握や情報の集約により、関係者間のネットワークを推進できるよう、コーディネート機能の強化を図っていきます。
- 「生活支援コーディネーター」は、「\*地域包括支援センター」の区域ごとに設置することを目指します。

● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	自治会加入促進活動	自治会加入促進を図るため、自治会加入促進月間を定め、市と自治会連合会が共同で加入促進に努めます。	市民参加推進課
2	集会所建設コミュニティ助成事業費補助金	集会所建設や備品整備事業の希望団体に対し、県・自治総合センターの事業採択を活用し、補助・助成することで、地域コミュニティの活性化を図ります。	市民参加推進課
3	コミュニティ推進協議会運営事業	市民主体のまちづくりやコミュニティづくりの意義など、コミュニティ意識づくりを行うと同時に活動団体間のネットワークづくりを支援します。	市民参加推進課
4	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、家庭・地域における子どもの養育に関連する種々の問題に対し、各関係機関と問題の発見・解決に努めます。 月1回行われている会議の定例開催を継続し、委員相互の情報共有と連絡調整に努めます。	生活支援課
5	生活支援体制整備事業	*生活支援コーディネーターを配置し、地域の社会資源を把握します。また、住民が主体となって地域課題について話し合う「支え合い会議」を開催します。	介護保険課 社会福祉協議会
6	かすかべお役立ちマップの作成	サロンや会食会、生活支援団体など、地域の支え合い活動を「見える化」することで、地域の支え合い活動の啓発、利用促進を図ります。	社会福祉協議会
7	住民懇談会（しゃべる場）の実施	地域の社会資源の拡大、地域の強みや課題の共有を進め、新たな支え合い活動につなげていくため、住民懇談会を実施します。	社会福祉協議会

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域でさまざまな福祉活動を行う特別職の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。市内には約200世帯～300世帯に1人の割合で委員が置かれています。

地域の民生委員が、身近な相談役として相談を受けたり、行政など関係機関につなぐパイプ役になるなどの活動をしています。また、民生委員は、同時に児童委員としての役割を持っています。子育てに関する相談、青少年の健全育成に関する活動にも携わっています。

また、民生委員・児童委員の中から指名される主任児童委員は、児童福祉に関する相談を受けたり、学校や児童福祉施設との連絡調整などを専門に担当しています。

※平成30年12月末現在、定数347人、現員数332人

## 施策の方向性3 見守り体制の推進

### ●現状と課題

- ・高齢者のみの世帯、障がい者とその家族、認知症の人とその家族、子育て中の親など、地域で様々な課題を抱えた人々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域で孤立させないように、日常的な地域での見守りや声掛けが大切です。
- ・精神的ストレスや自殺などにつながりやすい生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもりなど、関連の分野において様々な連携の取組が展開されています。誰もが追い込まれることのない、安心して暮らせる社会の実現が求められています。

### ●各主体に期待される役割

市民		・自分たちの住む地域に関心を持ち、何か異変があった場合は相談窓口 に連絡していきます。
地域	団体	・団体や組織での活動を通じて、何か異変があった場合は相談窓口 に連絡していきます。
	事業者	・事業活動を通じて、何か異変があった場合は相談窓口 に連絡していきます。
社会福祉協議会		・日頃から関係機関との情報共有やネットワーク化を進め、平常時の 体制づくりと緊急時の早期対応に備えていきます。

### ●施策の展開

#### ■地域での見守り体制の推進

- ・市民、地域団体、地域の事業者、行政などの役割分担と協働により、市民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられる地域づくりを進めていきます。
- ・日頃からの見守り体制を強化することで、支援を必要とする人の支援体制の整備を進めていきます。
- ・社会福祉協議会との協働による、見守り・声かけ活動を通じて、児童、高齢者、障がい者などの見守りの強化を進めていきます。
- ・社会における生きづらさを減らし、生きがいを増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることができるよう、「自殺対策計画」に基づき、施策を展開していきます。

#### ■安心して暮らせる地域づくりの推進

- ・誰もが身近な生活課題を抱えた時に手が差し伸べられ、相談ができ、必要な支援やサービスにつながるような地域ネットワークづくりを進めていきます。
- ・認知症の方が安心して地域で暮らしていけるよう、認知症の早期発見、治療、重症化予防に関する知識の普及啓発を行い、地域における認知症への理解を深めていきます。

● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	見守りネットワーク事業	高齢者や要支援者などの虐待を防止し、徘徊や異変を早期に発見するため、警察、医師会、*地域包括支援センター、自治会連合会などの関係機関との連携を強化するとともに、地域の事業者の協力により、見守りの強化を図ります。	生活支援課 高齢者支援課
2	高齢者安心見守り事業の実施	元気な高齢者が定期的な電話などの実施により一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの人に対して見守りを行います。 高齢者の孤独感の解消、高齢者の生きがいづくりの促進、高齢者の自らの手で地域社会、地域福祉を支えているという当事者意識を持つよう事業を実施します。	高齢者支援課
3	自殺防止普及啓発	自殺防止の啓発を目的にパンフレットなどを作成し、健康フェア、成人式などで配布します。	健康課
4	*ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパーの養成を目的とした研修会を実施します。	健康課
5	住民主体型介護予防事業	住民主体の介護予防体操である「春日部えん JOY トレーニング」を実施しながら地域での支え合いや見守りを促します。	介護保険課
6	認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る「応援者」である認知症サポーターを養成します。	介護保険課
7	オレンジカフェの開催	認知症の人やその家族、地域の人や専門職の人など、誰でも参加できる集いの場を開催します。	介護保険課
8	認知症支援総合事業	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に対する相談支援体制を強化します。また、地域の関係者と連携を図りながら、認知症の疑いがある人などに集中的に支援する認知症初期集中支援チームを配置します。	介護保険課
9	訪問収集事業	ごみの排出が困難な高齢者、障がい者などで構成する世帯に対し、戸別に訪問収集を実施し、日常生活における負担を軽減するとともに安否確認を行います。	リサイクル推進課
10	見守り・声かけ活動の実施	70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯などの人に対し、地域の団体とともに見守り・声かけ活動を推進し、日常的な見守りと緊急時における対応に備えます。	社会福祉協議会

## 3

## 包括的支援体制づくり

## 《施策の方向性》

- 1 総合相談・包括的支援体制の構築★
- 2 生活困窮者対策の推進★
- 3 社会福祉協議会との連携強化
- 4 福祉サービスの充実

## 施策の方向性 1 総合相談・包括的支援体制の構築★

## ●現状と課題

- ・これまで、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などの分野ごとに、それぞれの相談窓口を中心に支援体制の整備を進めてきました。しかし、世帯全体の高齢化や\*複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの対応だけでは課題の解決は難しくなっており、包括的に受け止められる相談支援体制が求められています。
- ・生活課題が多様化、複雑化する中、高齢者や障がい者、妊娠・出産・子育てなどの分野ごとの相談窓口での職員の総合的な知識や技術を深めるなど、相談支援の質をより高めていくことも求められています。
- ・「包括的支援体制」の構築においては、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者など各分野間の支援やサービスの調整コーディネート機能が求められています。このほか、権利擁護への対応など、各分野に共通する課題を把握し、効果的な体制の構築につなげていくことが必要です。
- ・「福祉総合相談支援体制」の構築においても、\*アセスメント、庁内外の調整、\*アウトリーチ、他職種協働による支援など、総合的な支援体制の充実が必要です。

## ●各主体に期待される役割

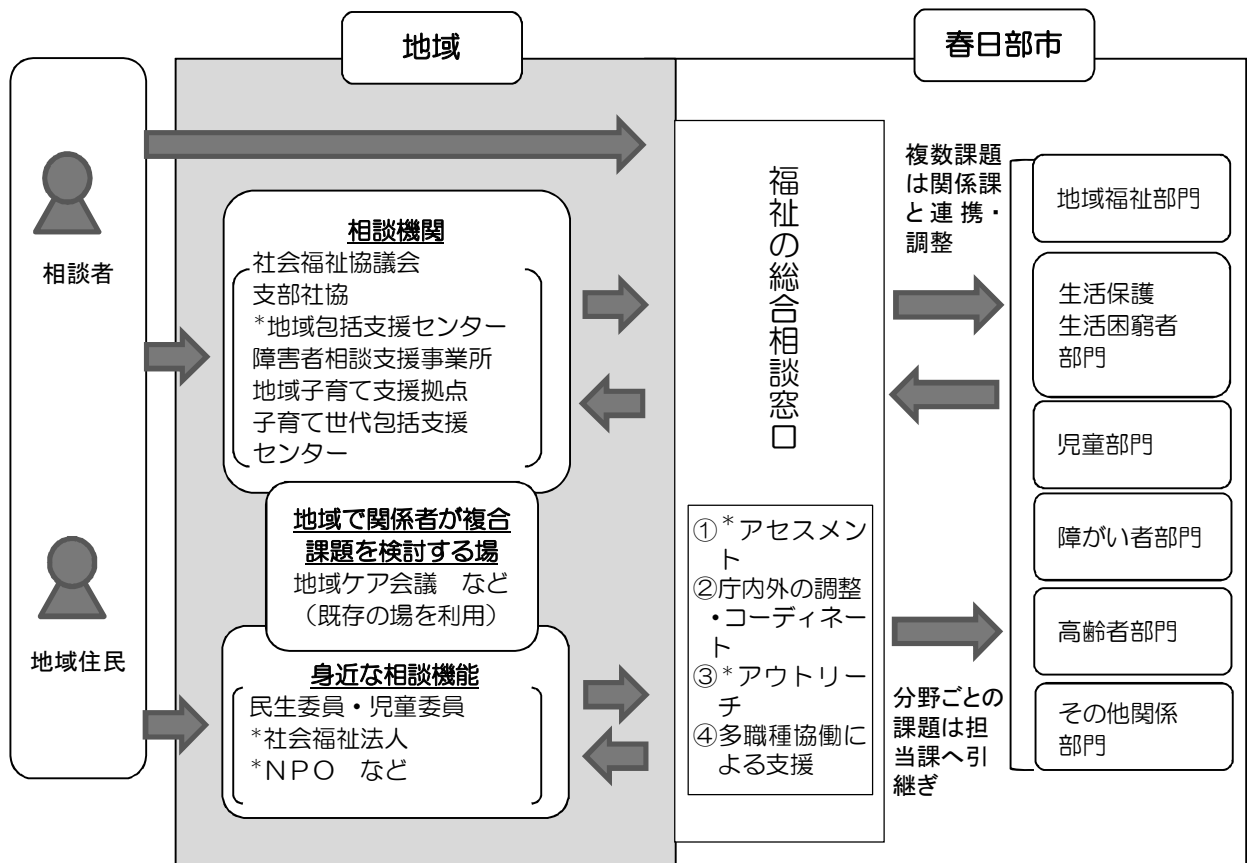
市民		・自身やその家族で困りごとや心配ごとがある時は、身近な相談窓口を積極的に利用していきます。
地域	団体	・困りごとや心配ごとを抱えている人を見かけたら、相談窓口につないでいきます。
	事業者	・困りごとを受け止め、必要な支援につないでいきます。
社会福祉協議会		・様々な相談に対応していけるよう、関連機関との連携やネットワークづくりを進めていきます。

● 施策の展開

■ 福祉総合相談支援体制の推進

- 「\*地域共生社会の実現」に向け、他人事を「我が事」に変えていくような地域への働きかけをする機能を有し、また、地域における\*複合的な課題を丸ごと受け止める場となる役割を果たせる「包括的な相談支援体制」の構築を目指します。
- 児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などの分野ごとの相談支援体制では対応が困難な世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、福祉分野を超えて組織内の調整を図ります。さらに、各分野の縦割りの支援ではなく、様々な部署にわたる相談内容を整理し、関係機関や相談窓口との連携・調整などにより、総合的に支援を行う体制の充実を図ります。

春日部市の総合相談支援体制のイメージ図



## ■分野ごとの情報提供・相談体制の充実

- 「\*子育て世代包括支援センター」に常駐する助産師及び保健師が、妊娠、出産及び子育てに関する相談に対応していきます。
- 「\*地域包括支援センター」との連携強化により、地域における相談支援体制の一層の充実を図っていきます。
- 障がいのある人や家族の多様な相談に適切に応じられるよう、窓口相談の充実に努めるとともに、相談支援機関との連携を強化していきます。
- 相談支援窓口に関する情報を発信し、困りごとや悩みの早期解決を図っていきます。

## ■\*地域包括ケアシステムの構築

- 高齢化が進行する中、医療や介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を拡充していきます。
- 必要な支援を包括的に提供するという、「地域包括ケアシステム」の考え方を高齢者分野だけでなく、児童や障がい者、生活困窮者など、他の福祉分野にも応用し、「包括的支援体制」につなげていきます。

## ■\*ケアマネジメント体制の充実

- 地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援機関を中心に、必要な福祉サービスを総合的に利用できる体制を充実していきます。

## ■相談窓口職員の養成

- 相談窓口配置する職員については、高齢者や障がい者、子育てなどの各専門窓口における知識の習得に努め、相談支援の質をより高められるよう、養成を進めていきます。





● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
○共通分野			
1	市民相談事業	市民の日常生活における悩み事や困り事を解決するため、市民相談などの各種相談を実施します。また、相談に関する情報を広く市民に提供します。	市政情報課
2	ハーモニー相談	男女の心の健康を支えるため、女性の様々な悩みをカウンセラー、保健師、弁護士などの相談員に相談できる各種の相談窓口や男性の様々な悩みを相談できる相談窓口における対応を行います。	市民参加推進課
3	自立相談支援事業(生活困窮者自立支援事業)	相談者が抱える様々な課題に一元的に対応し、生活や就労その他の自立に関する相談支援、助言、情報提供、関係機関との調整などを行います。	生活支援課
4	こころの健康相談	市民の心の健康づくりのために、精神保健福祉士、臨床心理士、保健師による相談を行います。	健康課
5	アルコール相談	アルコール問題に関して、個人や家族の悩みや不安を解消するため、春日部保健所協力のもと精神保健福祉士と保健師による相談を行います。	健康課
6	成人健康相談	自己の健康管理に努めることができるよう、保健師・栄養士が心身の健康に関する相談に応じ、個人に必要な指導及び助言を行います。	健康課
7	心配ごと相談事業	市民の心の問題や法律の問題に対し、臨床心理士・弁護士による相談を行います。	社会福祉協議会
○児童分野			
8	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親の孤立感や不安感に対応するため、子育て支援センターや保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流などを通じて、子育てを支援します。既存の地域子育て支援拠点が連携しながら、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。	こども政策課 保育課
9	家庭児童相談	子どもの生活習慣、学校生活の問題、子どもの発育などに悩みを抱える保護者からの相談に応じることで、相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行います。	こども相談課
10	児童相談	子どもに関するあらゆる相談や、保護者の子育てに関する悩みや不安などの相談に応じることで、子どもや保護者などの心身のケアや負担軽減に向けた支援を行います。	こども相談課

No.	事業名	内容	担当課
11	利用者支援事業	平成30年4月に*子育て世代包括支援センターを利用者支援事業の母子保健型で開設しました。助産師・保健師により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。特に支援が必要と判断した場合には、支援プランを作成します。	こども相談課
12	母子相談事業	保護者の育児不安を解消し、児童の健全な発育発達を促すために、相談、各種教室、育児支援、保健指導、訪問事業などを拡充し、良好な育児環境を整えられるように継続的に支援します。 子育て世代包括支援センターを設置し、保健師などの専門職が早期から関わりを持ち、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	こども相談課
13	乳幼児子育て相談	子育てで悩んでいる人に対し、育児経験豊富な公立保育所の保育士が相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの電話相談の対応を行います。	保育課
14	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援します。	保育課
15	教育相談センター運営事業	子どもの養育や教育についての相談をとおして、子どもの健全育成と家庭の教育力の向上を図ります。さらに、複雑化、多様化する社会や家庭に起因する様々な子育てに関する教育問題への相談体制を整えます。	指導課
16	こころのサポート推進事業	いじめや不登校などの学校生活の不安や悩みの解消に向け、臨床心理士や学校心理士などの専門家チームを組織し、学校訪問をするなど、相談体制の拡充を図り、問題の未然防止や早期発見・早期解消を図ります。	指導課
17	教育相談事業	教育相談センターなどにおいて、子どもに関する悩みや学校生活に関する不安など、必要に応じて相談を行います。	指導課
○高齢者分野			
18	消費者生活対策事業	高齢者の消費生活上の安全に気を配り、消費者被害を防ぐため、消費者安全確保協議会などと情報共有し、高齢者を見守る体制を充実していきます。	交通防犯課
19	地域ケア会議の推進	保健医療及び福祉の有識者などにより構成される地域ケア会議を開催し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見を通じて、包括的・継続的*ケアマネジメント業務を効果的に進めます。	介護保険課

No.	事業名	内容	担当課
20	*地域包括支援センター運営事業	保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者本人や家族に対する総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的*ケアマネジメント支援などを実施します。	介護保険課
21	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、在宅医療と介護が一体的に提供される体制づくりを推進します。	介護保険課
○障がい者分野			
22	障害者相談支援事業	日常生活や社会生活、就労、権利擁護などの福祉に関する各種相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用を援助するなど、総合的な相談支援を行います。	障がい者支援課
23	計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」を作成します。 また、支給決定の有効期間内において、モニタリング期間ごとに、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、計画の見直しを行います。	障がい者支援課
24	地域移行支援	障害者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人で、退所、退院にあたって地域における生活に移行するために重点的に支援を必要とする人に対して、住居の確保や障害福祉サービス事業所などへの同行、相談支援などを行います。	障がい者支援課
25	地域定着支援	居宅において、単身または同居している家族による支援が受けられない障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談などの支援を行います。	障がい者支援課
26	障害児相談支援	障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童またはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「障害児支援利用計画」を作成します。支給決定の期間内において、モニタリング期間ごとに、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、計画の見直しを行います。	障がい者支援課
27	自立支援協議会の支援	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議する自立支援協議会の活動を推進します。	障がい者支援課
28	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築	医療的ケアが必要な障がいのある児童に対する保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連分野の支援を円滑に受けられるよう調整するコーディネーターの設置を促進します。	障がい者支援課

## 施策の方向性 2 生活困窮者対策の推進★

### ●現状と課題

- 本市の生活保護受給者数は増加傾向にあり、最低生活の保障とともに、一層の自立の助長が求められています。
- 平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市でも「生活困窮者相談支援窓口」を設置し、様々な課題を抱えた人々に寄り添って相談支援業務を行うとともに、住居確保給付金制度の活用や子どもの学習支援事業を行ってきました。その後、平成30年10月に生活困窮者自立支援法が一部改正され、生活困窮者に対する「包括的な相談支援体制」の強化や子どもの学習支援事業の強化、居住支援の強化など、生活困窮者の自立支援の強化のほか、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進といった取組が求められています。
- ひきこもりやニート、失業や病気などをきっかけに、地域や社会とのつながりを失い、社会的孤立に陥っている方もおり、自立に向けた支援が求められています。

### ●各主体に期待される役割

市民		• 日常生活を営む上で困ったことが生じたら、近くの相談窓口を利用していきます。
地域	団体	• 地域活動を通じて、生活困窮などで困っている人を見かけたら、相談窓口の情報を提供したり、相談支援機関につなげられる体制をつくっていきます。
	事業者	• 生活困窮などで困っている人を受け止め、相談窓口と連携して支援できるようにしていきます。
社会福祉協議会		• 生活困窮者の自立を支援するため、生活福祉資金をはじめとした相談支援体制を強化していきます。

### ●施策の展開

#### ■生活保護世帯への就労支援

- 多様で\*複合的な課題を有する生活保護世帯の自立に向けて、きめ細やかな相談支援に努めていきます。

#### ■生活困窮者の自立支援の強化

- 生活の困りごとや不安を専門の相談員が相談に応じ、自立に向けて、相談支援・就労支援を進めていきます。
- 生活困窮者に対する「包括的な相談支援体制」の強化や子どもの学習支援事業・居住支援の強化を進め、自立支援のさらなる充実に努めていきます。
- 社会福祉協議会、\*社会福祉法人、\*NPO、民生委員・児童委員、自治会、地域住民やボランティア団体などとも連携して、生活困窮者に対する支援に努めます。

● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	自立相談支援事業(生活困窮者自立支援事業) 【再掲】	相談者が抱える様々な課題に一元的に対応し、生活や就労その他の自立に関する相談支援、助言、情報提供、関係機関との調整などを行います。	生活支援課
2	住居確保給付金事業 (生活困窮者自立支援事業)	離職などにより住居を喪失した人、または、そのおそれの高い人に対し、期限を定めて家賃相当額を支給し、就労の支援を行います。	生活支援課
3	子どもの学習支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもを対象に、学習支援をはじめ、日常生活習慣、居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	生活支援課
4	生活保護世帯就労支援事業	就労支援員を配置し、生活保護世帯の自立を助長することを目的とし、就労に関する相談支援を行います。	生活支援課
5	生活保護事業	資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。	生活支援課
6	生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークとの協定による連携を基盤としたチーム支援方式により、対象者の就労による自立を促進します。	生活支援課
7	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業は、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し援助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としています。 教育の機会均等などの精神に基づき、全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受け取ることができるよう図ります。	学務課
8	県社協受託事業・小口福祉資金の貸付	生活困窮世帯に対し、生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金について、低利で貸付を行います。	社会福祉協議会

生活困窮者相談支援窓口

本市では、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉総合窓口内に「生活困窮者相談支援窓口」を開設しています。生活上の様々な問題を抱えてお困りの方の相談に、専門の相談支援員がどのような支援が必要かを一緒に考え、寄り添いながら、自立した生活に向けた継続的な支援を行っています。

お困りごとを抱えた方は、一人で悩まず、まずはご相談ください。

## 施策の方向性 3 社会福祉協議会との連携強化

### ●現状と課題

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進機関としてボランティアなどの地域住民、福祉・保健などの関係者、行政機関の協力を得て福祉のまちづくりを進める\*社会福祉法人です。
- 市は、社会福祉協議会を地域福祉推進のパートナーとして捉え、社会福祉協議会による地域福祉を推進する各種事業を支援しています。
- 社会福祉協議会は、ふれあい広場、ふれあい会食会、ふれあい・いきいきサロン、住民懇談会の開催、支え合い担い手養成講座、ボランティア活動普及事業の実施、見守り・声かけ活動の実施、心配ごと相談事業の実施、支部社協活動の推進など、地域で支え合う福祉のまちづくりを目指して多くの事業を実施しており、地域生活課題を広く受け止める役割が期待されています。

### ●各主体に期待される役割

市民		• 社会福祉協議会で発信する情報に合せ、地域活動を進めていきます。
地域	団体	• 地域活動の継続に向けて、社会福祉協議会との連携を進め、活動を活性化していきます。
	事業者	• 地域における支え合い体制の推進のため、社会福祉協議会との連携を強化していきます。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域生活課題を広く受け止める場として、地域住民に周知していきます。</li> <li>• 適切な相談機関や関係機関につないでいきます。</li> <li>• 地域の活動団体・組織への活動支援、情報提供を進め、連携・協力をさらに強めていきます。</li> </ul>

### ●施策の展開

#### ■社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市の「地域福祉計画」の実施計画とも言うべき計画であり、両計画が相互に連携しながら取組を進めていくことが、地域福祉を推進する上で極めて重要となります。
- 「地域福祉活動計画」により、生活支援の関係者間のネットワークを効果的に構築し、地域のニーズと資源について共有を図るとともに、地域課題にきめ細かく対応する支部社協活動の推進を図り、地域福祉課題を広く受け止める役割を果たせるよう、社会福祉協議会との連携強化を進めていきます。

● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	社会福祉協議会補助金	地域福祉の推進に要する事業費の一部を補助金として交付します。	生活支援課
2	生活支援体制整備業務【再掲】	*生活支援コーディネーターを配置し、地域の社会資源の把握、地域の関係者間のネットワークの構築、担い手の育成、支え合い会議の開催など、地域福祉推進に向けた取組を行います。	介護保険課 社会福祉協議会
3	地域福祉活動計画策定業務	地域福祉活動計画を策定し、市の地域福祉計画との連携により、地域福祉の一層の推進を図ります。	社会福祉協議会

地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進のため地域住民や関係団体・機関などが相互協力し、主体となって取り組んでいく活動・行動計画です。

市が策定する「地域福祉計画」を推進する中核的な担い手として、社会福祉協議会が策定するものです。

両計画は、地域福祉推進の方向性などを共有するため、相互に整合性を図るものとなっています。春日部市社会福祉協議会では、2019年度（平成31年度）に活動計画を策定する予定です。

また、「地域福祉活動計画」は、国の社会保障審議会福祉部会（平成14年1月）において、下記の指針にまとめられています。

○市区町村社会福祉協議会の役割

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉（活動）計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。
- なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図る。

## 施策の方向性 4 福祉サービスの充実

### ●現状と課題

- 福祉や介護などに関する法律や制度、サービス内容は複雑化しており、支援を必要としている人に必要なサービスや支援が利用できるよう、きめ細かな情報提供や相談支援が求められています。
- 多様化するニーズに対応していくには、市民、市民団体、地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、市（行政）など、多様な提供主体が連携・協力してサービスの基盤づくりを進めていく必要があります。
- 福祉サービスにおいては、安定的な人材確保が課題となっています。質の高い人材を確保し、定着を図ることが重要となっています。
- 児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などの分野ごとに、それぞれの相談窓口において支援体制の整備を進めてきましたが、世帯全体の高齢化や\*複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの対応だけでは課題の解決は難しくなっており、包括的に受け止める相談支援体制が求められています。

### ●各主体に期待される役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス事業者の情報に関心を持ち、情報収集をしていきます。</li> <li>• サービス事業者の対応が気になったら、窓口で相談していきます。</li> </ul>
地域	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 提供しているサービスなどの情報を積極的に発信していきます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• *第三者評価の活用などにより、サービスの向上に努めていきます。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々なサービス事業者の情報提供を進めていきます。</li> </ul>

### ●施策の展開

#### ■分野別計画に基づいた各種サービスの充実

- 分野別計画に基づき、適正な量、質のサービスの持続的、安定的な提供など、利用者の視点に立ったサービスの充実に努めていきます。
- 必要とする人が必要な支援を受けられるよう、広報や各種相談窓口での制度やサービスなどの情報提供を進めていきます。
- 社会福祉施設におけるサービスの質の向上、安定的な人材の確保・定着に向け、事業者に対する支援・助言などの充実に努めます。

#### ■サービスの評価・向上に対する取組

- サービスの質の向上と適切なサービスの選択を確保するため、事業者に対し「福祉サービス第三者評価」の積極的な活用を促進します。



● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	*社会福祉法人及び社会福祉施設などへの指導監査	事業所の適正な運営と事業の健全な経営の確保などを図ることを目的とし、定期的に指導監査を行い、福祉サービスの充実に寄与します。	生活支援課 その他関係課
2	社会福祉施設の苦情解決	社会福祉施設が提供する福祉サービスに関する利用者などからの苦情を適切に解決することを目的とし、第三者委員を配置します。苦情解決の社会性及び客観性の確保並びに利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図ります。	生活支援課
3	介護相談員等派遣事業	介護保険制度を広く市民に周知し、利用者及び介護サービス事業者の相談や苦情に対応するため、介護保険相談員と地区協力員を派遣します。 定期的に自宅や介護サービス事業所を訪問し、問題の改善や介護サービスの充実に図ります。	介護保険課
4	介護給付等適正化事業	要介護認定において、適切な認定結果につながるよう、委託した認定調査の内容を確認します。 介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証を行い、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図ります。	介護保険課
5	介護保険サービス事業者への指導監督	市が指定する介護保険サービス事業者に対し、適切な介護サービスの提供と、サービスの質の向上のため指導監督に努めます。	介護保険課



## 4

## 誰もが安心して暮らせるまちづくり

## 《施策の方向性》

- 1 権利擁護・虐待防止の推進★
- 2 福祉のまちづくりの推進
- 3 交通安全・防犯・防災のまちづくりとの連携★
- 4 住環境の整備

## 施策の方向性 1 権利擁護・虐待防止の推進★

## ●現状と課題

- ・平成28年4月に施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など、人権に関する法律が新たに複数施行されており、人権問題に対する社会の関心が高まっています。
- ・人権は、一人ひとりが生まれながらにして持っているかけがえのない権利であるとの認識が不可欠です。
- ・これまで、「\*成年後見制度の市長申立」に要する経費などの助成を行ってきましたが、成年後見制度利用促進法が平成28年5月から施行され、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、体制の整備が求められています。

## ●各主体に期待される役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権についての理解を深め、お互いを認め合い、尊重していきます。</li> <li>・まわりで虐待に気付いたら、専門の相談窓口に連絡していきます。</li> </ul>
地域	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を通じて、早期発見に心がけ、気付いたら専門の相談窓口につないでいきます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動を通じて、早期発見に心がけ、気付いたら専門の相談窓口につないでいきます。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）の取組や成年後見制度の利用促進を進めます。</li> </ul>

● 施策の展開

■ 権利擁護の推進

- あらゆる機会を通じて、人権に対する教育や啓発を行い、差別のない社会の実現を目指していきます。
- 地域で安心して生活していくために、\*成年後見制度が身近なものとして活用されるよう制度の周知や啓発による利用促進を図り、利用の支援に努めるとともに、あんしんサポートねっとの利用及び虐待防止の取組が進むように支援していきます。

■ 虐待防止の推進と支援体制の充実

- 福祉、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関のネットワークの充実を図り、虐待の発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的支援の充実を図っていきます。（「要保護児童対策地域協議会」、「高齢者虐待防止・見守り等支援ネットワーク連絡会議」、「自立支援協議会権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）」）

■ 差別の解消

- 子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者など、様々な人権問題があることを踏まえ、関係機関と連携・協力して、あらゆる場、あらゆる機会を通じた人権啓発を推進し、「お互いを理解し、尊重しあう心」を大切にする人権尊重意識の向上を図ります。

● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	人権啓発	人権相談窓口を開設し、必要に応じて電話による相談を実施し関係機関や民間団体と協力します。また、街頭における啓発活動を実施することにより、人権尊重の意識の向上を図ります。	総務課
2	高齢者虐待への対応	関係機関や民間団体と協力し、高齢者虐待の未然防止や早期発見、適切な支援に努めます。地域住民などの協力による継続的な見守り活動や関係機関・団体などと連携して協力をを行うネットワークの充実を図ります。	高齢者支援課
3	差別解消及び権利擁護の推進	障害に対する偏見や障害を理由とする差別の解消を図り、障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発活動を行います。また、成年後見制度などの利用を支援し、障がいのある人の権利や利益の保護を充実します。	障がい者支援課

No.	事業名	内容	担当課
4	*成年後見制度の支援	高齢者や知的障がい者、精神障がい者の成年後見制度の市長申立に要する経費や成年後見人などの報酬の助成などを行います。	高齢者支援課 障がい者支援課
5	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、設置されたものです。 関係機関などとの必要な情報交換や、要保護児童などに対する支援の内容に関する協議を継続的に開催するだけでなく、定例会議以外の個別ケース検討会議などを適宜開催するなど、要保護児童などに対する適切な対応を図ります。	こども相談課
6	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動は、児童虐待防止のパンフレットの配布や講演会などにより、様々な学習の機会などを含めて、啓発活動を行います。 児童虐待防止月間その他の機会を活用したパンフレットの配布や、虐待の防止に効果的な講座の充実を図ります。	こども相談課
7	社会教育総務事務（人権教育等）	市民などを対象とした各種人権研修を開催し、人権教育を推進します。	社会教育課
8	福祉サービス利用の援助と権利の擁護（あんしんサポートねっと）	物忘れなどのある高齢者や障がい者が、安心して生活が送れるよう定期的に訪問し、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類等預かりサービス」などの支援を行います。	社会福祉協議会

## ～春日部市における専門の支援検討会議の状況（虐待対応）～

児童分野	<p>「要保護児童対策地域協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために設置されたものです。</li> <li>○関係機関等との必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を継続的に開催するだけでなく、定例会議以外の個別ケース検討会議等を適宜開催するなど、要保護児童等に対する適切な対応を図ります。</li> </ul>
高齢者分野	<p>「高齢者虐待防止・見守り等支援ネットワーク連絡会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の虐待の早期発見及び被虐待者の迅速な安全の確認をするため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に規定される連携協力体制として設置されたものです。</li> <li>○高齢者虐待の早期発見及び対応策、高齢者の安全を確保するための継続的な見守り等の支援、その他必要な事項について意見交換を行います。</li> </ul>
障がい者分野	<p>「自立支援協議会権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専門部会の1つとして、障害者差別解消支援地域協議会の機能を持つ「権利擁護部会」を設置し、障がいのある人への差別や相談に係る事案の情報共有と解決の後押しをするための協議を行う体制を整えています。</li> <li>○行政機関や事業者等による障がい者差別や、障がい者本人からの権利擁護に関する申し出等の情報共有を行うと共に、単一の機関では紛争の防止や解決に至らなくなった事案について、解決を後押しするための協議を行います。</li> </ul>

## 施策の方向性2 福祉のまちづくりの推進

### ●現状と課題

- 子どもや高齢者、障害の有無などに関わらず、全ての人にやさしくて、生活しやすい環境づくりが求められています。
- 埼玉県では平成7年に「埼玉県福祉のまちづくり条例」、平成20年には「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」を制定し、\*バリアフリー化を進めており、本市でも、公共施設をはじめ誰でも利用しやすい施設の整備を促進しています。
- 施設のバリアフリー化だけでなく、バリアフリー化した施設を円滑に利用するための介助支援や利用に関する情報提供なども必要とされています。

### ●各主体に期待される役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>• バリアフリーに関心を持ち、話し合う機会を活用して、意見を出していきます。</li> <li>• 支援や介助の必要な人を見かけたら、声をかけていきます。</li> </ul>
地域	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 誰もがバリアフリー施設を円滑に利用できるよう支援していきます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 誰もが利用しやすい施設づくりや施設の利用に協力していきます。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>• バリアフリー情報を発信していきます。</li> </ul>

### ●施策の展開

#### ■まちのバリアフリー化の推進

- 子どもや妊婦、高齢者、障がい者など、誰もが安心して暮らすことができるよう、まちの中におけるユニバーサルデザインの考えを進めていきます。
- 誰もが安心して地域に出でいけるよう、歩道の段差解消、道路や公共施設のバリアフリー化を進めていきます。

#### ■心のバリアフリー化の推進

- 建築物、道路などのバリアフリー施設を誰もが円滑に利用できるよう、施設利用情報の提供から声掛け・サポートなどの意識の向上に努め、情報のバリアフリー化の推進に努めます。また、情報提供媒体の一つである市公式ホームページにおいて\*アクセシビリティの確保に努めます。高齢者、障がい者などへの理解を広め、誰もが生活しやすいまちづくりを進められるよう、関連する施策と連携しながら、心のバリアフリー化を進めていきます。

## ● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	市民全体に対する啓発の充実	心の*バリアフリー、障害に対する情報提供や理解の促進及び思いやりと助け合いのまちづくりを推進するため、市の広報紙による情報提供、各種イベントなどを活用した啓発、いきいきクラブ連合会やふれあい大学、公民館などでの講座などを通じ、市民全体に対して啓発活動を行います。	障がい者支援課 その他関係課
2	障害について理解するための教育の実施	小中学校における総合的な学習の時間などを活用して障害に対する差別や偏見をなくし、障害の種類やその内容、障がいのある人の生活、社会で受けている不利益などについて理解を深める教育を行います。	指導課 その他関係課
3	富士見町地下道バリアフリー化事業	富士見町地下道にエレベーターを設置し、高齢者・障がい者・ベビーカーを利用する市民などの移動のための利便性や安全性の向上を図ります。	道路建設課
4	子育てふれあい公園リニューアル事業	子どもから高齢者までの幅広い世代が一緒にふれあえるような公園の再整備を行います。 今後も、利用者のニーズに対応しながら、公園の再整備を継続して実施します。	公園緑地課
5	コミュニティバス運行事業	市民の交流を促進するとともに、主要公共施設などへの交通手段の確保と、中心市街地へのアクセスを向上させるため、低床化したコミュニティバスの運行を継続します。運賃については、未就学児・障がい者及び介護人1人については無料、小学生は半額とする減免を継続します。	都市計画課
6	ノンステップバス導入促進費補助金	路線バスのバリアフリー化を促進するために超低床ノンステップバスの導入を行う路線バス事業者に対し、補助金を交付します。	都市計画課
7	ホームページにおける*アクセシビリティの確保	高齢者や障がい者を含めた誰もがホームページで提供される情報を支障なく得られるよう配慮します。	シティセールス広報課

## 施策の方向性3 交通安全・防犯・防災のまちづくりとの連携★

### ●現状と課題

- 交通事故の多くは、交通ルールやマナーを守らないことなどから起きるため、啓発活動などを通じ、1件でも減らしていくことが課題となっています。
- 自主防犯活動団体は、市内各地で地域に密着した防犯活動を活発に行っており、犯罪抑止や防犯意識の向上に大きく貢献しています。市民が犯罪に遭わないようにするため、防犯及び暴力排除、暴力追放意識の一層の啓発を行っていく必要があります。
- 防災知識の普及・啓発と自主防災組織の育成、防災訓練の実施などに取り組んできました。今後も、市民の防災意識を繰り返し啓発していくことや、防災体制の強化が必要となっております。また、訓練を通じて、地域における要配慮者の支援体制を整えておくことが必要です。
- 高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難が困難な人を支援する、自治会や自主防災組織などの連携による支援体制づくりを進めています。大規模災害に対する意識が高まっている中、避難者支援体制の早期整備が求められています。

### ●各主体に期待される役割

市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交通安全や防犯などを日ごろから意識し、行動していきます。</li> <li>• 災害時の避難情報を確認し、日ごろからの備えを準備していきます。</li> </ul>
地域	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住民や地域、学校などと連携し、地域での防犯活動を進めていきます。</li> <li>• 災害時の避難困難者の支援に協力していきます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時の避難困難者の支援に協力していきます。</li> <li>• 災害時に避難者を受け入れることのできる福祉避難所の設置に協力していきます。</li> </ul>
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域団体や活動組織との連携を強化するとともに、必要な情報を発信して、安心・安全な地域づくりを進めていきます。</li> </ul>

### ●施策の展開

#### ■交通安全対策の推進

- 交通安全に対する関心と意識を高めるために、各種催しなどを活用した広報・啓発活動を進めていきます。

#### ■防犯体制の充実・消費者被害の防止

- 警察署や防犯協会などの関係機関との連携を進めるとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めていきます。
- 高齢者や障がい者などに対する消費者被害防止や地域での見守りを進め、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

## ■地域の防災力の確立

- ・大規模災害に備えて、関連機関との連携を深めるとともに、自主防災組織の強化、市民の防災意識の普及啓発を進めていきます。
- ・災害時に一人では避難が困難な人を支援する、「災害時要援護者支援制度」を推進します。災害に対応できる地域づくりを進めることで、地域における「自助」「共助」の促進、地域力の強化につなげ、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を図っていきます。

### ●施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	自主防災組織の強化 防災意識の普及啓発	自主防災組織を強化することで、地域の支援者との連携による要配慮者支援の充実を図ります。 防災訓練を通じて、要配慮者を含めた地域における顔の見える関係を構築するなど、防災意識の向上に努めます。	防災対策課
2	避難場所等整備事業	災害時に市民が速やかにかつ安全に避難できるように、正確な情報の伝達や避難場所の確保、誘導案内看板の設置（英語表記や、矢印案内）など、避難対策の充実を図ります。	防災対策課
3	企業・団体との防災ネットワークの形成	被災者に必要な飲料水、食料及び医療品・石油類燃料などを優先的に供給可能にする体制を構築し、要配慮者を含めて、災害時の応急対策業務の充実を図ります。	防災対策課
4	要配慮者利用施設への避難確保計画作成の支援等	*地域防災計画に定められた、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成の支援などを図ります。	防災対策課
5	災害時要援護者支援制度	災害時に一人では避難が困難な方の避難を支援する仕組みとして災害時要援護者避難支援制度を導入し、自治会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が連携して行う避難支援体制を整備します。	防災対策課 高齢者支援課 障がい者支援課 介護保険課
6	*避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に一人でも多くの生命と身体を守る支援体制を整備します。 避難行動支援に係る地域づくりを促進します。	防災対策課 高齢者支援課 障がい者支援課 介護保険課
7	福祉避難所の確保	災害発生後、避難生活が長期化し、市内の指定避難所では避難生活が困難となった高齢者や障がい者など、特に配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所として福祉避難所を確保します。	防災対策課 高齢者支援課 障がい者支援課



No.	事業名	内容	担当課
8	交通安全意識の啓発	全国的に実施する、春・秋の交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動を警察及び地域における交通安全団体やボランティアなどと連携をとりながら実施し、広報・啓発活動を推進します。	交通防犯課
9	高齢者を狙った犯罪の防止	地域住民と連携した防犯活動の充実を図ります。また、周知のために、チラシの配布、講演、啓発活動を実施します。関係機関の活動、ふれあい大学の講座、敬老会など、多くの人が集まる場にて情報提供します。	交通防犯課 高齢者支援課
10	非行防止パトロール	年間を通じた非行防止パトロールを各地区の補導会・育成会に委託して実施します。各地区の実状に合わせて、パトロール活動の充実を図ります。	こども政策課
11	ネット119緊急通報システム	ネット119緊急通報システムは、119番通報が困難な聴覚や音声・言語機能障がいのある方が、GPS機能付き携帯通信端末（スマートフォンなど）を利用して緊急通報できるシステムで、市内在住、在勤、在学の聴覚や音声・言語機能障がいのある方々の安心につなげるため、普及啓発に努めます。	警防課
12	こどもかけこみ110番	店舗や一般家庭などにプレートの設置をしていただき、子ども達が事件などに遭遇した際に、駆け込んで助けを求めることができる場を確保します。市PTA連合会、春日部警察署、市防犯協会、市教育委員会が連携して実施します。	社会教育課
13	災害ボランティアセンターの対応	被災者支援を担う災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、被災者や災害ボランティア活動希望者への対応や運営方法についての普及啓発を進めます。	社会福祉協議会

### 自主防災組織

阪神・淡路大震災では、道路などのインフラやライフラインが麻痺し、消防などの防災機関による活動は困難を極めました。地域での懸命な助け合いにより、多くの方々が救出されました。

そのため、日頃から声を掛け合うなど、顔の見える関係づくりが大変重要です。

本市でも自治会に結成された自主防災組織が「自分たちの地域は自分たちで守る」という高い意識をもち、地域一丸となって、防災活動を熱心に行っています。

さらに平成29年度には、春日部市自主防災組織連絡協議会を設立し、自主防災組織相互の連携による地域の防災力強化に努めています。

## 施策の方向性 4 住環境の整備

### ●現状と課題

- 少子高齢化が進展していく中、住居を安定して確保していくには、子育て世帯や高齢者世帯など多様な居住ニーズに対応した住居の供給や住居確保のための支援が必要です。
- 安否確認や生活相談を提供する、サービス付き高齢者向け住宅の提供や、障がいのある人が地域の中で生活できるように配慮した\*グループホームの設置などが、地域事業者により進められています。高齢者や障がい者の増加に伴い、供給の促進が求められています。

### ●各主体に期待される役割

市民		• 子育て中の世帯や障がいのある人、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、住まいの情報を入手したり、相談窓口を活用していきます。
地域	団体	• まわりで住まいの困りごとがある人を見かけたら、相談窓口を紹介していきます。
	事業者	• 高齢者や障がい者の実態に適応した住居の供給を行っていきます。
社会福祉協議会		• 相談窓口の情報を提供していきます。

### ●施策の展開

#### ■住まいの環境の整備、住居の確保

- 市営住宅の\*バリアフリー化、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者に配慮した住まいの提供を推進することで、高齢者が安心して住み続けることができるよう、住宅環境を整備していきます。
- グループホームの設置促進、市営住宅のバリアフリー化、住宅改修への支援などを通じて、障がいのある人の住居の確保に努めていきます。
- 生活困窮者については、就労の支援と併せて行う住居確保給付金の活用により、住居の確保を支援します。また、敷金・礼金の工面が困難なことや保証人が確保できないことにより、入居の制約を受けるケースなどの場合は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」の登録事業者の支援を活用し、円滑な住居の確保に努めていきます。

● 施策を支える事業

No.	事業名	内容	担当課
1	居宅改善整備費の補助	要介護、要支援者を除く、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の人に、居宅改善整備費の補助を行います。	高齢者支援課
2	生活援助員の派遣	高齢者の生活に配慮した構造と設備を備えた世話付き公営住宅に、生活援助員を派遣し、生活指導や相談に応じるとともに安否の確認を実施します。	高齢者支援課
3	サービス付き高齢者向け住宅の供給の拡大	*バリアフリー構造で、安否確認や生活相談を提供する高齢者に配慮した賃貸住宅の提供を促進し、市民が高齢期に安心して住み続けることができる環境を整備します。	住宅政策課 高齢者支援課
4	*グループホームの設置促進	障がいのある人が地域の中で生活できるよう、地域のバランスを考慮したグループホームの設置を促進します。	障がい者支援課
5	住宅改修の支援	重度身体障害者居宅改善整備費補助事業などにより、住宅改修の支援を行います。	障がい者支援課
6	市営住宅における居住空間の整備の推進	市営住宅の改修や借り上げなどの際に、母子や多子世帯などの子育て世帯、高齢者及び障がい者に対応した居住空間の整備を推進します。	住宅政策課
7	市営住宅のバリアフリー化と優遇入居の実施	誰もが住み慣れた地域や住まいで安心して暮らすことを目指し、高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、市営住宅のバリアフリー化を図ります。 母子や多子世帯などの子育て世帯、高齢者及び障がい者の入居に配慮し、入居抽選にあたっては優遇措置を講じます。	住宅政策課



---

## 第5章 計画の推進

---

# 1 計画推進にあたって

本計画については、市公式ホームページに掲載するとともに、各地域における会議などを通して、広く市民の皆様への浸透を図ります。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、民生委員・児童委員協議会、自治会連合会、\*NPO、ボランティア団体など、地域福祉を担う各団体との協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。

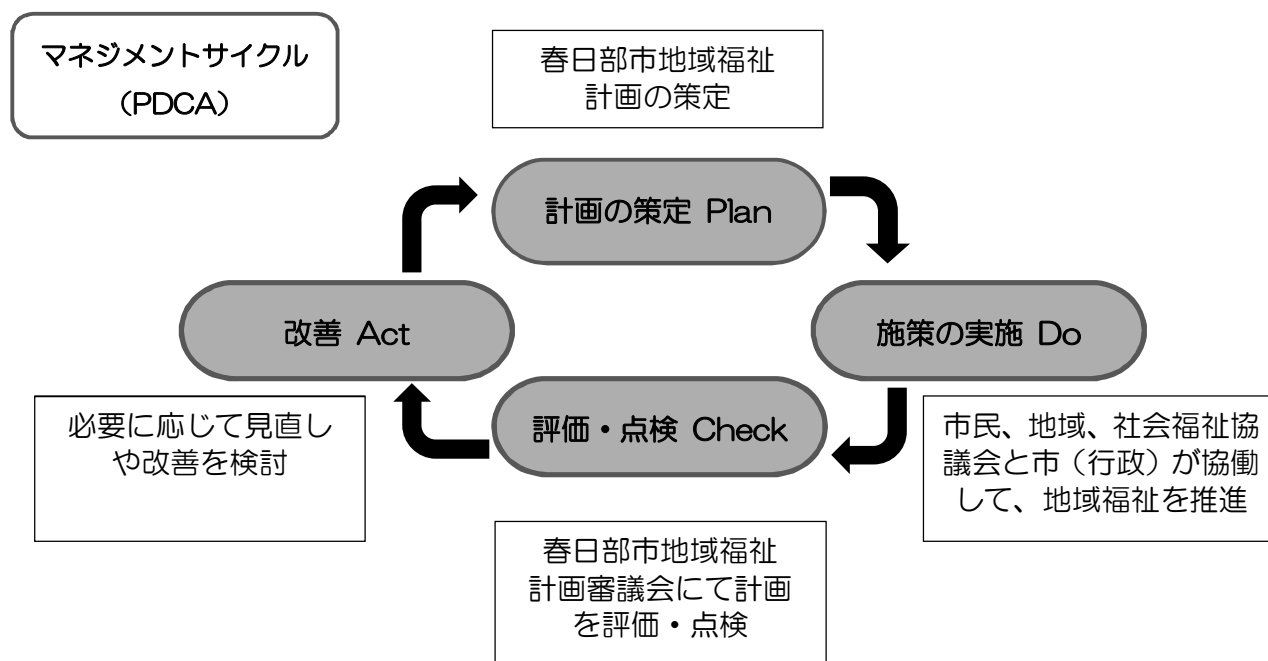
さらに、地域住民の抱える、多様かつ複合的な生活課題に対して、児童分野、高齢者分野、障がい者分野といった福祉3分野だけでなく、医療、保健、雇用・労働、教育、権利擁護などの多岐にわたる連携・協力体制が必要なことから、全庁的に関連する各施策・事業の担当課と連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

# 2 計画の進捗管理・評価

計画を着実に進めていくには、計画を立案し（Plan）、実行（Do）し、基本目標の達成に向けて適切に評価（Check）し、必要に応じて改善（Act）していけるよう、マネジメントサイクル（PDCA）を活用して、進捗管理することが必要です。

進捗管理については、毎年度、第4章に掲げる「施策を支える事業」の達成状況を「春日部市地域福祉計画審議会」に報告し、基本目標ごとに総合的に判断・評価し、必要に応じて見直しや改善を検討しながら、効果的な計画の進捗管理を行っていきます。

また、地域福祉の施策は、児童分野、高齢者分野、障がい者分野などの各分野と深く関連することから、これらに関連する分野別計画との整合、各審議会との連携を図りながら、進捗管理を進めていきます。



---

# 資料編

---

# 1 春日部市地域福祉計画審議会

## (1) 春日部市地域福祉計画審議会条例

### 春日部市地域福祉計画審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づく市の地域福祉計画を策定し、及び同計画の推進を図るため、春日部市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の地域福祉計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部生活支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (2) 名簿

役職	氏名	団体名等	選出区分
会長	木下 聖	公立大学法人 埼玉県立大学	学識経験者
委員	宣 賢奎	学校法人共栄学園 共栄大学	学識経験者
委員	伊澤 秀雄	春日部市自治会連合会	市内各種団体を代表する者
委員	上杉 富美子	春日部市ボランティア活動推進連絡会	市内各種団体を代表する者
委員	小川 晴司	東部中央福祉事務所	市内各種団体を代表する者
委員	河野 かほる	春日部市いきいきクラブ連合会	市内各種団体を代表する者
委員	清水 明	春日部市自立支援協議会	市内各種団体を代表する者
委員	鈴木 浩子	春日部市民生委員・児童委員協議会	市内各種団体を代表する者
副会長	時田 美野吉	社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会	市内各種団体を代表する者
委員	永田 京子	春日部市地域子育て支援協議会	市内各種団体を代表する者
委員	藤井 由美子	地域包括支援センター	市内各種団体を代表する者
委員	山崎 典之	一般社団法人 春日部市医師会	市内各種団体を代表する者
委員	岩井 通雄	市民	公募に応じた市民
委員	村田 小百合	市民	公募に応じた市民



### (3) 開催過程

開催日		議題
第1回	平成30年7月11日	(1) 春日部市地域福祉計画の概要について (2) 春日部市の地域福祉をめぐる状況について (3) 地域福祉に関するアンケート調査の結果について (4) 春日部市地域福祉計画策定スケジュールについて
第2回	平成30年8月7日	(1) 春日部市地域福祉計画骨子(案)について
第3回	平成30年10月9日	(1) 春日部市地域福祉計画(素案)について
第4回	平成30年11月13日	(1) 春日部市地域福祉計画(案)について
第5回	平成31年2月8日	(1) 市民意見提出手続の意見募集結果について (2) 春日部市地域福祉計画(案)について (3) 春日部市地域福祉計画(案)の答申について

### (4) 諮問

春生発第312号  
平成30年8月7日

春日部市地域福祉計画審議会  
会長 木下 聖 様

春日部市長 石川 良三

春日部市地域福祉計画(案)について(諮問)

春日部市地域福祉計画審議会条例(平成30年条例第3号)第2条の規定に基づき、春日部市地域福祉計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

## (5) 答申

春地審発第8号  
平成31年 2月 8日

春日部市長 石川良三様

春日部市地域福祉計画審議会  
会長 木下 聖

### 春日部市地域福祉計画（案）について（答申）

平成30年8月6日付け春生発第312号で諮問のあった春日部市地域福祉計画（案）について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、その旨答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

### 意見

本審議会は、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問された春日部市地域福祉計画（案）は、地域福祉推進の理念のもと、生活課題の解決に向けて、自助、共助、公助を総合的に推進していくための計画であります。市民や市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、地域の事業者、社会福祉協議会、そして市（行政）がそれぞれ担う役割を認識し、協働・連携することにより、本計画の基本理念である「笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部」の実現を目指して、本計画を効率的・効果的に推進してください。

なお、個別の意見については、別紙のとおりです。

## 別紙

### 1 福祉意識の向上と担い手について

地域生活課題の解決に取り組むNPOやボランティア団体、社会福祉法人や地域の事業者による社会貢献活動など、地域の様々な社会資源を活用して、地域の基盤づくりを進めてください。

### 2 助け合い・支え合いの仕組みについて

気軽に立ち寄れ、多世代の人とお話できるよう、居場所・拠点づくりを進めてください。また、コミュニティ活動の活性化や地域のコーディネート機能の強化を図り、支え合いの仕組みづくりを進めてください。

### 3 包括的支援体制について

生活困窮に関する課題は、多様で複合的であることから、生活全般を広く受け止める相談支援の一層の強化に努めてください。また、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などの分野を総合的・包括的に支援できる体制の構築を進めてください。

### 4 誰もが安心して暮らせるまちについて

成年後見制度の利用促進を進めるとともに、差別のない社会づくり、虐待防止の意識づくりと相談体制、差別解消のための意識づくりを進めてください。また、高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難が困難な人を支援する体制の整備を進めてください。

## 2 春日部市地域福祉計画策定庁内検討委員会

### (1) 春日部市地域福祉計画策定庁内検討委員会要綱

#### 春日部市地域福祉計画策定庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 本市の地域福祉計画を策定するため、春日部市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、生活支援課保護担当課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、委員会に自ら出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部生活支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

別表（第3条関係）

防災対策課長	政策課長	財政課長	総務課長	交通防犯課長	市民参加推進課長
庄和総合支所福祉・健康保険担当課長	高齢者支援課長	障がい者支援課長			
こども政策課長	こども相談課長	保育課長	健康課長	健康課健康づくり担当課長	
介護保険課長	国民健康保険課長	商工振興課長	住宅政策課長	学務課長	
指導課長	社会教育課長				

## (2) 開催過程

開催日		議題
第1回	平成30年6月29日	(1) 春日部市地域福祉計画の概要について (2) 春日部市の地域福祉をめぐる状況について (3) 地域福祉に関するアンケート調査の結果について (4) 春日部市地域福祉計画策定スケジュールについて
第2回	平成30年8月2日	(1) 春日部市地域福祉計画骨子(案)について
第3回	平成30年10月1日	(1) 春日部市地域福祉計画(素案)について
第4回	平成30年11月5日	(1) 春日部市地域福祉計画(案)について

### 3 市民意見提出手続き（パブリックコメント）

春日部市地域福祉計画（案）を市公式ホームページ、市政情報室、市内公共施設などで公表し、市民から寄せられた意見を計画策定に生かすことを目的として実施しました。

- 提出方法 電子メール、ファックス、郵送、持参
- 募集期間 2018年（平成30年）12月1日（土）から2019年（平成31年）1月4日（金）
- 意見数 0件

意見内容	件数
計画の理念・目標と体系	0件
基本目標1（福祉意識の向上と担い手づくり）	0件
基本目標2（助け合い・支え合いの仕組みづくり）	0件
基本目標3（包括的支援体制づくり）	0件
基本目標4（誰もが安心して暮らせるまちづくり）	0件
その他要望等	0件

## 4 用語集

本計画書内に使用されている主な（\*の付いた）用語について解説します。

なお、各ページ単位で最初に出てくる単語にのみ\*を付けています。

<p>【あ行】</p> <p><b>アウトリーチ</b>（P51、73、74） 手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味。相談機関などが相談につながらない潜在的な需要者に手を差し伸べて、利用につなげるような取組のこと。</p> <p><b>アクセシビリティ</b>（P88、89） 高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。</p> <p><b>アセスメント</b>（P73、74） サービス利用者の抱える状態や問題を見極め、評価を行うこと。</p> <p><b>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）</b>（P39、56） 互いが友人を紹介し合い、新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーション・サービスのこと。</p> <p><b>NPO</b>（P35、36、37、38、48、51、54、65、74、79、96） NonProfitOrganizationの略で、「民間非営利組織」の意味。利潤を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得た団体をNPO法人（特定非営利法人）と呼ぶ。</p>	<p><b>春日部市地域包括ケアシステム推進センター</b>（P40） 在宅医療と介護の連携拠点となる施設で、地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センター、市民などからの相談支援及び情報提供が実施できる体制を構築している。</p> <p><b>グループホーム</b>（P30、93、94） 病気や障害などで生活に困難を抱えた方々が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。地域社会に受け入れられるように生活することが理想とされる。</p> <p><b>ケアマネジメント</b>（P40、49、68、75、77、78） 社会福祉援助技術の一形態。サービス利用者に対し、アセスメント（情報収集・課題把握）によりニーズを明確化して、社会資源を活用したサービス計画を策定し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程を言う。</p> <p><b>ゲートキーパー</b>（P72） 身近な人の自殺のサインに気付き、話を聞いて必要な支援につなげる人のこと。</p> <p><b>合計特殊出生率</b>（P15） その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を、5歳ごとに算出し合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。</p> <p><b>子育て世代包括支援センター（ぽっぽセンター）</b>（P40、75、77） 妊娠・出産・子育てに関する様々な質問や悩みを相談できるワンストップ窓口。また、母子健康手帳の交付をはじめ、児童手当やこども医療</p>
<p>【か行】</p> <p><b>春日部市総合福祉センター（あしすと春日部）</b>（P60） 高齢者や障がい者をはじめ、全ての市民のための福祉分野の中核施設。高齢者デイサービスセンター、心身障害者（児）福祉センター、在宅介護支援センター、ホームヘルパーステーション、ボランティアセンター、福祉団体交流室、研修室、講習室、調理実習室が設置されている。</p>	



費などの申請、子どもの予防接種の予診票の交付など、子どもに関する手続きを一度に行うことができる。

### 子ども・子育て支援新制度（P6）

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的とし、平成27年4月にスタートした制度のこと。

【さ行】

### 社会福祉法人（P8、54、65、66、74、79、81、84）

社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。その高い公益性にかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による地域貢献活動を行う責務が課されている。

### 自立支援医療（精神通院）（P16）

精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な人の医療費（薬剤費、デイケア、訪問看護も含む）で、自己負担分を公費で負担します。この制度の利用により、利用者負担額は、かかった医療費の原則1割となります。

### 身体障害者手帳（P16）

身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。

### 生活支援コーディネーター（P69、70、82）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす。

### 精神障害者保健福祉手帳（P16）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障がい者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態があると認められたときに交付される手帳のこと。

### 成年後見制度（P40、41、54、85、86、87）

意思能力に継続的な衰えが認められる人に、その衰えを補い、権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援するための制度のこと。

【た行】

### 第三者評価（P83）

社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

### 地域共生社会（P45、48、49、52、74）

「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会のこと。

### 地域包括ケアシステム（P3、40、65、75）

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

### 地域包括支援センター（P27、30、31、40、49、68、69、72、74、75、78）

介護保険法で定められた機関で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどにより、介護予防事業や高齢者本人とその家族に対する相談などを総合的に行う。

### 地域防災計画（P91）

災害対策基本法に基づき、地方防災会議が作成する計画で、「自助」「共助」「公助」の適切な連携により、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的に、災害に関わる事務又は業務を総合的に定めた計画のこと。

<p><b>ツイッター</b>（P 39、56、57） ユーザーが「つぶやき」と呼ばれる140字以内の短い記事を書き込み、他のユーザーがそれを読んだり、返信をすることでコミュニケーションが生まれるインターネット上のサービスのこと。</p> <p>【な行】 <b>ニッポン一億総活躍プラン</b>（P 3） あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指して閣議決定されたもの。</p> <p>【は行】 <b>バリアフリー</b>（P 34、38、44、88、89、93、94） 高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを「心のバリアフリー」という。</p> <p><b>避難行動要支援者</b>（P 91） 高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、迅速な避難をするために支援を必要とする人のこと。</p> <p><b>複合的な課題</b>（P 2、43、45、48、69、73、74、79、83） 高齢者、障害者、児童、生活困窮者などの福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなど。</p>	<p><b>包括的な支援体制</b>（P 2、3、4、5、41、42、44、45、48） 分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要となる。</p> <p>【ま行】 <b>まち・ひと・しごと創生総合戦略</b>（P 12） 人口減少と東京一極集中、地域経済縮小などを背景に、地方公共団体や国が政策目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめたもの。</p> <p>【や行】 <b>要支援・要介護認定者</b>（P 17、42、43） 介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人のこと。</p> <p>【ら行】 <b>療育手帳</b>（P 16） 知的障がい児・者を対象に、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された障がい者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する手帳のこと。</p> <p>【わ行】 <b>我が事・丸ごと</b>（P 3） 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められている。これらの実現には、他人事を「我が事」にかえていくような働きかけを行う機能、住民に身近な圏域で複合的な課題丸ごとや世帯丸ごと、とりあえずの丸ごと受け止める場が必要である。</p>
--	--

## 5 関連法

### (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後、本計画に関連する主な事項を以下に抜粋します。

#### （地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第八八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第六六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業  
2～6 (略)



## 春日部市地域福祉計画

発行：2019年（平成31年）3月

春日部市 福祉部生活支援課

住 所：〒344-8577

埼玉県春日部市中央六丁目2番地

連絡先：048-736-1111（代表）





KASUKABE